年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 181 件

国民年金関係 34 件

厚生年金関係 147 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 118 件

国民年金関係 60 件

厚生年金関係 58 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から同年6月まで

② 昭和52年4月及び同年5月

③ 昭和52年6月

④ 昭和52年7月から53年5月まで

⑤ 昭和53年6月から54年9月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。また、昭和 52 年6 月から 54 年9月までは、付加保険料も納付しているはずである。申立期間の定額保 険料及び付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、3か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は 昭和52年6月頃に払い出されており、当該払出時点で、当該期間の国民年金保険料を 過年度納付することが可能であったこと、申立人は、当該期間の前後の期間の保険料を 過年度納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②、③、④及び⑤については、申立人がこれらの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金加入当初から口座振替により保険料を納付していたと思うと説明しているが、当時の金融機関口座に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、上記払出時の昭和 52 年6月に付加保険料の納付の申出を行っていることが確認でき、同月以降付加保険料を含む保険料を納付することとなるが、申立人の納付記録は、申立期間②は定額保険料が未納、付加保険料の納付の申出月の申立期間③は付加保険料を含む保険料が未納、申立期間④は付加保険料のみが未納、申立期間⑤は付加保険料を含む保険料が未納とされている。これについては、申立人は昭和 54 年

10 月以降付加保険料を含む保険料を継続的に納付していること、及び59 年5月に作成された年度別納付状況リストに口座振替による3か月ごとの付加保険料を含む保険料の納付の旨が記載されていることからみて、54 年 10 月頃に保険料の納付を再開したものと考えられ、当該時点では、申立期間②及び③は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間④は定額保険料の過年度納付は可能であるが、付加保険料を納付することができない期間であること、申立期間⑤はその大部分は付加保険料を納付することができない期間であること、申立期間⑤はその大部分は付加保険料を納付することができない期間であり、定額保険料のみを納付していた状況も認められないことから、上記のような納付状況になったものと考えるのが自然である。

さらに、申立期間②当初の昭和 52 年4月から申立期間⑤終期の 54 年9月までの 33 か月について、行政側が連続して保険料の収納事務処理を誤ったとも考えにくいことなど、申立人が申立期間②の定額保険料、申立期間③及び⑤の付加保険料を含む保険料、申立期間④の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成 13 年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成13年4月及び同年5月

私は、申立期間当時、国民年金保険料の督促に来た女性に保険料を納付し、その後は納付書で保険料を毎月納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国 民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、申立期間当時、保険料を督促に来た女性に保険料を納付したと説明しており、申立人が居住している区を管轄する社会保険事務所(当時)では過年度保険料を自宅訪問して徴収する職員を配置していたことが確認できること、オンライン記録から、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成9年7月以降60歳到達前の19年*月までの保険料について、10年4月から11年9月までの期間及び12年10月並びに申立期間の計21か月分を除き、全て過年度納付していることが確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年8月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和50年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月から同年10月まで

私の母は、私が結婚するまで私の国民年金保険料を納付してくれていた。また、私は、厚生年金保険から国民年金への切替手続の際、何度も未納期間の有無を確認してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を全て納付していること、申立期間直後の平成9年11月から厚生年金保険に再加入する前の11年2月までの保険料は6回に分けて過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、申立期間に係る過年度納付書も受け取っていたものと考えられること、申立人の保険料を納付していたとする母親は、申立期間の自身の保険料は納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から同年9月まで

私の国民年金保険料は、夫が納付してくれていた。申立期間について、夫の保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人の国民年金保険料を納付していたとする夫は、申立期間の自身の保険料を納付している。

また、夫の保険料が納付済みであった申立期間前の昭和43年4月から44年7月までの期間については、申立人が43年9月から45年12月まで居住していた市の国民年金被保険者名簿により保険料を納付していたことが確認されたため、平成22年7月8日になって納付記録が追加されており、申立人に係る納付記録が適切に管理されていなかった状況が認められるなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和32年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年1月から同年3月まで

私の母は、私及び兄姉の国民年金の加入手続をしてくれて、それぞれ結婚するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立期間の前後の期間の保険料は納付済みである。

また、保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金制度発足当初から 60 歳に到達するまでの期間の保険料を全て納付していること、申立人の国民年金手帳の記号番号は兄二人、姉及び義兄と連番で昭和 53 年8月に払い出されており、兄等はいずれも当該払出時点で過年度納付が可能であった 51 年7月分まで遡って保険料を納付し、その後の兄二人の婚姻までの保険料は納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られず、申立期間当時に保険料を納付することが困難な状況にあったと認められる事情も見られない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から51年3月まで

② 昭和52年4月から同年12月まで

私の母は、昭和35年10月頃に、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。申立期間の国民年金保険料は、夫や同居していた夫の母が納付してくれていたが、離婚後の昭和40年8月から私の母が納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間の②について、オンライン記録によれば、申立人の国民年金の手帳記号番号は、昭和53年7月頃に払い出されていることが推認できることから、当該払出しの時点において、申立期間の②の国民年金保険料を過年度納付することが可能である。

また、申立期間の②当時に申立人の保険料を納付したとする申立人の母は、申立期間に係る保険料は納付済みである。

さらに、申立期間は9か月と短期間であり、オンライン記録によれば、申立人の申立期間の②の前後の期間の保険料は納付されていることが確認できる。

2 一方、申立期間の①について、申立人は「私の母は、昭和35年10月頃に、私の国 民年金の加入手続を行ってくれた。申立期間の保険料は、夫や同居していた夫の母が 納付してくれていた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、前述のとおり 53 年7月頃に 払い出されていることが推認でき、当該払出しの時点においては申立期間の①の保険 料は時効により納付することができない。また、申立期間の①当時、申立人に別の手 帳記号番号が払い出された事情は見当たらない。

加えて、申立人の夫及び夫の母が申立期間の①の保険料を納付していたことを示す

家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続を行ったとする申立人の母及び婚姻中の期間の保険料を納付してくれたとする夫は既に死亡しており、夫の母も連絡先が不明であることから、申立期間の①当時の保険料の納付状況等について聴取することができない。

このほか、申立人の夫及び夫の母が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の①及び②のうち、 申立期間の②の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 12 月及び 55 年 1 月の国民年金保険料については、納付していた ものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月及び55年1月

私は、申立期間当時、国民年金保険料を納付書により3か月ごとに金融機関で納付してきた。昭和54年10月上旬に出産のため実家へ里帰りをしたが、出産後に自宅へ戻り、納付していなかった期間の保険料を遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、2か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の 国民年金保険料を現在まで全て納付している。

また、申立人が納付したと説明する金額は、当時の保険料額とおおむね一致しており、保険料を納付したとする金融機関は当時開設され、保険料の収納を取り扱っていたこと、申立人が申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られないことなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から41年3月まで

② 昭和54年1月から同年3月まで

私は、結婚した昭和 40 年4月に区の出張所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を夫婦一緒に納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3か月と短期間であり、申立人は、当該期間を除き、当該期間前後を含めて昭和41年4月から厚生年金保険に加入する63年5月までの国民年金保険料を全て納付している上、保険料を納付したとする郵便局は当時開設されていたことなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、当該期間の保険料を納付した場所及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和41年4月以降に払い出されていることが確認できるものの、申立人は遡って保険料を納付したことはないと説明しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から同年6月までの期間及び同年10月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで

② 昭和43年1月から44年3月まで

③ 昭和46年4月から同年6月まで

④ 昭和46年10月から47年3月まで

私の長兄は、私の国民年金の加入手続を行い、私が実家から転居する昭和 42 年頃まで国民年金保険料を納付してくれていた。転居後は、私が保険料を納付してきた。 申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③及び④については、3か月及び6か月と短期間であり、前後の国民年金保 険料は納付済みである上、当該期間前後を通じて申立人の仕事や住所に変更は無く、生 活状況に大きな変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人の長兄及び申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間①については、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする長兄から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 40 年8月時点では、当該期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であり、特殊台帳によると、申立期間①直後の昭和 40 年度の保険料は、41 年3月 31 日に一括で納付されていることが確認できる。

さらに、申立期間②ついては、申立人は、国民年金の住所変更手続の時期、保険料の納付方法、納付場所及び納付金額の記憶が曖昧であり、戸籍の附票によると、申立人の

住所変更は昭和42年12月となっているが、転居先の区の国民年金被保険者名簿索引票によると、申立人の国民年金に係る転入手続が45年3月に職権で行われたことが確認でき、この時点で当該期間の保険料は過年度納付することは可能であるものの、申立人は、遡って保険料を納付した記憶が曖昧であるなど、長兄及び申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間①当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 4月から同年6月までの期間及び同年10月から47年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年8月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月から40年3月まで

私は、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、最初の頃は自宅に集金に来る区役所の担当者に、その後は納付書で支払っていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料を 60 歳に到達するまで全て納付しており、申立人が一緒に納付していたとする夫も、昭和 40 年4月以降の国民年金加入期間の保険料を 60 歳に到達するまで全て納付している。

また、申立期間は8か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年1月時点で、申立期間は保険料を現年度納付することが可能な期間である上、申立人の所持する領収証書及び年金手帳の検認印により、申立期間より後の41年4月から47年12月までの期間及び49年1月から同年12月までの期間の保険料については、全て現年度納付されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年2月から38年5月までの期間、43年9月及び50年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年2月から38年5月まで

- ② 昭和39年12月から41年8月まで
- ③ 昭和43年9月から同年11月まで
- ④ 昭和50年4月から同年6月まで
- ⑤ 昭和54年4月から同年6月まで
- ⑥ 昭和55年11月から56年4月まで

私の妻は、私が転職する度に私の国民年金の再加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。申立期間②及び③が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間①、④、⑤及び⑥の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳は昭和 38 年7月1日に発行されており、当該期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能であり、申立人の保険料を納付していたとする妻は、当該期間のうち 37 年2月、同年3月及び同年 11 月から 38 年3月までの期間の自身の保険料を過年度納付しているほか、申立人の国民年金手帳は、申立人が同年6月に厚生年金保険適用事業所に就職した後に発行されているため、申立人は当該期間の保険料を納付するため国民年金に加入したものと考えるのが相当であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間③のうち昭和 43 年9月については、申立人が所持する国民年金手帳の当該期間の検認記録欄には同年4月から同年9月までの保険料を同年5月に納付したことを証する検認印が押されており、また、当該期間当時に申立人が居住していた区が作成した国民年金被保険者名簿には当該期間の保険料が 47 年 10 月 18 日に還付されたことが記載されているものの、保険料の還付事務を所管する日本年金機構の還付整理簿には当

該保険料が還付されたことを示す記載は無いことから、還付されたものと認めることができず、当該期間の保険料は納付されていたものと認めることが相当である。

申立期間④については、当該期間は3か月と短期間であり、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであるほか、申立人の保険料を納付していたとする妻自身の当該期間の保険料も納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②、③のうち 43 年 10 月及び同年 11 月、⑤並びに⑥については、申立人の妻がこれらの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間②、③のうち 43 年 10 月及び同年 11 月については、妻は、保険料の納付方法、納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧であるほか、申立人が所持する年金手帳には当該期間は国民年金の資格喪失期間であったことが記載されており、当該期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間⑤及び⑥については、妻は保険料の納付額に関する記憶が定かでなく、当該期間の妻自身の保険料も未納であるなど、妻がこれらの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 2月から 38 年 5 月までの期間、43 年 9 月及び 50 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していた ものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立期間 : 平成4年4月から5年3月まで

私は、平成4年4月頃に国民年金の加入手続を行い、余裕がある時に国民年金保険料を納付し、住所変更の手続を行った5年3月に未納であった保険料を一括して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成4年 12 月時点で、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立人が国民年金の加入手続を行ったと説明している市役所支所は、申立期間当時に開設されており、加入手続を行うことが可能であった。

また、申立人は、申立期間の保険料は、4か月分を転居前の市で納付し、残りの8か月分を転居先の市で一括して納付し、納付した金額は7、8万円であったと説明しており、その金額は申立期間の8か月分の保険料額とおおむね一致しており、当該転居に伴う住所変更の手続は適切に行われたことが、申立人が所持する年金手帳の記載及びオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年4月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成元年3月まで

私は、父が病気で倒れたのを契機に国民年金の大切さを認識し、国民年金に加入し 申立期間の国民年金保険料を一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされている ことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国 民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成元年3月頃に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付又は過年度納付することが可能であったほか、申立期間直前の昭和62年9月から63年3月までの保険料は平成元年7月に過年度納付されていることが、申立人が所持する領収証書で確認でき、当該納付時点で申立期間の保険料は過年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったとする事情も見られない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年5月から43年3月まで

② 昭和45年4月から46年3月まで

私は、国民年金の加入手続を行い、年金手帳を受領する前に区出張所で納付書により国民年金保険料を納付した。昭和 45 年4月に結婚し、区内転居をした際にも、転居先の近くの区出張所に納付書を持参して保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、12 か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 44 年4月頃に払い出されており、申立人は、当該払出時点で現年度納付することが可能な 43 年4月から平成17年に60歳になるまでの保険料を、当該期間を除き全て納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の手帳記号番号の払出時点では、昭和42年1月から43年3月までの保険料は過年度納付することが可能であったものの、申立人は遡って保険料を納付した記憶は無いと説明しているほか、申立人が保険料を納付したとする区出張所では、過年度保険料の収納を行っていないことが確認できる。また、当該期間のうち40年5月から41年12月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年

4月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年3月まで

私の父は、私が昭和 47 年 12 月に退職後、国民年金の加入手続をしてくれた。48 年 10 月に再就職し、会社の総務担当者から国民年金と厚生年金保険の両方で保険料を納めているので国民年金をやめるように言われたことで、初めて父が私の国民年金保険料を納めていたことが分かり、私が市役所で返金手続をしたことを覚えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された 昭和 48 年9月時点では、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であった。

また、申立期間の保険料を家族の分と一緒に納付していたとする申立人の父親及び申立期間当時同居していた申立人の次兄及び三兄は申立期間を含む 42 年4月以降の国民年金加入期間の保険料を全て納付しているほか、申立期間直後の 48 年4月から同年9月までの期間は、国民年金被保険者名簿で納付記録が確認できたことから平成 22 年 12月に納付済みに記録が訂正されており、行政側の記録管理が適切に行われていなかった状況が認められるなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47月4月から48年3月まで

私は、国民年金の加入手続を行い、集金人が自宅に最初に来たときに遡って納付できる期間の納付書をもらい、金融機関で国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 48 年2月に払い出されており、申立 人は、申立期間の保険料を自宅に最初に集金人が来たとき作成してもらった納付書によ り金融機関で納付したと説明しており、当時の過年度保険料の納付方法と合致するほか、 申立期間直前の 46 年4月から 47 年3月までの保険料は 48 年6月 16 日に過年度納付さ れていることが申立人の所持する領収証書で確認でき、当該納付時点で申立期間の保険 料は過年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から38年3月まで

② 昭和52年7月から53年3月まで

私は、申立期間①については、昭和38年春頃、自宅に来た国民年金の集金人に1年分の国民年金保険料をまとめて納付した際、私の国民年金手帳が見つからず、集金人に領収証書をもらった記憶がある。また、申立期間②については、申立期間の領収証書を持っており、保険料の還付手続をした記憶や還付金を受けた記憶は無い。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間は12か月と短期間であり、申立人は昭和42年4月以降、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和38年2月時点で、当該期間の保険料は現年度納付することが可能であり、申立人は、38年春頃に自宅に来た集金人に1年分の保険料をまとめて納付した際、国民年金手帳が見つからず領収証書をもらったこと、保険料をまとめて納付したのは1回だけであったことを具体的に説明しており、申立期間当時、申立人が居住していた区では、37年12月から納付書による保険料の現金徴収を認めていたとしており、当時の保険料の納付方法と合致するほか、申立人が納付したとする金額は、当該期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が所持する領収証書により、申立人は 当該期間の国民年金保険料を納付していることが確認できるが、当該期間は厚生年金保 険加入期間であり、当該期間の保険料が還付されていることについて、不自然さは見ら れないほか、「還付・充当・死亡一時金リスト」には、当該期間の保険料は 53 年4月 28 日に還付決議が行われた旨が記載されており、同リストに記載された申立人の手帳 記号番号、氏名、還付対象期間及び還付金額に不合理な点は認められず、ほかに申立人 に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4月から 38 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から47年3月まで

私は、国民年金の加入手続の際に、区職員から請求され、国民年金保険料を遡って 納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き60歳以降の任意加入期間 も含め国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和47年12月時点で、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であり、申立人は、国民年金の加入手続の際に区職員に厚生年金保険被保険者期間及び脱退手当金を受領したことを伝え、区職員の指示された期間の保険料を遡って納付したと具体的に説明しており、申立人が一緒に保険料を納付したとする夫は、申立期間の自身の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年3月まで

私の夫は、夫婦二人分の国民年金保険料を区支所で納付してくれていた。申立期間の保険料が夫は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 24 か月と比較的短期間であり、申立期間直前の期間の国民年金保険料は納付済みである。

また、申立人の国民年金の手帳記号番号は昭和 46 年6月頃に夫婦一番違いで払い出されていることが手帳記号番号払出簿で確認でき、申立期間の保険料は、現年度納付することが可能な期間であり、夫婦二人分の保険料を一緒に納付したとする夫は、数か月に一度納付書により区支所で保険料を納付したと説明しており、その内容は申立期間当時の納付書による納付方法及び納付頻度と合致しているほか、申立期間の自身の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から同年9月までの期間及び56年12月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: ① 昭和48年5月から同年9月まで

② 昭和56年12月から57年3月まで

私は、母から国民年金に加入するように言われて国民年金に加入し、申立期間の国 民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月及び4か月とそれぞれ短期間であり、申立人は昭和48年5月に国民年金に任意加入した後は、申立期間を除き60歳に到達するまで国民年金保険料を全て納付している。

申立期間①については、国民年金手帳の記号番号の払出時点で現年度納付が可能であり、申立期間直後の期間の保険料は納付済みであるほか、当該期間当時に申立人が居住していた市では5月に加入手続をした被保険者に対しては国民年金手帳と5月分及び6月分の納付書を同封し発送していたとしているなど、申立内容に不自然さは見られない。申立期間②については、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであるほか、申立人の夫の仕事及び申立人の住所に変更は無く生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで

② 昭和38年6月から40年1月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、自宅に来た集金人に国民年金保険料を納付してくれていたはずである。私が集金人に又は区役所出張所で保険料を納付したときもあった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間は 12 か月と短期間であり、当該期間直後の期間の 国民年金保険料は納付済みである。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出され、国民年金制度が発足した昭和 36 年4月時点で、当該期間の保険料を現年度納付することが可能であり、申立人は、申立人自身又はその母親が、集金人に又は出張所で保険料を納付したと説明しており、申立人が当時居住していた区の徴収員制度は 36 年4月から行われていたこと、当該出張所は当該期間当時開設されており保険料の収納を行っていたことなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人及びその母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は当該期間前に厚生年金保険加入期間があるため、当該期間の保険料を納付するためには国民年金の再加入手続をする必要があるが、申立人は国民年金の再加入手続に関与しておらず、申立人の再加入手続を行ったとする母親から当時の再加入手続について聴取することができないため、当時の状況が不明であること、申立人には再加入手続を行った記憶や母親から聞かされた記憶は無いことなど、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年

4月から37年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、昭和 36 年頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。 申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年4月以降、免除期間を除き国民年金保険料を全て納付している。 また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された36年5月時点から、申立期間の 保険料は現年度納付することが可能である上、申立期間及びその前後の期間を通じて申 立人の住所や職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容 に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月から47年3月まで

② 昭和48年4月から同年12月まで

私は、申立期間①を含む昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料を、50年10月23日に第2回特例納付で納付した領収証書を所持している。また、妻は、昭和47年4月から48年3月までの1年分の私の保険料をまとめて49年7月30日に納付した後に、申立期間②の保険料も納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、9か月間と短期間であり、申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から、申立期間を除き60歳に至るまで、国民年金保険料を全て納付している上、申立人の所持する領収証書により、申立期間②直前の47年4月から48年3月までの1年分の保険料を49年7月30日に、申立期間②の後の49年4月から12月までの9か月分の保険料を50年1月9日に納付していることが確認でき、両納付時点で申立期間②は保険料を過年度納付することが可能な期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人は、当該期間を含む昭和 45 年4月から 47 年3月までの 24 か月分の保険料を、第2回特例納付により、50 年 10 月 23 日に 遡って納付した領収証書を所持しているものの、特例納付は、国民年金法附則第 18 条の第3項により、「先に経過した月の分から順次行うもの」とされていたため、年度別納付状況リストによると、当該保険料は当該納付時点で未納であった 43 年7月から 45 年6月までの 24 か月分の保険料として収納されていることが確認でき、社会保険事務所(当時)の事務処理に不自然さは見当たらないことなど、申立人が、当該期間の保険

料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和60年7月から同年9月まで

私の国民年金保険料は、結婚してから妻が納付書により郵便局で定期的に納めてくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻直後の昭和 51 年1月から、申立期間を除き現在に至るまで国民年金 保険料を全て納付している。また、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間前後の 保険料は納付済みである上、申立期間当時、申立人の住所及び職業に変更は無く、生活 状況に大きな変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から同年10月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年8月から同年12月まで

② 昭和51年4月から同年10月まで

私は、昭和50年8月に会社を退職後、国民年金に未加入であったが、同年10月に 婚姻し、同年11月に区役所で国民年金の加入手続を行うとともに付加保険料の申出 も行い、付加保険料も納付したと思う。申立期間①及び②の付加保険料が未納とされ ていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、オンライン記録及び年度別納付状況リストによると、申立人は、昭和51年1月に付加保険料の納付の申出を行っていることが確認でき、当該期間は7か月と短期間であり、前後の付加保険料は納付済みである。また、申立人は、当該期間以降は平成元年10月に厚生年金保険に加入するまで国民年金保険料を付加保険料を含めて全て納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、前述のとおり、申立人は、付加保険料の納付の申出を当該期間直後の昭和51年1月に行っていることから、当該期間は付加保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から同年10月までの付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、昭和 52 年1月から同年4月までの期間の納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から同年4月まで

私の妻は、私が昭和 52 年1月に会社を退職した際、私の国民年金の加入手続を行い、 申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。妻の申立期間の保険料は納付済みとさ れているにもかかわらず、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録及びA市の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立期間当初の昭和52年1月から同年3月までの期間に払い出されていることが推認でき、申立人の国民年金の加入手続を行い国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、「母から『年金が途切れないように』と勧められていたので、夫が会社を退職後すぐに、自宅近くにあるA市役所で夫の国民年金の加入手続を行い、納付書が送られてきた都度、同市役所で保険料を納付していた。」と具体的に述べており、申立内容に不自然さは見受けられない。

また、申立期間は4か月と短期間であり、オンライン記録によると、申立人の国民年金の加入期間の保険料は、申立期間を除き、全て納付されている。

さらに、申立人の妻は、オンライン記録によると、申立期間を含め、自身の国民年金に任意加入した昭和 51 年5月以降の国民年金の加入期間の保険料を全て納付していることから、申立人の妻の保険料の納付意識は高いことがうかがわれる。

加えて、申立期間当時において、申立人及びその妻と同居していたとする申立人の義母は、オンライン記録によると、国民年金制度発足当初の昭和36年4月から60歳到達前の58年*月までの期間の国民年金の加入期間の保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月から49年12月まで

② 昭和53年10月から同年12月まで

私は、結婚後、妻に夫婦二人の国民年金の加入手続をしてもらい、その際遡って国 民年金保険料を納付し、その後の保険料も妻に依頼して一緒に納付してもらった。申 立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3か月と短期間であり、申立人は当該期間の前後の期間の国民年金保険料を納付している。また、申立人の昭和54年6月分の保険料は同月が厚生年金保険の被保険者期間であったことから同年12月24日に還付決定され、55年1月25日に還付金が支払われているが、当該還付決定時点で当該期間が未納期間とされていた場合には、当該期間のうち1か月分に充当することが可能であったにもかかわらず、充当処理が行われていないことから、当該還付決定当時、当該期間は未納期間とされていなかったと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 50 年9月に払い出されており、当該払出時点で当該期間の保険料は過年度納付することが可能であるが、申立人は、遡って納付した保険料額、納付月数等の記憶が曖昧であり、妻は、納付状況に関する記憶が曖昧で、申立人と同様当該期間直後の 50 年1月から保険料の納付を開始しているなど、申立人及びその妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から同年3月まで

私は、国民年金に加入後は、定期的に国民年金保険料を納付しており、3か月だけ納付しなかったということは考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和46年11月に払い出され、申立人は、同年4月以降平成4年9月に厚生年金保険に切り替わるまで申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、申立期間内の昭和 57 年3月5日に転居しているが、申立人が所持する年金手帳の記載内容から、当該転居に伴う住所変更手続を適切に行っていることが確認でき、転居前又は転居後の区において申立期間に係る保険料の納付書を受け取っていたものと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から52年3月までの期間及び52年7月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年7月から52年3月まで

② 昭和52年7月から53年3月まで

私は、会社退職時に事務担当から国民年金の加入手続をするように言われ、自身で加入手続を行い、市役所で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はそれぞれ9か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は、厚 生年金保険の被保険者資格喪失後の昭和51年3月10日に払い出されており、申立人は、 同年1月以降、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している。

また、手帳記号番号払出時期からみて、申立期間の保険料を現年度納付することは可能であり、申立期間の前後の期間の保険料は全て現年度納付されていることが特殊台帳で確認できること、申立人は申立期間内の昭和52年1月に入籍して市内転居しているが、申立期間当時申立人が居住していた市では、各年度初めに当該年度分の納付書を送付していたとしており、申立人は、申立期間に係る現年度納付書を受け取っていたものと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和54年12月から56年11月までの国民年金保険料については、付加保 険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要 である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月から56年11月まで

私は、平成 10 年に国民年金保険料の還付金を受け取ったが、還付の対象は私が会計事務所で働いていて厚生年金保険に加入していた期間のものと思っていた。しかし、その還付金には、会計事務所を辞めた後の申立期間の保険料が含まれていたことが過日分かった。申立期間の保険料は誤って還付されており、申立期間が国民年金に未加入で、付加保険料を含む保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収証書から、申立人は、申立期間を含む昭和 54 年度の国民年金保険料を昭和 54 年4月 24 日、55 年度の保険料を 55 年4月 28 日、56 年度の保険料を 56 年4月 28 日にそれぞれ付加保険料を含めて前納していることが確認でき、また、オンライン記録から、申立人に対しては、昭和 54 年6月から 56 年 11 月までの保険料相 当額が平成 10 年4月 22 日に還付決議され、その後、申立人の金融機関口座に振り込まれたことが確認できる。

オンライン記録から、申立期間直前の厚生年金保険の被保険者資格の取得日は昭和54年6月11日で、被保険者資格の喪失日は同年12月21日であることが確認できるが、平成10年3月10日の当該厚生年金保険加入期間の記録追加に伴う国民年金の資格喪失日は、厚生年金保険の資格取得日と同一の昭和54年6月11日となっているものの、国民年金の資格取得日は当該厚生年金保険の資格喪失日の2年後の56年12月21日とされ、申立期間は未加入期間とされていることが確認でき、上記の保険料還付は当該記録追加に対応したものと考えられる。

しかし、申立人の国民年金の資格取得日を昭和 56 年 12 月 21 日とし、還付対象期間 の終期を同年 11 月とする理由は見当たらず、還付理由が「厚生年金等加入」とされて いることから、行政側が申立人の国民年金の資格取得日を2年誤って56年12月21日とし、申立人が厚生年金保険の資格を喪失した後の申立期間の保険料も還付したものと考えられる。

誤った国民年金の資格取得日の記録追加により、申立期間を含む保険料の納付済期間が無資格期間となり、保険料相当額が還付されているが、申立期間は厚生年金保険の被保険者期間ではなく、本来は国民年金の被保険者となる期間であったと考えられ、申立期間の保険料を納付した事実が認められることから、申立期間は保険料納付済期間と考えるのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含む 国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成18年9月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和57年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月から同年11月まで

私は、申立期間当時に勤務していた会社の試用期間の間は厚生年金保険に加入する ことができず、国民年金に加入し、平成 19 年度中に申立期間の国民年金保険料を納 付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月間と短期間であり、申立人が所持している平成18年9月17日の受付印が押された区役所国民年金係交付の「国民年金被保険者関係届(申出)書[お客様控]」には「加入届(18.9.1~)」と記載されており、申立人は、申立期間の国民年金加入手続を適切に行っていることが確認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付資金として金融機関口座から出金したと説明している金額は、申立期間の保険料額とおおむね一致しているほか、申立人は平成20年12月に厚生年金保険適用事業所を退社した後には国民年金保険料を納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年2月までの期間のうち2か月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年2月までの期間のうち2か月 私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、私が婚姻するまでの期間の国民年金保 険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに 納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民 年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和36年9月20日に払い出されており、 申立期間の保険料は現年度納付することが可能であるほか、申立人は、申立人の国民年 金の加入手続及び保険料を納付していたとする母親から、国民年金に加入後の昭和37 年3月に申立人が婚姻するまでの保険料を全て納付していたことを聞き、その際に母親 から国民年金手帳を渡されたと具体的に説明しているなど、申立内容に不自然さは見ら れない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち2か月について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から同年12月まで

私は、国民年金保険料の納付は義務だと思っていたので、未納の期間は無いはずであり、もしも未納期間があると分かれば納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民 年金保険料をおおむね納付しているほか、申立人は申立期間の保険料は納付書により金 融機関で納付したと説明しており、その内容は申立期間当時に実施されていた納付方法 と合致している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 51 年6月に払い出されており、申立 期間の保険料は現年度納付することが可能であり、申立人が所持する年金手帳に貼付さ れている保険料の領収証書では58年6月に昭和58年度の保険料を現年度納付している ことが確認でき、当該納付時点では申立期間の保険料を過年度納付することが可能であ ったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで

私は、20歳前から父の会社に勤務しており、父は、私が20歳になった昭和45年に私の国民年金の加入手続を行い、52年に亡くなるまで、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、当該期間を除き、昭和 45 年6月から平成 20 年 11月に厚生年金保険に加入するまでの国民年金保険料が全て納付済みとなっている。

また、保険料を納付してくれていたとする申立人の父親は、昭和36年4月から46年3月までの10年年金の保険料が、同居の母親は、36年4月から60歳に至るまでの期間の保険料が全て納付済みである。

さらに、申立人の国民年金被保険者名簿によると、申立期間の保険料は、直前の昭和49年4月から同年12月までの保険料が一括納付された49年8月時点で現年度納付することが可能であり、直後の昭和50年度の保険料が一括納付された50年5月時点で過年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京厚生年金 事案 14901~14971 (別添一覧表参照)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を<標準賞与額>(別紙一覧表参照)とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名

基礎年金番号 :

生年月日:

住 所:

別添一覧表参照

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月13日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付に反映されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった支給控除一覧表及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の 訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保 険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であるこ とから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。し たがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記支給控除一覧表におい て確認できる厚生年金保険料控除額から、<標準賞与額> (別添一覧表参照) とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったことを認めており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件 71件 (別添一覧表参照)

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
14901	男		昭和25年生		29 万 2,000 円
14902	男		昭和21年生		24 万 3,000 円
14903	男		昭和34年生		36 万 8,000 円
14904	男		昭和22年生		32 万 1,000 円
14905	男		昭和24年生		31 万 2,000 円
14906	男		昭和25年生		21 万 4,000 円
14907	男		昭和24年生		17 万 5,000 円
14908	男		昭和25年生		21 万 4,000 円
14909	男		昭和38年生		94 万 1,000 円
14910	男		昭和34年生		43 万 8,000 円
14911	男		昭和20年生		28 万 8,000 円
14912	男		昭和44年生		37 万 円
14913	男		昭和33年生		43 万 8,000 円
14914	男		昭和24年生		19 万 5,000 円
14915	男		昭和23年生		94 万 5,000 円
14916	男		昭和25年生		27 万 3,000 円
14917	男		昭和28年生		21 万 4,000 円
14918	男		昭和28年生		32 万 1,000 円
14919	男		昭和27年生		28 万 2,000 円
14920	男		昭和29年生		25 万 3,000 円
14921	男		昭和48年生		23 万 4,000 円
14922	男		昭和27年生		14 万 6,000 円
14923	男		昭和27年生		56 万 5,000 円
14924	男		昭和38年生		47 万 7,000 円
14925	男		昭和33年生		22 万 4,000 円
14926	男		昭和38年生		23 万 4,000 円
14927	男		昭和40年生		21 万 4,000 円
14928	男		昭和36年生		25 万 3,000 円
14929	男		昭和34年生		29 万 2,000 円
14930	男		昭和26年生		30 万 2,000 円
14931	男		昭和37年生		25 万 3,000 円
14932	男		昭和58年生		23 万 4,000 円
14933	男		昭和34年生		27 万 3,000 円
14934	男		昭和32年生		21 万 4,000 円
14935	男		昭和57年生		32 万 1,000 円
14936	男		昭和22年生		28 万 2,000 円
14937	男		昭和54年生		30 万 2,000 円
14938	女		昭和30年生		35 万 6,000 円
14939	男		昭和56年生		20 万 4,000 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
14940	男		昭和48年生		23 万 4,000 円
14941	男		昭和39年生		20 万 4,000 円
14942	男		昭和38年生		20 万 4,000 円
14943	男		昭和34年生		23 万 4,000 円
14944	男		昭和42年生		23 万 8,000 円
14945	男		昭和53年生		19 万 5,000 円
14946	男		昭和57年生		19 万 5,000 円
14947	男		昭和33年生		19 万 5,000 円
14948	男		昭和33年生		29 万 2,000 円
14949	男		昭和45年生		20 万 4,000 円
14950	男		昭和35年生		21 万 4,000 円
14951	男		昭和42年生		39 万 円
14952	男		昭和49年生		19 万 5,000 円
14953	男		昭和39年生		22 万 4,000 円
14954	女		昭和33年生		68 万 9,000 円
14955	女		昭和35年生		22 万 4,000 円
14956	女		昭和55年生		23 万 4,000 円
14957	男		昭和33年生		12 万 6,000 円
14958	男		昭和44年生		12 万 6,000 円
14959	男		昭和47年生		12 万 6,000 円
14960	男		昭和37年生		12 万 6,000 円
14961	男		昭和40年生		12 万 6,000 円
14962	男		昭和57年生		14 万 6,000 円
14963	男		昭和46年生		14 万 6,000 円
14964	男		昭和30年生		17 万 5,000 円
14965	男		昭和48年生		4万 8,000円
14966	男		昭和39年生		4万 8,000円
14967	男		昭和42年生		4万 8,000円
14968	男		昭和52年生		4万 8,000円
14969	男		昭和36年生		4万 8,000円
14970	男		昭和46年生		4万 8,000円
14971	女		昭和48年生		4万 8,000円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和43年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月31日

- ② 平成17年12月28日
- ③ 平成18年7月31日
- ④ 平成18年12月28日
- ⑤ 平成19年7月31日
- ⑥ 平成19年12月28日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書(賞与)及びA社から提出された賞与一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保 険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の 賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額の いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記給料支払明細書(賞与)及び賞与一覧表において確認できる賞与額から、それぞれ 15 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成20年6月9日とされ、同日から同年8月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、事業主は、申立人が主張する同年6月9日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、当該記録を取り消し、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年6月9日に訂正することが必要である。なお、申立期間の標準報酬月額については、17万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和58年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年6月9日から同年8月1日まで

A社に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが 分かった。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間は給付の対象と ならない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における被保険者記録は、資格取得日が平成20年6月9日とされ、同日から 同年8月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎と なる被保険者期間とならない期間と記録されている。

一方、在籍正明書、タイムカード、源泉徴収票及び雇用保険の加入記録により、申立人は平成20年6月9日からA社に継続して勤務していることが確認できる。

また、A社が加入する厚生年金基金及び健康保険組合の加入記録によると、申立人の資格取得日は、いずれも平成20年6月9日と記録されており、厚生年金基金及び健康保険組合は複写式の届出用紙を使用していた旨回答しているとともに、健康保険組合から提出された健康保険被保険者資格取得届には「厚生年金分有り」のゴム印が押されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が平成 20 年6月9日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準時間月額については、申立人に係る厚生年金基金及び健康保険組合の記録から、17万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 12 月 10 日は 24 万 5,000 円、17 年 6 月 29 日は 23 万 6,000 円、同年 12 月 9 日は 24 万 1,000 円、18 年 6 月 30 日は 24 万 4,000 円、19 年 12 月 10 日は 27 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和42年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日

- ② 平成17年6月29日
- ③ 平成17年12月9日
- ④ 平成18年6月30日
- ⑤ 平成19年12月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が 無いことが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額を 認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された所得税源泉徴収簿及びA社の顧問先である税理士事務所から提出された賞与統計表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準 賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業 主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標 準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定す ることとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿及び

賞与統計表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 16 年 12 月 10 日 は 24 万 5,000 円、17 年 6 月 29 日は 23 万 6,000 円、同年 12 月 9 日は 24 万 1,000 円、18 年 6 月 30 日は 24 万 4,000 円、19 年 12 月 10 日は 27 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、申立期間 に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行してい ないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月10日は4万8,000円、17年6月29日、同年12月9日、18年6月30日及び19年12月10日は5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和49年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日

② 平成17年6月29日

③ 平成17年12月9日

④ 平成18年6月30日

⑤ 平成19年12月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が 無いことが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額を 認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された所得税源泉徴収簿及びA社の顧問先である税理士事務所から提出された賞与統計表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準 賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業 主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標 準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定す ることとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿及び 賞与統計表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年12月10日 は4万8,000円、17年6月29日、同年12月9日、18年6月30日及び19年12月10日は5万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、申立期間 に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行してい ないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月10日は21万円、17年6月29日は21万9,000円、同年12月9日は22万3,000円、18年6月30日は22万6,000円、19年12月10日は25万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和56年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日

- ② 平成17年6月29日
- ③ 平成17年12月9日
- ④ 平成18年6月30日
- ⑤ 平成19年12月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が 無いことが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額を 認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及びA社の顧問先である税理士事務所から提出された賞与統計表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準 賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業 主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標 準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定す ることとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書及び賞与

統計表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 16 年 12 月 10 日は 21 万円、17 年 6 月 29 日は 21 万 9,000 円、同年 12 月 9 日は 22 万 3,000 円、18 年 6 月 30 日は 22 万 6,000 円、19 年 12 月 10 日は 25 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、申立期間 に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行してい ないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月30日は3万4,000円、16年12月10日は21万8,000円、17年6月29日は22万8,000円、同年12月9日は23万1,000円、18年6月30日は23万5,000円、19年12月10日は26万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和54年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月30日

- ② 平成16年12月10日
- ③ 平成17年6月29日
- ④ 平成17年12月9日
- ⑤ 平成18年6月30日
- ⑥ 平成19年12月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が 無いことが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額を 認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及びA社の顧問先である税理士事務所から提出された賞与統計表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準 賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業 主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標 準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定す ることとなる。 したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書及び賞与統計表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年6月30日は3万4,000円、16年12月10日は21万8,000円、17年6月29日は22万8,000円、同年12月9日は23万1,000円、18年6月30日は23万5,000円、19年12月10日は26万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、申立期間 に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行してい ないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、<標準賞与額>(別添一覧表参照)とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 基礎年金番号 : 生 年 月 日 : 住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : <申立期間> (別添一覧表参照)

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、<標準賞与額> (別添一覧表参照) とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤り により訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないこと を認めていることから、これを履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件 15 件 (別添一覧表参照)

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
14978 男			昭和31年生		平成15年12月5日	120万1,000円
					平成16年12月5日	61万6,000円
	男				平成17年12月5日	73万6,000円
					平成18年12月5日	77万2,000円
					平成19年12月5日	77万2,000円
			昭和38年生		平成15年12月5日	91万8,000円
					平成16年12月5日	53万6,000円
14979	男				平成17年12月5日	67万4,000円
					平成18年12月5日	67万9,000円
					平成19年12月5日	68万9,000円
			昭和25年生		平成15年12月5日	99万3,000円
					平成16年12月5日	60万4,000円
14980	女				平成17年12月5日	72万2,000円
					平成18年12月5日	76万3,000円
					平成19年12月5日	77万2,000円
			昭和53年生		平成16年12月5日	32万8,000円
14981	男				平成17年12月5日	46万9,000円
14901	Ħ				平成18年12月5日	51万3,000円
					平成19年12月5日	51万9,000円
			昭和52年生		平成17年12月5日	46万1,000円
14982	男				平成18年12月5日	51万6,000円
					平成19年12月5日	44万6,000円
14983	女		昭和59年生		平成19年12月5日	37万4,000円
	男		昭和44年生		平成15年12月5日	57万7,000円
					平成16年12月5日	39万円
14984					平成17年12月5日	45万5,000円
					平成18年12月5日	49万5,000円
					平成19年12月5日	50万3,000円
14985	男		昭和43年生		平成15年12月5日	75万2,000円
					平成16年12月5日	44万7,000円
					平成17年12月5日	56万2,000円
					平成18年12月5日	56万6,000円
					平成19年12月5日	57万4,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
			昭和46年生		平成15年12月5日	58万7,000円
					平成16年12月5日	42万3,000円
14986	男				平成17年12月5日	57万8,000円
					平成18年12月5日	60万6,000円
					平成19年12月5日	61万6,000円
			昭和43年生		平成15年12月5日	61万3,000円
					平成16年12月5日	45万5,000円
14987	男				平成17年12月5日	51万6,000円
					平成18年12月5日	54万7,000円
					平成19年12月5日	54万7,000円
	男		昭和46年生		平成15年12月5日	50万2,000円
					平成16年12月5日	37万2,000円
14988					平成17年12月5日	49万5,000円
					平成18年12月5日	44万4,000円
					平成19年12月5日	45万円
	女		昭和58年生		平成17年12月5日	37万3,000円
14989				昭和58年生	平成18年12月5日	35万円
					平成19年12月5日	35万5,000円
14990	女		昭和55年生		平成19年12月5日	40万9,000円
14991	女	女	昭和48年生		平成18年12月5日	6万4,000円
			°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°		平成19年12月5日	53万3,000円
14992	女		昭和56年生		平成19年12月5日	40万1,000円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ19万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和48年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月22日

② 平成18年5月31日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の 訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる 保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内である ことから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。 したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳及び所 得税源泉徴収簿において確認できる厚生年金保険料控除額から、それぞれ 19 万5,000円とすることが妥当である。 なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ19万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和48年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月22日

② 平成18年5月31日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の 訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる 保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内である ことから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。 したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳及び所 得税源泉徴収簿において確認できる厚生年金保険料控除額から、それぞれ 19 万5,000円とすることが妥当である。 なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格取得日は昭和 19 年4月 12 日、資格喪失日は 20 年9月 15 日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和19年4月から同年7月までは30円、同年8月から20年8月までは40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月12日から20年9月15日まで A社B工場に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社 に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほ しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者記録は、同社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)に、被保険者資格の取得日が昭和19年4月12日、標準報酬等級の改定が同年8月と記録されているが、喪失日が記録されていない。

一方、申立人は、「A社B工場には、徴用により勤務することとなり、Cという地名を記憶している。昭和19年8月頃腸チフスで入院し、同年9月頃からD県の実家で療養していた。その後半年ぐらいは会社から連絡があったが、この期間の在籍や給料の支給は不明である。その後、会社と寮が爆撃を受け、行く会社が無くなった。」と供述しているところ、同社の人事総務担当者は、「B工場の中にはE工場、F工場、G工場があったが、厚生年金保険の適用事業所はB工場で登録されている。また、申立人がB工場に在籍していた記録は確認できるが、ほかに現存する資料が無いため在籍期間等の詳細は不明である。申立期間当時における従業員の法定伝染病による療養期間の扱いについては、資料が無く不明である。」と回答している。

また、A社から提出のあった同社の社史によると、同社B工場は昭和20年6月から同年7月にかけて爆撃や艦砲射撃により甚大な被害を受けたという

記録があり、申立人が供述しているCにあるF工場は同年7月19日に施設の7割が焼失したと記録されており、同社は、爆撃等によってF工場のほか、上記の2工場も機能しなくなったと回答している。

さらに、A社B工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、申立人と同時期に被保険者資格を取得した従業員に照会をしたところ、同社F工場に勤務していた従業員は確認できなかったものの、同社B工場に勤務していた複数の従業員から回答が得られ、そのうちの一人は「会社が爆撃等を受けて実家に帰っていたところ終戦を迎え、半年ぐらい後に会社から連絡があったが、事情により退職した。」と供述し、回答のあった複数の従業員のうち、上記名簿に資格喪失日の記載が無い者のオンライン記録上の資格喪失日は、昭和20年9月15日から同年12月20日までの間の日であることが確認できる。

これらのことから、A社B工場では、終戦を迎えたことにより、徴用されなくなったことから退職を希望する従業員について資格喪失の手続を行ったものと考えられ、申立人の場合、同社の回答等から同社F工場に勤務していたものと推認され、同社B工場に勤務していた複数の従業員の資格喪失日の記録から、少なくとも昭和20年9月14日まで在籍していたとすることが妥当であり、事業主は、申立人が同年9月15日に被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったことが認められ、社会保険事務所における記録管理が十分に行われていなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B工場における厚生年金保険 被保険者の資格取得日は昭和19年4月12日、資格喪失日は20年9月15日 とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記録から、昭和 19 年4月から同年7月までは30円、同年8月から20年8月までは40円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は平成9年3月3日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所 (当時)に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、平成 7年8月から8年11月までは50万円、同年12月から9年2月までは44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月1日から9年3月3日まで

A社に勤務した一部期間の厚生年金保険の加入記録が無く、また、同社に 勤務した期間の標準報酬月額が事実と相違しているため、正しい記録に訂正 してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成9年1月31日)の後の同年3月3日付けで、申立人の同社における被保険者資格の喪失日が同年1月31日と記録され、また、標準報酬月額は、当初、7年8月から8年11月までは50万円、同年12月は44万円と記録されていたところ、26万円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本では、上記処理日に同社は法人 事業所であることが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所の要 件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の

適用事業所でなくなった後に、申立人の被保険者資格喪失日及び標準報酬月額を遡って訂正する合理的な理由は無く、当該処理に係る記録が有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を、当該減額訂正処理日である平成9年3月3日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た7年8月から8年11月までは50万円、同年12月から9年2月までは44万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額の記録については、平成 19 年4月及び同年5月は19万円、同年6月は24万円、同年7月は19万円、同年8月は30万円、同年9月及び同年10月は19万円、同年11月は28万円、同年12月は36万円、20年1月は22万円、同年2月は32万円、同年3月は41万円、同年4月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和59年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年4月1日から同年11月1日まで

② 平成19年11月1日から20年5月1日まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。給料支払明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、平成19年4月及び同年5月は19万円、同年6月は24万円、同年7月は19万円、同年8月は30万円、同年9月及び同年10月は19万円、同年11月は28万円、同年12月は36万円、20年1月は22万円、同年2月は32万円、同年3月は41万

円、同年4月は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の 事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①及び②当時 の報酬月額の届出について誤りを認めており、当該期間に係る厚生年金保険 料についても過少な納付であったことを認めていることから、これを履行し ていないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額の記録については、平成 19年4月及び同年5月は20万円、同年6月は26万円、同年7月は19万円、同年8月は32万円、同年9月及び同年10月は19万円、同年11月は26万円、同年12月から20年4月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和59年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年4月1日から同年11月1日まで

② 平成19年11月1日から20年5月1日まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。所得税源泉徴収簿及び給与所得等に係る特別区民税・都民税特別徴収税額の決定・変更通知書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②のうち、平成 19 年4月から同年 11 月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された平成 19 年分所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、同年4月及び同年5月は20万円、同年6月は26万円、同年7月は19万円、同年8月は32万円、同年9月及び同年10月は19万円、同年11月は26万円とすることが妥当であ

る。

また、申立期間②のうち、平成19年12月から20年4月までの期間の標準報酬月額については、申立人及びB社(A社廃業後、同社の業務をそのまま引き継いだ会社)は申立人に係る保険料控除を確認できる資料を保管していないが、同社で申立人と同じ不動産仲介の営業職に従事し、申立期間におけるオンライン記録の標準報酬月額が申立人と同じ記録となっている同僚から提出された当該期間における給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

さらに、上記同僚の給料支払明細書においては、毎月の報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、当該期間において報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたと認められる。

加えて、当該期間については、申立人から提出のあった「平成 21 年度給与所得等に係る特別区民税・都民税特別徴収税額の決定・変更通知書」で確認できる社会保険料等控除額から、当該期間の雇用保険の保険料控除額及び平成 20 年 5 月から同年 11 月までの期間に係る標準報酬月額(20 万円)に見合う厚生年金保険及び健康保険の保険料控除額を差し引いて算出した報酬月額は30 万円となることが確認できることから、19 年 12 月から 20 年 4 月までの期間における申立人の標準報酬月額は30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の 事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①及び②当時 の報酬月額の届出について誤りを認めており、当該期間に係る厚生年金保険 料についても過少な納付であったことを認めていることから、これを履行し ていないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(後に、B社)C事務所の資格喪失日に係る記録を昭和39年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月21日から同年8月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。 申立期間に同社C事務所から同社D支店に異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出されたA社及びE厚生年金基金発行の退職所得の源泉徴収票、A社の社内報により申立人と同日付けで異動したことが確認できる同僚から提出された給与明細カードから判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和39年8月1日に同社C事務所から同社D支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事務所における昭和39年6月の事業所別被保険者名簿の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B 社は既に清算され、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主 への確認もできず不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情 が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当

時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺 事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月22日は20万円、18年7月13日は28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和40年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月22日

② 平成18年7月13日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「賞与支払明細書」により、申立人は、申立期間に A社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険 料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与支払明細書」において確認できる保険料控除額から、平成17年12月22日は20万円、18年7月13日は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和 51 年6月1日から同年7月1日まで、同年8月1日から 52 年1月1日まで、同年2月1日から同年3月1日まで、同年4月1日から同年8月1日まで、同年11月1日から53年1月1日まで、同年2月1日から同年3月1日まで及び同年4月1日から同年7月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、51 年6月は8万円、同年8月は8万6,000円、同年9月及び同年10月は7万6,000円、同年11月は8万6,000円、同年12月は8万円、52年2月及び同年4月は8万6,000円、同年5月から同年7月までは9万2,000円、同年11月、同年12月、53年2月及び同年4月は9万8,000円、同年5月は9万8,000円、同年5月は10万4,000円、同年6月は9万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和32年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年3月29日から53年8月1日まで

② 昭和53年8月1日から54年4月16日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、給料支払明細書に記載された保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違しており、また、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。給料支払明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額の いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、昭和 51 年6月、同年8月から同年 12 月まで、52 年2月、同年4月から同年7月まで、同年 11 月、同年 12 月、53 年2月及び同年4月から同年6月までの期間の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、51 年6月は8万円、同年8月は8万 6,000 円、同年9月及び同年10月は7万6,000 円、同年11月は8万6,000 円、同年12月は8万円、52年2月及び同年4月は8万6,000 円、同年5月から同年7月までは9万2,000 円、同年11月、同年12月、53年2月及び同年4月は9万8,000円、同年5月は10万4,000円、同年6月は9万8,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、正 しい届出をしたとしているが、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額に 見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していない ことから、事業主は、当該保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、 社会保険事務所(当時)は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行 っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①のうち、昭和51年4月、同年5月、同年7月、52年1月、同年3月、同年8月から同年10月まで、53年1月、同年3月及び同年7月について、給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、当該期間については記録訂正を行うことはできない。

さらに、申立期間①のうち、昭和 51 年3月について、申立人は、当該期間の給料支払明細書を所持しておらず、A社の元代表者の妻は、当時の賃金台帳は保管していないとしている。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②については、雇用保険の加入記録及び申立人が提出した給料支払明細書から、申立人は、当該期間中、A社に継続して勤務していたことは確認できる。

しかし、上記給料支払明細書によると、当該期間における厚生年金保険料が給与から 控除されていないことが確認できる。

また、上記元代表者の妻が提出した健康保険被保険者資格喪失確認通知書及びA社が加入していたB健康保険組合からの回答によると、申立人は、昭和53年8月1日に健康保険の資格を喪失しており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和59年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月1日から18年12月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細書を提出するので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初 24 万円と記録されていたが、申立人がA社において被保険者資格を喪失した平成 18 年 12 月 1 日より後の同年 12 月 8 日付けで、17 年 12 月 1 日まで遡って 16 万円に減額訂正されている。

また、A社の従業員4人が、申立人と同日の平成18年12月8日付けで標準報酬月額を遡って減額訂正されていることが確認でき、滞納処分票によると、同社は厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

さらに、申立人が保有していた平成17年12月から18年2月までの期間及び同年6月から同年12月までの期間の給与明細書における厚生年金保険料の控除額は、当初記録されていた標準報酬月額に基づく厚生年金保険料とほぼ一致していることが確認できる。

加えて、申立人の同僚二人は、申立人は接客担当者でありA社の社会保険事務に関与していなかった旨回答している上、同社に係る商業登記簿謄本に申立人の氏名は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、標準報酬月額を遡って減額 訂正する合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があった とは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に 当初届け出た24万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を7万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年4月8日

A事務所(現在は、B法人)における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同事務所は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、申立期間の記録は厚生年金保険の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B法人から提出された「支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間にA事務所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、「支給控除一覧表」における保険料控除額 及び賞与額から、7万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年6月10日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和 45 年4月1日であると認められることから、 申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年4月1日に訂正 することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月1日から同年4月15日まで

② 昭和49年2月28日から同年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。 申立期間の給与支払明細書、退職金計算書及び源泉徴収票を提出するので、申立期間 ①及び②を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人から提出された退職金計算書により、申立人が申立 期間①にA社に勤務していたことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険 の被保険者資格取得日を昭和45年4月1日に訂正することが必要である。
- 2 申立期間②については、雇用保険の記録、申立人から提出された退職金計算書及び 昭和 49 年分源泉徴収票により、申立人が申立期間②にA社に勤務していたことは認 められる。

しかし、申立人から提出されたA社の昭和 45 年4月から 49 年2月までの給与支払明細書から確認できる保険料控除月数は 46 か月であり、同社における申立人のオンライン記録の厚生年金保険の被保険者月数と一致している。また、昭和 49 年分源泉徴収票に記載されている社会保険料の金額は、申立人が同社において被保険者であった期間(48 年 12 月及び 49 年1月)の社会保険料の総額とほぼ一致していることから、同年2月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA協会における資格喪失日に係る記録を昭和38年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月31日から同年8月1日まで

A協会に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間には、同協会から同協会の本部であるB社(現在は、C社)に異動したが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社の回答並びにB社の申立期間当時の経理担当者、取締役及び複数の同僚等の供述から判断すると、申立人は、申立期間もA協会に継続して勤務(昭和 38 年8月1日に同協会からB社に異動)していたと認められる。

さらに、申立期間当時の上記経理担当者の「A協会の従業員の給料は、B社で管理・支給し、保険料控除も同様に行われていた。」との供述及びB社の上記取締役の「申立人は、継続勤務しているのに1か月だけ保険料が控除されていないとは考えられない。」との供述から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA協会における昭和 38 年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和38年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が

納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA会における資格取得日は昭和23年5月1日、資格喪失日は25年2月18日であると認められることから、申立人の船員保険被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和24年8月1日)及び資格取得日(昭和24年11月1日)を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年8月1日から同年11月1日まで

A会に勤務した期間のうち、申立期間の船員保険の加入記録が無い。

昭和23年5月1日から25年2月17日まで同会に継続して勤務していたので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人はA会において昭和 23 年 5 月 1 日に船員保険被保険者資格を取得し、24 年 8 月 1 日に資格を喪失した後、同年 11 月 1 日に再度資格を取得し、25 年 2 月 18 日に資格を喪失していることが確認できる。

一方、申立人に係る船員保険被保険者台帳では、申立人は、昭和 23 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得した後、資格喪失の記録が無く 24 年 11 月 1 日に資格取得、25 年 2 月 18 日に資格喪失と記録されていることが確認できる。

また、A会に係る船員保険被保険者名簿では、上記被保険者台帳と同様、申立人について、昭和23年5月1日に資格取得の記録はあるが、資格喪失の記録が無い上、24年11月1日に書き換えられた被保険者名簿には、同年11月1日に資格取得、25年2月18日に資格喪失と記録されており、社会保険事務所(当時)の管理する記録が一致していないことが確認できる。

さらに、申立人が昭和24年3月頃から同年12月までの期間、B県C市において一緒にD語通訳の仕事をしたと述べている同僚3名は、上記被保険者台帳及び被保険者名簿により、申立期間に係る資格喪失の記録は無く、継続して船員保険に加入していたことが確認できる。

加えて、昭和24年11月1日に書き換えられた上記被保険者名簿により、申立人と同じ「事務員」の名簿に名前が記載されている9名の従業員は、いずれもオンライン記録に申立期間に係る資格喪失の記録は無いことが確認できる。

以上のことから、申立人が昭和 24 年8月1日に船員保険被保険者資格を喪失し、同年 11 月1日に再度取得する合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所における年金記録管理が不適切であったと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA会における資格取得日は昭和 23 年 5 月 1 日、資格喪失日は 25 年 2 月 18 日であると認められることから、申立人の船員保険被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和 24 年 8 月 1 日)及び資格取得日(昭和 24 年 11 月 1 日)を取り消すことが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA会における上記被保険者台帳及び被保険者名簿の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年5月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められ、かつ、申立人のA社B工場における資格喪失日は同年8月30日であったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月21日から同年8月30日まで

A社B工場に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には尋常小学校6年のときから勤労奉仕で勤務し始め、終戦後の昭和20年8月30日頃まで同級生と一緒に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳により、申立人の同社同工場における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和20年5月21日と記録されているものの、喪失日の記録が無いため、当該記録は、申立人の基礎年金番号に統合されていないことが確認できる。

また、上記被保険者名簿により、申立人が「尋常小学校在学中からA社B工場に勤労奉仕に行き、卒業後も一緒に勤務した。」と供述している複数の同僚は、昭和20年5月10日に被保険者資格を取得し、同年8月30日に資格を喪失していることが確認できることから、申立人は、申立期間において、同社同工場に勤務していたと推認できる。

さらに、申立人は、終戦後昭和 20 年8月末頃までA社B工場に勤務していたと記憶しているところ、上記の複数の同僚に係る被保険者資格喪失日の記録から、申立人の資格喪失日は同年8月30日であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和20年5月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日を同年8月30日とすることが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の申立人に係る未統合の記録から、30円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B研究所における資格取得日に係る記録を昭和24年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日 : 大正14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月1日から同年4月8日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、A社から提出された申立人に係る労働者名簿及び同社の事務担当者の「当時の資料は無いが、当社の従業員であれば、給料の支払も厚生年金保険料控除もあったはず。」との供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和24年3月1日に同社C工場から同社B研究所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B研究所における昭和 24 年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、6,600円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、昭和62年10月から63年6月までは15万円、同年9月から平成元年3月までは17万円、同年4月から同年6月までは19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和40年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年10月1日から63年7月1日まで

② 昭和63年9月1日から平成元年7月1日まで

A社(現在は、B社)に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際に控除されていた厚生年金保険料に見合った標準報酬月額になっていない。給与明細書及び源泉徴収票を提出するので、申立期間①及び②の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、 申立人から提出された給与明細書及び給与所得の源泉徴収票により、申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、 事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれ ぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか 低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①における標準報酬月額については、申立人から提出された給 与明細書において確認できる報酬額及び保険料控除額から、15万円とすることが妥当で ある。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、報酬月額を15万円と届出すべきところを過失により11万8,000円と社会保険事務所(当時)へ届出を行ったことを認めており、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②における標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる報酬額及び保険料控除額から、昭和63年9月から平成元年3月までは17万円、同年4月から同年6月までは19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立てどおりの報酬月額の届出を行っていないことを認めており、また、当該保 険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認 められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和38年10月3日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日は、39年4月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月3日から39年4月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和38年10月頃に同社に入社し、39年3月31日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は、昭和38年10月3日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるものの、資格喪失日に係る記録が無い。

しかし、A社の元上司の供述から、申立人は、昭和38年10月3日から同社に勤務したことが推認でき、退職日についても、別の元上司が、「申立人は、昭和39年4月1日からC事業所に入所するとの理由で、入所直前まで勤務してくれたと記憶している。一生懸命働いてくれる社員だったので当社に残るように何度も説得したが断られた。しかし、同年3月末日までは働いたはず。」と供述している。このことから、申立人の資格喪失日は、同年4月1日であると推認でき、社会保険事務所における年金記録の管理が適切に行われていなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和38年10月3日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、39年4月1日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準時間月額については、申立人のA社に係る事業所別被保険者名簿の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

東京厚生年金 事案15036~15039 (別添一覧表参照)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格喪失日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を<標準報酬月額>(別添一覧表参照)とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

 氏
 名
 :

 基礎年金番号
 :

 生年月日
 :

 付
 所

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。しかし、転勤による異動はあっても途中退職した覚えは無いので申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった人事記録等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和47年4月1日に同社C支店から<転勤後事業所名>(別添一覧表参照)に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準時間月額については、申立人のA社C支店における昭和47年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、<標準時間月額>(別添一覧表参照)とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件4件 (別添一覧表参照)

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	転勤後事業所名	標準報酬月額
15036	男		昭和16年生		昭和47年3月31日 ~ 昭和47年4月1日	D支店	8万 6,000円
15037	男		昭和8年生		昭和47年3月31日 ~ 昭和47年4月1日	E支店	11万 8,000円
15038	男		昭和9年生		昭和47年3月31日 ~ 昭和47年4月1日	E支店	10万 4,000円
15039	男		昭和13年生		昭和47年3月31日 ~ 昭和47年4月1日	D支店	9万 8,000円

東京厚生年金 事案15040~15041 (別添一覧表参照)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社) C支店における資格喪失日に係る記録を昭和51年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を<標準報酬月額>(別添一覧表参照)とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名:基礎年金番号:

生年月日:

別添一覧表参照

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。しかし、転勤による異動はあっても途中退職した覚えは無いので申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった人事記録等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和51年4月1日に同社C支店から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和51年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、<標準報酬月額>(別添一覧表参照)とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件2件(別添一覧表参照)

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間	標準報酬月額
15040		男	昭和12年生		昭和51年3月31日 ~ 昭和51年4月1日	20万 円
15041		男	昭和18年生		昭和51年3月31日 ~ 昭和51年4月1日	20万 円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社) C支店における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を<標準報酬月額>(別添一覧表参照)とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 基礎年金番号 : 生 年 月 日 : 住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。しかし、転勤による異動はあっても途中退職した覚えは無いので申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった人事記録等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和43年4月1日に同社C支店から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和43年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、<標準報酬月額>(別添一覧表参照)とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件2件(別添一覧表参照)

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準報酬月額
15042	男		昭和9年生		昭和43年3月31日 ~ 昭和43年4月1日	6万 円
15043	男		昭和13年生		昭和43年3月31日 ~ 昭和43年4月1日	5万 2,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、昭和50年2月23日から同年8月31日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を同年8月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年12月1日から49年1月7日まで

② 昭和50年2月23日から51年8月31日まで

A社に勤務していた申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。同社においてそれぞれ勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和50年2月23日から同年8月31日までの期間について、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録及び同僚の供述から、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を取得した49年1月7日以降、勤務形態及び業務内容に変化は無く、50年8月30日までA社に勤務していたと認められる。

また、同僚は、申立期間②当時、A社について、事業主及び従業員は自身を含めて9人であったとし、全員の氏名を記憶しているところ、申立人が記憶する事業主及び従業員の氏名とほぼ一致している。そして、申立人と同様の職種の同僚については、申立期間に係る厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。

これらの事実、これまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、昭和50年2月23日から同年8月31日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 50 年1月の 社会保険事務所(当時)の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。 なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立人は、申立期間①及び申立期間②のうち昭和50年8月31日から51年8月31日までの期間についても、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡していることから、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、同僚一人の氏名と5人の姓を記憶していたが、一人は死亡しており、 4人は連絡先が不明で、ほかの一人は申立人を記憶していたが、申立人の入退社日を明 確に記憶していないとしている。

さらに、オンライン記録により、A社において当該期間に被保険者記録があり、連絡 先が判明した従業員5人に照会したところ、回答があった4人全員が、申立人を知らな いとしていることから、これらの者から当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年 金保険料の控除について供述を得ることができない。

加えて、申立期間①について、A社において昭和47年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚一人及び従業員一人は、当該資格取得日より1か月から8か月前に雇用保険に加入していることが確認できることから、同社では入社と同時には厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①及び申立期間②のうち昭和50年8月31日から51年8月31日までの期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料が無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における被保険者記録のうち、資格喪失日(昭和25年1月1日)及び資格取得日(昭和26年6月1日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月1日から26年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社からの「年金記録の確認に関する連絡」を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行った ものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、雇用保険の加入記録、A社から申立人の妻への申立人に係る「年金記録の確認に関する連絡」及び同社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和25年1月1日に同社B事業所から同社C営業所に、26年6月1日に同社C営業所から同社B事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間当時、A社C営業所は厚生年金保険の適用事業所でなかったことから、 申立人の申立期間における厚生年金保険の記録は、同社B事業所で継続すべきと考えら れる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における申立期間前後の社会保険事務所(当時)の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が

提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和25年1月から26年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成12年1月1日から19年11月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成19年11月1日から20年7月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までは標準報酬月額41万円に相当する報酬月額を事業主により支給されていたことが認められることから、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年1月1日から20年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違している。厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる当時の給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、平成12年1月1日から20年7月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録

訂正が認められるか否かを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成12年1月1日から19年11月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を適用し、同年11月1日から20年7月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

2 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、申立期間のうち、平成12年1月1日から19年11月1日までの期間については、申立人から提出のあった当該期間に係る給与明細書及びA社から提出のあった申立人に係る賃金台帳により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書及び賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、上記給与明細書及び賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う報酬月額とは異なる報酬月額を社会保険事務所(当時)に対して届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間のうち、平成19年11月1日から20年7月1日までの期間については、 オンライン記録では、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は32万円と記録されている。

しかしながら、申立人から提出のあった給与明細書により、申立人は、標準報酬月額の決定の基礎となる平成19年4月から同年6月までの期間に標準報酬月額41万円に相当する報酬月額を事業主により支給されていたことが認められる。

したがって、平成 19 年 11 月から 20 年 6 月までの期間に係る申立人の標準報酬月額を 41 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和26年12月20日から27年1月5日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社) C工場における資格取得日に係る記録を26年12月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年10月10日から同年11月15日まで

② 昭和26年12月20日から27年1月5日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。 昭和21年10月10日付けで同社に入社して、現在に至るまで継続して勤務している ので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほ しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、雇用保険の加入記録、B社から提出のあった申立人に係る人事記録及び事業主の回答から判断すると、申立人が当該期間にA社に継続して勤務し(同社D工場から同社C工場に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上記人事記録では、A社D工場から同社C工場への申立人の異動に係る発令日は、昭和26年11月27日と記載されており、申立人が申立期間②に同社同工場に勤務していたことが確認できることから、申立人の同社同工場における資格取得日を、同社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿等において確認できる申立人の資格喪失日と同日の同年12月20日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和 27 年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、当時の関連資料が残っていないため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①については、上記のとおり、B社から提出のあった申立人に係る人事記録 及び事業主の回答により、申立人は、当該期間にA社D工場に勤務していたことが認め られる。

しかしながら、B社では、申立期間①当時の申立人の厚生年金保険に係る資料を保存していないため、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができないとしながらも、「人事記録では、申立人は、昭和 21 年 10 月 10 日から同年 11 月 15 日までの期間については、『実習配属』と記録されているため、入社当初は厚生年金保険を含む社会保険に加入していなかった可能性がある。」旨回答している。

また、A社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①当時及びその前後の期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員のうち、連絡の取れた従業員は、申立期間①当時、同社では入社後に実習期間を設け、当該期間は社員を厚生年金保険に加入させていなかった旨供述している。

さらに、上記従業員及び同人が申立人以外に記憶していた同僚の二人について、当該 従業員が供述している入社時期(二人共に申立人と同日の昭和 21 年 10 月 10 日)から 上記被保険者名簿における厚生年金保険の被保険者資格取得日までの期間を見ると、1 か月又は3か月となっていることが確認できる。

加えて、上記従業員は、A社への入社から厚生年金保険に加入するまでの期間に厚生 年金保険料の給与からの控除は無かった旨供述している。

これらのことから、A社では、申立期間①当時、社員として採用した者について、入 社してから相当期間経過後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、申立期間のうち、昭和 56 年4月及び同年5月を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和 56 年4月及び同年5月の上記訂正後の標準報酬 月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除 く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月1日から同年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。 給与からの厚生年金保険料控除額を確認できる当時の給料支払明細書を提出するので、 申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、認定すべき額が、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録を上回る場合に記録の訂正を行う必要がある。
- 2 申立期間のうち、昭和 56 年4月及び同年5月については、申立人から提出のあった給料支払明細書の写しにより、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、上記1を踏まえると、上記給料支 払明細書の写しにおいて確認できる報酬月額から、17万円とすることが妥当である。 なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事 業主は、当該期間について、上記給料支払明細書の写しにおいて確認できる報酬月額とは異なる報酬月額を社会保険事務所(当時)に対して届け出たことを認めており、また、上記給料支払明細書の写しにおいて確認できる標準報酬月額に基づく保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

3 申立期間のうち、昭和 56 年6月から同年8月までの期間については、上記給料支 払明細書の写しにより、申立人は、当該期間において、オンライン記録上の標準報酬 月額(16 万円又は 18 万円)を超える標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主 により給与から控除されていたことは確認できるものの、上記給料支払明細書の写し において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬 月額と一致又は低いことが確認できる。

このため、上記1を踏まえると、当該期間については、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは認められるものの、当該控除額に見合う標準報酬月額より報酬月額に見合う標準報酬月額が低く、報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録と一致又は低いことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和50年10月31日から51年4月9日までの期間について、申立 人のA社における資格喪失日は、同年4月9日であると認められることから、当該期間 の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月31日から51年6月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も引き続き同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社における当時の複数の従業員による供述により、申立人は、昭和50年10月31日から51年6月20日までの期間も引き続き同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人について、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(昭和51年2月29日)の後の昭和51年4月9日付けで、同社における厚生年金保険の被保険者資格を同年2月29日に遡って喪失した旨記録されていることが確認できる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿では、その後、申立人について、昭和 51 年 5月9日付けで、上記資格喪失日(昭和 51 年 2月 29 日)が取り消された上で、同社における厚生年金保険の被保険者資格を 50 年 10 月 31 日に遡って喪失した旨訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、A社は法人事業所であり、同社における当時の複数の従業員による供述等から、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(昭和51年2月29日)以降も5人以上の従業員が常時勤務していたことが認められ、同社が当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断されることから、社会保険事務所(当時)において、当該適用事業所でなくなった処理及び申立人の厚生年金保

険の被保険者資格を昭和51年2月29日に喪失させる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和51年2月29日にA社における 厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の記録処理は有効なものとは認められない。 したがって、申立人の同社における資格喪失日は、上記処理日である同年4月9日であ ると認められる。

また、昭和50年10月から51年3月までの期間の標準報酬月額については、A社に係る事業所別被保険者名簿において確認できる訂正前の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和51年4月9日から同年6月21日までの期間については、上記のとおり、雇用保険の加入記録等により、申立人は、同年6月20日までA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録では、上記のとおり、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、同社の当時の代表者は既に死亡しているため供述が得られず、当該期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、A社における当時の複数の従業員に照会したものの、連絡の取れた9人の従業員は、いずれも当時の給与明細書等を保管していない旨供述しているため、当時の同社における厚生年金保険料の控除に係る取扱い及び当該控除の状況等について確認することができない。

このほか、当該期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和56年5月26日から同年8月5日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は、同年8月5日であると認められることから、当該期間の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和56年8月5日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の資格喪失日(昭和56年8月5日)を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年8月は22万円、同年9月は24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月26日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も引き続き同社に継続して勤務しており、また、厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる当時の給料支払明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間に係る給料支払明細書及び申立人が記憶していた同僚の供述等により、申立人は、申立期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、上記給料支払明細書により、申立人は、申立期間にA社から給与の支払を受け、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できるにもかかわらず、同社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録では、申立人が同社における厚生年金保険の被保険者資格を昭和56年5月26日に喪失した旨記録されていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿では、A社は昭和56年5月26日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているが、6人の従業員について、同年8月3日付けで一旦記録された同年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消された上で、処理日は不明であるものの、同社における厚生年金保険の被保険者資格を同年5月26日に遡って喪失した旨記録されていることが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿では、上記6人の従業員とは別に、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(昭和56年5月26日)の後の昭和56年8月5日付けで、同社における厚生年金保険の被保険者資格を同年7月1日に取得した旨記録されている従業員が一人確認できる。当該従業員については、上記被保険者名簿では、処理日は不明であるものの、当該資格取得に係る記録が取り消されていることが確認できる。しかしながら、A社は法人事業所であり、同社における当時の複数の従業員による供述等から、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(昭和56年5月26日)以降も5人以上の従業員が常時勤務していたことが認められ、同社が当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断されることから、社会保険事務所(当時)において、当該適用事業所でなくなった処理及び申立人の厚生年金保険の被保険者資格を昭和56年5月26日に喪失させる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和56年5月26日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の記録処理は有効なものとは認められない。したがって、申立人の同社における資格喪失日は、上記被保険者名簿において確認できる、上記従業員の資格取得に係る記録の社会保険事務所における最終処理日である同年8月5日であると認められる。

また、昭和 56 年5月から同年7月までの期間の標準報酬月額については、申立人に 係る同年4月の上記被保険者名簿等の記録から、24万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和56年8月5日から同年10月1日までの期間については、上記のとおり、給料支払明細書及び申立人が記憶していた同僚の供述等により、申立人が当該期間もA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、昭和56年8月は22万円、同年9月は24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記のとおり当該期間において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったことが認められることから、その結果、社

会保険事務所は、申立人に係る昭和 56 年8月及び同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格喪失日に係る記録を昭和33年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月25日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に本社支店間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出のあった申立人に係る「被保険者名簿」及びA社における当時の状況についての申立人による具体的な供述等から判断すると、申立人が申立期間に同社に継続して勤務し(昭和 33 年4月1日に同社C支店から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和 33 年 2月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、 明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格取得日に係る記録を昭和42年10月9日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月9日から同年11月9日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に支店間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出のあった「職歴証明書」(B社が作成)及びB社が保管する申立人に係る人事記録に基づく事業主の回答から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し(昭和42年10月9日に同社D支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和 42 年 11月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、保険料を納付したものと考えるとしているが、これを確認できる関連資料及び周 辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年10月1日から16年4月1日までの期間及び17年9月1日から18年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、9年10月から10年4月までは38万円、同年5月は32万円、同年6月及び同年7月は38万円、同年8月は36万円、同年9月から同年12月までは38万円、11年1月は36万円、同年2月から同年4月までは38万円、同年5月は36万円、同年6月から同年12月までは38万円、同年2月から同年12月までは38万円、同年2月から同年12月までは38万円、同年2月から同年12月までは38万円、同年3月は41万円、同年4月は44万円、同年5月は38万円、同年6月は50万円、同年7月から同年12月までは32万円、16年1月は36万円、同年6月は50万円、同年7月から同年12月までは32万円、18年1月は36万円、同年2月及び同年3月は32万円、17年9月から同年12月までは36万円、18年1月は34万円、同年2月から同年8月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成 19 年4月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる 18 年4月から同年6月までは標準報酬月額 41 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を 41 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月26日から20年10月25日まで

A社に勤務した期間のうち、厚生年金保険の標準報酬月額が給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額より明らかに低い期間がある。給料支払明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、平成9年1月26日から20年10月25日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成9年1月26日から19年4月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年4月1日から20年10月25日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

2 平成9年1月26日から19年4月1日までの期間について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているところ、当該期間のうち、9年10月から16年3月までの期間及び17年9月から18年8月までの期間については、申立人から提出された給料支払明細書によると、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間のうち、平成9年10月及び同年11月、10年2月から16年3月までの期間及び17年9月から18年8月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、9年10月、同年11月及び10年2月から同年4月までは38万円、同年5月は32万円、同年6月及び同年7月は38万円、同年8月は36万円、同年9月から同年12月までは38万円、11年1月は36万円、同年2月から同年4月までは38万円、同年5月は36万円、同年6月から同年12月までは38万円、同年2月から同年12月までは38万円、同年2月から同年12月までは38万円、同年2月から同年12月までは38万円、同年2月から同年12月までは38万円、15年1月は36万円、同年2月は38万円、同年3月は41万円、同年4月は44万円、同年5月は38万円、同年6月は50万円、同年7月から同年12月までは32万円、16年1月は36万円、同年6月は50万円、同年7月から同年12月までは32万円、16年1月は36万円、同年2月及び同年3月は32万円、17年9月から同年12月までは36万円、18年1月は34万円、同年2月から同年8月までは36万円とすることが妥当である。

また、平成9年12月及び10年1月に係る標準報酬月額については、申立人は給料支払明細書を所持していないが、当該期間の前後の期間である9年1月から同年11月まで及び10年2月から15年2月までの給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額が同額であることから、9年12月及び10年1月の保険料控除額も同額であったと推認することができ、当該期間の厚生年金保険料率も同一であることから、当該期間の標準報酬月額を38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としているが、上記給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が平成9年10月から16年3月までの期間及び17年9月から18年8月までの期間の長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成9年1月から同年9月までの期間、16年4月から17年8月までの期間 及び18年9月から19年3月までの期間については、オンライン記録の標準報酬月額 が、上記給料支払明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額それ ぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額と一致又は高いことが確認できるこ とから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんを行わない。

3 平成19年4月1日から20年10月25日までの期間について、当該期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、19年4月から同年8月までは36万円、同年9月から20年8月までは41万円、同年9月は38万円と記録されている。

しかし、申立人から提出された給料支払明細書によると、当該期間のうち、平成19年4月から同年8月までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる18年4月から同年6月までは標準報酬月額41万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成 19 年4月から同年8月までは41万円に訂正することが必要である。

一方、平成19年9月から20年8月までの期間については、申立人から提出された 給料支払明細書によると、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支 払われておらず、その後の同年7月から20年7月までの期間において、固定的賃金 に変動が無く、標準報酬月額の改定が行われないことから、標準報酬月額に係る記録 の訂正を行う必要は認められない。

また、平成 20 年9月については、申立人から提出された給料支払明細書によると、 当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる同年4月から同年6月までの期間におい て、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われておらず、その後の同 年7月及び同年8月において、固定的賃金に変動が無く、標準報酬月額の改定が行われないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和62年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月31日から62年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に親会社に異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の元事業主の回答及び在職証明書から判断すると、申立人が同社及び関連会社のB社に継続して勤務し(昭和 62 年1月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社は昭和 61 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用 事業所ではなくなっている。しかし、同社に係る商業登記簿謄本では、申立期間当時は 法人事業所であることが確認でき、同日において被保険者は3人であるが、申立人は適 用事業所の廃止について説明を受けたことはない旨供述していることから、申立期間に おいて同社は任意適用事業所の要件を備えていたものと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年11月の 社会保険事務所(当時)の記録から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間においてA社は任意適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成13年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年9月は19万円、同年10月から同年12月までは22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和53年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年9月21日から14年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給与支払明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び給与支払明細書により、申立人が申立期間にA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、平成13年9月は19万円、同年10月から同年12月までは22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和50年10月1日に、厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、11万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 27 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月1日から同年10月1日まで

A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、厚生年金基金の加入員台帳及びB社が保管する社員台帳から判断すると、申立人は申立期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、A社C支店に係る事業所別被保険者名簿において、申立人は、昭和 50 年7月 1日に被保険者資格を喪失したことが記録されているところ、同年7月の標準報酬月額の随時改定(11万円)及び同年10月の定時決定(12万6,000円)が記録されている。

また、上記社員台帳では、申立人のA社C支店から同社D支店への異動日は昭和 50 年 10 月 1 日と記録されている。

さらに、申立人に係る厚生年金基金の加入員台帳によると、昭和50年10月1日にA 社C支店において資格を喪失し、同日に同社D支店において資格を取得しており、同年 7月に標準報酬月額の随時改定(11万円)が記録されていることが確認できる。

なお、B社は、社会保険事務所及び厚生年金基金への届出用紙について、申立期間当時は複写式の様式を使用していた旨供述している。

以上のことから、事業主が申立人のA社C支店における厚生年金保険被保険者資格の 喪失日を昭和 50 年7月1日と届け出たとは考え難く、社会保険事務所における年金記 録の管理が適切ではなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和50年10月1日にA社C支店

における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る昭和 50 年 7 月の事業所別被保険者名簿及び厚生年金基金の加入員台帳における上記随時改定の記録から、11 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 51 年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失 した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められることから、申立 期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、11万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月31日から同年8月1日まで

A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された社員台帳により、申立人は申立期間にA 社C支店に勤務していたことが確認できるところ、同社同支店に係る事業所別被保険者 名簿によると、申立人は昭和51年7月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失して おり、申立期間の被保険者記録が無い。

一方、申立人に係る厚生年金基金の加入員記録では、資格喪失日が昭和 51 年8月1日と記録されている上、B社では、社会保険事務所及び厚生年金基金への届出について、 複写式の様式を使用していた旨供述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 51 年8月1日にA社C支店において被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金基金の加入員記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を<標準賞与額>(別添一覧表参照)とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

 氏
 名:

 基礎年金番号:
 別添一覧表参照

 生年月日:
 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成20年4月2日

申立期間の賞与から、厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、誤って届出を行っていなかった。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は、年金給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 20 年4月2日支給の賞与支払明細書から、申立人は、申立 期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支払明細書の厚生年金保険料控除額から、<標準賞与額>(別添一覧表参照)とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対し提出していなかったこ と及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、こ れを履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件6件(別添一覧表参照)

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
15070	女		昭和13年生		平成20年4月2日	20万 円
15071	男		昭和21年生		平成20年4月2日	32万 円
15072	女		昭和27年生		平成20年4月2日	19万 円
15073	男		昭和42年生		平成20年4月2日	41万円
15074	女		昭和34年生		平成20年4月2日	9万 円
15075	女		昭和41年生		平成20年4月2日	7万 円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定 により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年6月8日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社(現在は、B社)が 当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は、既に訂正の届出を行ったが、 申立期間の記録は年金給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほし い。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された平成 17 年6月の「役員月別明細票」から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、「役員月別明細票」の厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対し提出していなかったこ と及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、こ れを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和45年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月3日から同年7月11日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、経理担当として勤務していたが、厚生年金保険関係事務に権限を有する立場ではなかったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成8年11月30日より後の同年12月6日付けで、20万円が9万8,000円に遡って訂正処理されていることが確認できる。

また、A社の複数の元従業員は、「申立期間当時、代表者は、ワンマン経営者で会社の実権を握っており、申立人は、単なる経理担当で標準報酬月額の減額訂正に権限を有する立場ではなかった。平成8年当時は、従業員に対する給与の遅配があるなど、会社の経営状況は厳しいものであった。」旨供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、20万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額(24万円)に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履 行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成13年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年6月1日から13年1月31日まで

② 平成13年1月31日から同年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。また、同社には平成10年9月1日から13年1月31日まで継続して勤務していたのに申立期間②について厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間当時の給与明細書を提出するので、申立期間①の標準報酬月額を正しい記録に訂正し、申立期間②を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出のあった当該期間及びその前の期間に係る給与明細書(平成12年6月分を除く。)から判断すると、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成12年7月から同年12月までの標準報酬月額については、申立人の給与明細書において確認できる保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

さらに、平成 12 年6月の標準報酬月額については、申立人は給与明細書を保有していないが、当該期間の前後の期間における給与明細書の保険料控除額から判断すると、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る平成12年6月から同年12月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び厚生年金保険担当者からは回答が得られず、不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立て どおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについて は、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。 申立期間②については、雇用保険の加入記録及び申立人から提出のあったA社の給与 明細書から、申立人は、平成13年1月31日まで同社に継続して勤務し、当該期間に係 る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係るA社の給与明細書において確認できる保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を平成 13 年 2 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 1 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 1 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成19年4月1日から同年5月1日までの期間及び同年8月1日から同年11月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を同年4月及び同年8月は34万円、同年9月及び同年10月は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行し ていないと認められる。

また、申立期間のうち、平成19年11月1日から20年3月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までは標準報酬月額36万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年11月1日から20年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低い。給料支払明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 15 年 11 月 1 日から 20 年 3 月 1 日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成15年11月1日から19年11月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年11月1日から20年3月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、オンライン記録によると、申立期間のうち、平成15年11月から19年10月までの期間は、30万円と記録されている。

しかし、申立人から提出のあった平成17年10月の給料支払明細書及びA社から提出のあった18年2月から19年10月までの給料支払明細により、申立人への給与支給額及び保険料控除額が各月(平成19年5月から同年7月までを除く。)においてオンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の申立期間のうち、平成19年4月及び同年8月から同年10月までの期間の標準報酬月額については、給料支払明細において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、同年4月及び同年8月は34万円、同年9月及び同年10月は36万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事務担当者は 事業主の指示により実際の給料より低い報酬月額を届け出たとしていることから、事業 主は、給料支払明細で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出 ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該標準報酬月額に基づく保険料に ついて納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していな いと認められる。

一方、申立期間のうち、平成19年11月から20年2月までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、30万円と記録されている。しかし、A社から提出された給料支払明細によると、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月まで(同年5月及び同年6月は事業主からの報酬が無いため、特別な算定方法に基づき同年4月の報酬額で決定)は標準報酬月額36万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成19年11月から20年2月までは36万円に訂正することが必要である。

他方、申立期間のうち、平成 15 年 11 月から 19 年 3 月までの期間については、申立人から提出のあった 17 年 10 月の給料支払明細書及びA社から提出のあった 18 年 2 月から 19 年 3 月までの給料支払明細により、申立人は当該期間において、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う報酬月額を超える月収入(総支給額)を得ていたことは推認できる。

しかし、上記給料支払明細書及び給料支払明細の厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、オンライン記録上の申立人に係る標準報酬月額と一致している。また、給料支払明細等の無い平成15年11月から17年9月までの期間及び同年11月から18年1月までの期間について、当該期間に係る確定申告書等は保存期限を経過しており、報酬額及び保険料控除額を確認することができない。しかしながら、当該期間の厚生年金保険料控除額は、給料支払明細等で確認できる当該期間の前後の期間の厚生年金保険料控除額から判断すると、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料控除額と考えるのが相当である。

また、平成19年5月から同年7月までの期間について、19年分の所得税源泉徴収簿によると、当該期間は労働者災害補償保険の休業補償給付を受給しており、A社より報酬は得ていないことが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、 申立期間のうち平成15年11月から19年3月までの期間及び同年5月から同年7月まで の期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により 給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成17年12月から18年2月までは12万6,000円、同年3月は18万円、同年4月及び同年5月は12万6,000円、同年6月から同年9月までは18万円、同年10月から19年4月までは17万円、同年5月から20年6月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和59年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月1日から20年7月1日まで

A社に勤務した申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支払われていた報酬月額と相違している。申立期間の保険料控除額が分かる給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票を提出するので、申立期間に係る標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間に係る給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票により、 申立人は申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業 主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給料支払明細書 及び給与所得の源泉徴収票において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 17 年 12月から18年2月までは12万6,000円、同年3月は18万円、同年4月及び同年5月は12万6,000円、同年6月から同年9月までは18万円、同年10月から19年4月までは17万円、同年5月から20年6月までは22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 28 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月1日から13年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、 実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが 分かった。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、平成 10 年 10 月から 12 年 9 月までは 28 万円と記録されていたところ、同年 10 月 3 日付けで、申立人を含む 3 人の標準報酬月額が遡って減額訂正されており、申立人の場合、 9 万 2,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立期間当時、A社の社会保険事務を担当していた社会保険労務士によると、「同社は当時、経営不振で厚生年金保険料を滞納していたため、事業主の妻と社会保険事務所の担当者と相談の上、過去に遡って実際とは異なる低額の報酬月額の届出をした。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、平成12年10月3日付けで行われた遡及訂正 処理は事実に即したものとは考え難く、申立人について10年10月に遡って標準報 酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無く、当該期間の標準報酬月額に係る有効 な記録訂正があったとは認められない。このため、当該期間の標準報酬月額は事業 主が社会保険事務所に当初届け出た、28万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち当該遡及訂正処理を行った日以降の期間の標準報酬月額については、平成12年10月の定時決定において、9万8,000円と記録されている。

しかしながら、上記社会保険労務士は、「平成12年10月の定時決定についても、 A社の滞納保険料を減額するために、遡及訂正処理と同様の届出を行った。」と供 述しており、当該定時決定は上記遡及訂正処理と同日付けで処理されていることが 確認できる。

これらのことから、申立期間のうち上記遡及訂正処理が行われた平成12年10月以降の期間の標準報酬月額の記録については、有効な記録訂正とは認められない上記減額訂正に連動してなされた処理の結果であると考えることが相当である。

これらを総合的に判断すると、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人に 係る上記訂正後の平成12年9月の記録から、28万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA組合における資格喪失日は昭和 26 年 5 月 1 日であると認められることから、厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 26 年 3 月及び同年 4 月の標準報酬月額については 4,000 円とすることが 妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月1日から24年1月13日まで

② 昭和26年3月19日から同年6月1日まで

A組合に勤務した申立期間について厚生年金保険に未加入であることが分かった。 しかし、勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保 険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、同僚の供述から、申立人が当該期間にA組合に勤務していたことが推認できる。

また、A組合に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、当該事業所は昭和26年3月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、申立人を含む26名は同日以降の、同年5月1日に厚生年金保険の標準報酬月額に係る随時改定の記録が記載されているにもかかわらず、同年3月29日に遡って、被保険者資格を喪失した旨の処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、A組合は昭和26年3月29日において、常時5人以上の従業員が在籍 していたことが認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合 理的な理由は見当たらず、社会保険事務所(当時)において不合理な処理が行われたと 認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和26年3月29日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は上記随時改定の記録から、同年5月1日とすることが必要である。

また、昭和 26 年3月及び同年4月の標準報酬月額については、A組合における同年2月の社会保険事務所の記録から、4,000円とすることが妥当である。

さらに、申立期間②のうち、昭和 26 年5月1日から同年6月1日までの期間については、上記の同僚の供述から、申立人が当該期間においてもA組合に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人と同時期に、A組合からB組合に異動した同僚は既に死亡していことから供述が得られず、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

一方、申立期間①について、申立人の元上司の供述から、申立人が当該期間において A組合に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A組合は解散し、職員人事に関する資料等を継承する団体も無く、当時の代表者及び社会保険事務担当者は既に死亡しているため、申立人に係る厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

また、連絡を取ることができた複数の同僚は、オンライン記録によると、いずれも自身が記憶する勤務開始から半年以上経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、当該同僚の一人は、「当時はA組合もまだ手探りの状態だったので、厚生年金保険に加入させるのが遅くなったと思われる。」と供述している。

さらに、上記元上司は、「昭和 24 年1月に厚生年金保険に未加入であった者を一斉 に加入させた。」と供述していることから、A組合では、採用から一定期間を経過後に、 まとめて資格取得手続を行っていたことがうかがえる。

さらに、上述の同僚から、厚生年金保険に加入するまでの期間において、給与から厚 生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年3月21日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年3月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月1日から同年4月1日まで又は平成2年10月6

日から同年11月1日まで

A社に昭和61年12月から平成2年10月まで勤務し、給与から厚生年金保険料が43か月分控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和62年4月1日、資格喪失日が平成2年10月6日と記録され、加入月数は42か月となっている。勤務した全期間の給与明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人が、昭和61年12月からA社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日は昭和62年4月1日、資格喪失日は平成2年10月6日と記録され、被保険者月数が42か月とされている。

しかしながら、昭和62年4月分から平成2年10月分までの給与明細書によると、厚生年金保険料が43か月分控除されていることが確認できる。

また、A社の当時の経理担当者は、給与の締日は20日で支払日は27日であり、保険料の控除については正確には記憶していないが、翌月控除であったかもしれないと供述している。

これらの事実を踏まえると、申立人の昭和62年4月分の給与は、同年3月21日から

同年4月20日までの期間における給与であったと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和62年3月21日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立て どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか 否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは 認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する平成2年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。なお、申立期間の標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和37年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月1日から同年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された「加入者・受給権者台帳」及び「B年金連合会の中脱記録照会(回答)」により、申立人は申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人は、平成2年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、申立期間のA社における被保険者記録が無いものの、「加入者・受給権者台帳」及び「B年金連合会の中脱記録照会(回答)」により、申立人の同社における資格喪失日は同年2月1日であることが確認できる。

さらに、A社の人事担当者は、社会保険に係る届出については、申立期間当時は複写式の様式を使用していた旨供述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が平成2年2月1日にA社において 被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金基金の記録から、 24万円とすることが妥当である。

東京国民年金 事案 10102

第1 委員会の結論

申立人の平成 12 年2月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和51年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年2月から同年8月まで

私は、会社を退職する都度、国民年金の再加入手続をし、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人が所持している年金手帳には、平成10年7月1日に資格喪失した後の資格取得日は15年10月1日と記載されており、申立期間に係る資格取得日及び資格喪失日の記載は無く、申立期間当時に居住していた住所の記載も無いこと、また、オンライン記録から、申立人が平成12年2月29日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後国民年金の加入勧奨が行われたが、加入手続がなされなかったため、13年8月23日現在で作成された未適用者一覧表に記載され、その後も加入手続がなされていないことが確認できること、申立期間は未加入期間のため、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 10103

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から54年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から54年6月まで

私は、学校卒業直後の昭和48年4月に就職し、同年10月頃に国民年金の加入手続をし、同年4月からの国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人が申立期間に納付したとする保険料額は申立期間当時の保険料と大きく相違する。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和 56 年7月に払い出されており、当該払出時点では申立期間のうち 54 年3月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 10 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から54年3月まで

私の母は、私の国民健康保険の加入手続をしたときに、一緒に国民年金の加入手続をしてくれた。母が国民年金保険料を納付してくれており、母が納付に行けないときは私が保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続に関与しておらず、自身で保険料を納付していたことがあると説明しているが、納付状況に関する記憶が曖昧であり、加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、母親から国民年金手帳を受け取った記憶は無いと説明しており、申立期間当時に居住していた市及び所轄社会保険事務所(当時)において、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録が無いこと、申立人が現在所持している年金手帳には厚生年金保険の記号番号のみが記載されており、オンライン記録により申立人は平成22年4月1日に基礎年金番号で国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できること、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年3月から平成元年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から平成元年10月まで

私は、会社を退職した昭和42年3月に、国民健康保険の手続と一緒に国民年金の加入手続を行い、それ以降国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民健康保険の加入手続をした際、一緒に国民年金の加入手続をしたと説明しているが、申立人は年金手帳を受領し、所持していた記憶は無く、申立人が申立期間当時に居住していた区及び所轄社会保険事務所(当時)において、国民年金手帳の記号番号が払い出されていた記録も無いこと、また、申立人は外国籍であり、昭和56年12月以前は、在日外国人は国民年金法(60年改正前)の国籍条項の規定により、制度上、国民年金に加入することができなかったこと、在日外国人が強制加入適用になった57年1月以降についても、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年2月から54年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月から54年1月まで

私は、婚姻をした後に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付してきた。申 立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入時期及び保険料の納付額に関する記憶が曖昧であり、申立期間の保険料を溯って納付した記憶は無いと説明している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 54 年4月に払い出されており、申立人が所持する年金手帳の資格記録欄及び申立人が居住していた市で作成された国民年金被保険者名簿には、申立期間後の同年2月6日に国民年金に任意加入したことが記載されており、申立期間は国民年金の未加入期間で保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に上記以外の手帳を所持していた記憶は曖昧であり、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から同年6月まで

私は、払うべきものを払わないと気持ちが悪い性格なので、国民年金保険料をきちんと納付してきた。保険料を払えないときは免除申請をしていた。申立期間を含め免除が認められなかった期間の保険料についても、後日、自宅に届いた納付書により平成 15 年頃にまとめて納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間を含め免除が認められなかった期間の国民年金保険料について も、後日、自宅に届いた納付書により平成 15 年頃にまとめて納付した記憶がある。」 と主張している。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人は、平成 16 年9月2日において、納付可能な申立期間直後の 14 年7月から同年9月までの期間の保険料を過年度納付していることが確認でき、当該納付時点において、申立期間の保険料は時効のため納付できない。その上、同記録によれば、申立期間直前の11 年度から13 年度までの期間は申請免除期間であることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は 見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月から61年1月まで

私の夫は、昭和58年12月に私の国民年金の加入手続を行い、その際、申立期間の 国民年金保険料の一部を納付してくれた。その後の申立期間の保険料は、私が納付書 により納付していたが、昭和61年2月に夫が夫自身の国民年金の加入手続を区役所 で行った際に、私の申立期間の保険料が未納であることが分かり、再び、夫が私の当 該期間の未納分の保険料を納付してくれた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が 未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の夫は、昭和58年12月に私の国民年金の加入手続を行い、その際、申立期間の国民年金保険料の一部を納付してくれた。その後の申立期間の保険料は、私が納付書により納付していた。」と主張している。しかし、申立人が所持する年金手帳によれば、申立人は被保険者資格を昭和52年5月に喪失し、61年2月に取得していることが確認できることから、申立人が昭和58年12月に国民年金の加入手続を行っていないことが推認できる。その上、申立期間は、申立人自身の厚生年金保険の資格を喪失し、オンライン記録においても国民年金に任意加入したことを示す記録は無い。これらのことから、申立期間は、国民年金の未加入期間であると認められ、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の夫は、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付期間、納付金額の記憶が曖昧である上、申立人もその後の申立期間の保険料の納付期間、納付回数、納付金額の記憶が曖昧である。

また、申立人は、「昭和 61 年 2 月に私の夫が夫自身の国民年金の加入手続を区役所 で行った際に、私の申立期間の保険料が未納であることが分かり、再び、夫が私の当該 期間の未納分の保険料を納付してくれた。」と主張している。しかし、前述のとおり、 申立期間は国民年金の任意加入期間であり、国民年金の未加入期間であることから、申 立期間の保険料を納付することはできない。

加えて、申立人及びその夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人及びその夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる 周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断する と、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めること はできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月から7年4月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、平成3年7月から5年3月までの短期大学在籍時の期間は母が、5年4月から6年9月までの期間は私自身が、結婚後の6年10月から7年4月までの期間は前夫がそれぞれ納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の申立期間の国民年金保険料は、平成3年7月から5年3月までの短期大学在籍時の期間は母が、5年4月から6年9月までの期間は私自身が、結婚後の6年10月から7年4月までの期間は前夫がそれぞれ納付していた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の年金番号は基礎年金番号制度が導入された平成9年3月に付番されていることが確認でき、当該付番前に申立人に別の国民年金の手帳記号番号が払い出された記録は確認できない。これらのことから、申立期間当時において、申立期間は、国民年金に加入していない期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。なお、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間直後の平成7年5月から14年1月までの期間については、厚生年金保険に加入していた前夫の被扶養配偶者として9年3月に国民年金の第3号被保険者の届出を行っていることが確認できる。

加えて、申立人、申立人の母及び申立人の前夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人は、申立期間当時の保険料額に関する記憶が曖昧であり、申立期間の一部の保険料を納付していたとする母は既に死亡しており、さらに前夫の連絡先は不明のため、申立期間当時の納付状況等について確認することができない。

このほか、申立人、申立人の母及び申立人の前夫が申立期間の保険料を納付していた

ことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年12月から61年3月まで

私は、会社を退職後の昭和 54 年2月に、国民年金の任意加入の手続を行い、申立 期間の国民年金保険料を納付してきた。昭和 59 年 12 月に国民年金の任意加入の資格 を喪失した覚えはない。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされている ことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 59 年 12 月に国民年金の任意加入の資格を喪失した覚えはない。」と主張しているが、オンライン記録によれば、申立人は、59 年 12 月 22 日に任意加入の資格を喪失し、61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者として被保険者資格を取得していることが確認できる。これらのことから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は 見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断する と、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めること はできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から51年3月まで

私の妻は、昭和 53 年に私の国民年金の加入手続を行い、その後、特例納付の通知がきたので、同年7月に申立期間の全ての国民年金保険料を特例納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A区の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金の手帳記号番号は昭和53年4月27日に払い出されており、申立人の妻が特例納付したとする53年7月は第3回特例納付の実施期間に該当することから、特例納付による申立期間の国民年金保険料の納付は可能である。

申立人が所持している領収証書によれば、昭和 53 年7月 20 日に、申立期間直後の51 年4月から52 年3月までの期間の保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人は、「当該過年度納付をする前に申立期間の保険料を特例納付した。」と述べている。しかしながら、還付整理簿によれば、当該過年度納付した期間のうち、51 年4月から同年6月までの期間の保険料は厚生年金保険の加入期間と重複していたため、54年11月30日に、還付されていることが確認できるものの、申立期間のうち、厚生年金保険に加入していた51年2月及び同年3月の期間の保険料が還付された記録は確認できない。これらのことから、申立期間のうち、昭和51年2月及び同年3月の期間は保険料が未納であったことが推認でき、申立期間の全ての保険料を特例納付したとする申立人の主張に整合性が認められない。

加えて、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月から53年7月まで

私は、結婚退職をした翌月の昭和 50 年2月にA区役所のB出張所で国民年金の加入手続を行い、夫の転勤に伴い 53 年8月から海外へ移住する前まで国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、A区の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和58年12月に払い出されており、また、オンライン記録によれば、申立期間は、国民年金に任意加入が可能な期間であるものの、任意加入した記録は無く未加入期間であることが確認できる。その上、申立人の所持する年金手帳によれば、申立人は、海外から帰国した後の昭和58年12月に国民年金に任意加入していることが確認でき、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間は、当該払出しの時点において、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が申立期間当時に納付したとする保険料の金額は、当時の実際の保険料額と相違している。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書 等の関連資料は無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は 見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断する と、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めること はできない。

東京国民年金 事案 10118 (事案 3537 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年4月から 49 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和21年生

住 所:

2 内容の要旨

申 立 期 間 :昭和43年4月から49年11月まで

私は、昭和49年12月の結婚を前に、父から未納となっていた国民年金保険料を納めるようにとお金を渡されたので、母に勧められた特例納付により、区役所又は区の出張所で保険料を遡って全て納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、第2回特例納付により納付したとする金額に関する記憶が曖昧であり、保険料を区役所の出張所において納付したと説明しているが、当時、当該出張所では保険料の収納事務は行っていないことが確認されるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年3月11日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の保険料を納付した場所は、区役所本庁舎であったかもしれないと主張するが、区役所本庁舎においても特例納付に係る国庫金の収納は行っていなかったことから、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から43年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月から43年6月まで

私は、未納であった期間の国民年金保険料を遡って1回で納付した。申立期間の保 険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、遡って保険料を納付したのは1回のみであると説明しており、オンライン記録及び特殊台帳によると、昭和36年4月から40年8月までの53か月分の保険料を第3回特例納付で納付していることが確認でき、申立人は年金受給資格を確保するためには276月の納付が必要であったが、その特例納付による納付月数53か月と申立期間直後の43年7月から60歳に至るまでの納付可能月数247か月との合計月数は300か月となっている。

このことから、申立人は、自身の年金受給資格期間を超えて、納付月数が一般的な年金受給資格期間である300か月となるように必要な月数の保険料を特例納付したものと推察される上、申立人からは、当該月数を超えて申立期間の保険料についても納付したものと推認できるまでの事情を聴取することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年6月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和35年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和60年6月から同年10月まで

私は、夫や義母に勧められて昭和 60 年4月に国民年金に任意加入し、現在まで未納のないように国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人が所持する年金手帳には、昭和60年6月14日に任意加入被保険者資格を喪失し、同年11月26日に強制加入被保険者資格を取得した旨の記載があることから、申立期間は未加入期間であり、納付書は発行されないため、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から48年12月まで

私の母は、私が20歳になったときから就職する昭和52年まで国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、当時居住していた区の成人式会場で国民年金手帳を配付されたとするが、当該区では、成人式において年金手帳を配付したことはないと説明している上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 49 年3月時点では、申立期間のうち46年12月以前は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所(当時)に おいて、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番 号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から47年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から47年11月まで

私の父は、私が 20 歳になったときに私の国民年金の加入手続を行い、婚姻するまでの期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、年金手帳の「初めて被保険者となった日」が昭和 44 年*月*日と記載されていることをもって、同日に国民年金に加入し、保険料を納付したはずであると説明しているが、当該事項は国民年金被保険者資格を取得した日であり、実際に国民年金の加入手続や保険料を納付した時点を示すものではない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和 56 年1月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、別の手帳を所持していた記憶が曖昧であるなど、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても新たな資料の提出や前述の状況を変更するに足りる具体的な説明が無いなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年2月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していた ものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和43年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月から9年3月まで

私は、平成2年 11 月に会社を退職後、直ぐに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付書、納付額及び納付した金融機関名に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立期間の保険料を定期的に納付していたと説明しているが、申立期間直前の平成2年12月及び3年1月の保険料は過年度納付されていることがオンライン記録で確認できるほか、申立期間は74か月であり、これだけの長期間において、行政側が納付書による収納事務処理を誤ることも考えにくいなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年12月までの期間及び62年4月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から60年12月まで

② 昭和62年4月から63年3月まで

私は、申立期間を含め、納付書が送付される度に国民年金保険料を納付していた。 申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人が申立期間①及び②当時に納付したと説明する保険料額はいずれも当時の保険料額と相違しており、申立期間①は、申立人は昭和 59 年5月頃に転居した後、実家に届いた納付書で遅れることなく納付したと説明しているが、申立人が転居先に住民票を異動させた 61 年1月から同年3月までの保険料を過年度納付していることがオンライン記録で確認できるほか、申立期間②は、当該期間直前の昭和 61 年度は申請免除期間であることがオンライン記録で確認できるが、申立人は免除申請を行ったこと及び免除を受けたことに関する記憶が無く、当該期間の保険料は納付書で納付していたと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことの具体性は乏しく、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの期間及び53年4月から56年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から50年3月まで

② 昭和53年4月から56年8月まで

私は、申立期間①当時は職業訓練校に入校しており、国民年金保険料が未納であったため、社会保険事務所(当時)に相談に行き保険料をまとめて納付した。申立期間②当時は専門学校に通っており、働いていなかったので、未納期間があったため、社会保険事務所で相談をして未納期間の保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間の保険料が未納であったため社会保険事務所に相談に行き、それぞれまとめて納付したと説明しているが、国民年金の加入手続及び保険料の納付場所、納付金額、納付方法等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成4年9月頃に払い出されており、当該 払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、 申立人は現在所持する年金手帳以外の手帳に関する記憶が曖昧であり、申立人に別の手 帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が 申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年5月から平成13年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

なお、昭和60年7月から62年1月までの期間は、厚生年金保険被保険者期間であり、 平成4年9月から6年12月までの期間及び8年11月から12年9月までの期間につい ては、既に保険料は納付済みである。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月から平成13年8月まで

私は、平成8年11月に社会保険事務所(当時)で、国民年金保険料58万円を一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、60歳になった平成7年*月時点で年金の受給権を確保しておらず、受給権確保のため、8年11月に任意加入の手続をしていることが申立人の所持する年金手帳により確認でき、この時点で申立期間のうち7年1月から8年10月までの期間は任意加入前の未加入期間のため、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は65歳になった平成11年*月に特例任意加入の申出があったものとみなされ、12年9月まで保険料を納付したことにより、納付月数が300か月(25年)に達し受給権を確保していることがオンライン記録で確認でき、12年10月から13年8月までの期間は、国民年金の受給権を取得した後の未加入期間のため、それぞれ保険料を納付することができない期間である。

さらに、昭和60年5月及び6月並びに62年2月から平成4年8月までの期間は、申立人が保険料を一括納付したとする8年11月時点では、時効により保険料を納付でき

ない期間であり、申立人は、社会保険事務所で 58 万円の国民年金保険料を納付したと 説明しているが、8年 11 月時点では、保険料納付済期間、厚生年金保険被保険者期間 及び上述の時効により保険料を納付できない期間以外に保険料を納付できる期間は無か ったことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情 も見当たらない。

なお、昭和60年7月から62年1月までの期間は、厚生年金保険被保険者期間であり、 平成4年9月から6年12月までの期間及び8年11月から12年9月までの期間は保険 料が納付済みであることがオンライン記録により確認できることから、当該納付済みの 期間については、納付記録を訂正する必要はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年7月から62年1月までの期間は厚生年金保険被保険者期間であり、既に納付済みと記録されている平成4年9月から6年12月までの期間及び8年11月から12年9月までの期間を除き、昭和60年5月、同年6月、62年2月から平成4年8月までの期間、7年1月から8年10月までの期間及び12年10月から13年8月までの期間の国民年金保険料については、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から43年3月までの期間及び63年9月から平成元年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月から43年3月まで

② 昭和63年9月から平成元年1月まで

申立期間①については、私の母が、私が20歳のときに区役所で国民年金の加入手続を行い、結婚するまで国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間②については、 夫が退職後、自宅に届いた納付書で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難なため、当時の状況が不明である。また、申立人及びその夫は結婚した昭和43年4月頃に、母親から国民年金手帳を受け取り、申立期間直後の43年4月からの保険料を申立人自身が転居先で納付したと説明しているが、転居先への住所変更は44年1月31日に行われていることが国民年金手帳記号番号払出簿の備考欄の記載により確認できること、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された43年5月時点で、41年4月から43年3月までの期間は過年度納付が可能であるが、申立人は母親から遡って保険料を納付したことは聞いていないと説明しており、41年3月以前の期間は時効により保険料を納付することができないことなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は夫が昭和63年9月に退職をした後に自宅に届いた納付書で保険料を納付したと説明しているが、オンライン記録によると、当該期間後の第3号被保険者特例の届出による処理は平成7年9月26日にされているこ

とが確認でき、昭和63年9月25日喪失、平成元年2月1日取得及び7年5月16日喪失の第3号被保険者得喪とされたのは当該処理があった7年9月26日であり、昭和61年4月から平成7年7月までは第3号被保険者として記録管理されていたことが確認でき、当該処理時点では時効により保険料を納付することができないことなど、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 11 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から48年3月まで

私の義父は、私が昭和49年10月に結婚した後に国民年金の加入手続をしてくれ、 20歳から結婚までの国民年金保険料を一括して納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の義父から納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、義父から申立人の20歳(昭和45年*月)から昭和49年11月までの保険料を特例納付してくれたと主張しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は49年12月に払い出されており、第2回特例納付及び過年度納付により申立期間の保険料を納付することが可能であるが、申立人は、過年度納付可能な47年10月から49年3月までの期間のうち48年4月から49年3月までの1年間の保険料のみしか過年度納付していないこと、申立人は、義父から遡って納付した期間、金額等は聞いていないことなど、申立人の義父が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年9月まで

私の父は、私が大学を卒業した頃、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も 納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間から約9年経過した昭和57年5月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することはできない期間であるほか、申立人は、現在所持する手帳以外の手帳を受領、所持したことはないとしており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出された事情も見当たらないなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年6月から60年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和35年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月から60年1月まで

私は、会社を退職した後、国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付額及び納付頻度に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和 62 年4月に払い出されており、申立人は、当該払出時点で過年度納付が可能な 61 年4月から7月までの保険料を納付しているものの、当該払出時点では申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、現在所持する手帳以外の手帳を所持した記憶は無いとしており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年1月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和35年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月から平成元年3月まで

私の母は、私が昭和 61 年1月に転職した会社が厚生年金保険に加入していなかった ため、私の国民年金の加入手続をして未納分の国民年金保険料を遡ってまとめて納付し てくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとする母親は、加入手続及び保険料の納付時期に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成3年5月頃に払い出されており、オンライン記録によると、当該払出時点で納付可能な元年4月から2年3月までの保険料を3年5月に、2年4月から3年3月までの保険料を同年8月に遡って納付していることが確認できるものの、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から54年3月まで

私は、昭和 44 年4月に大学に入学した頃、母から、私の国民年金保険料を納めておくと聞いた記憶がある。また、昭和 54 年に両親の家を出て独立するとき、母から年金手帳を渡され、以後は自分で保険料を納付するように言われた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年4月頃に、申立人の母親から申立人の国民年金保険料を納めておくと言われたと主張するが、母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、第3回特例納付実施期間中の昭和54年4月に払い出されていることが確認できるものの、申立人は、保険料を遡って納付した記憶及び母親から遡って納付したという話を聞いた記憶は無いと説明しているなど、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持する、上記手帳記号番号が記載された年金手帳以外の手帳を所持した記憶が無く、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所(当時)において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から41年3月まで

私は、専門学校を卒業した昭和 35 年4月から兄が経営する店の仕事をしており、 兄が、私の国民年金の加入手続を行い、36 年4月から店を辞めた 41 年4月までの期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の兄が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い保険料を納付していたとする兄から、当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、オンライン記録によると、兄夫婦は申立期間の保険料が納付済みとなっているものの、国民年金手帳の記号番号が兄夫婦と連番で払い出されており、昭和36年12月に婚姻するまで申立人と同様に兄夫婦と一緒に働いていたとする申立人の姉は、申立人と同じく36年4月から保険料が納付されているものの、同年7月から婚姻直前の同年11月までは未納期間となっている。

さらに、申立期間当時に申立人と一緒に働いていた同僚から、当時の状況を聴取することが困難である上、申立人自身は結婚後に申立期間の保険料を遡って納付した記憶は無いと説明するなど、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年7月から平成5年5月までの期間及び14年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和42年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年7月から平成5年5月まで

② 平成14年10月

私の母は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。 申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人及びその妹の国民年金手帳の記号番号は、平成7年6月に連番で払い出されており、オンライン記録によると、申立期間①直後の申立人及び妹の5年6月の保険料は時効成立直前の7年7月28日にそれぞれ遡って納付されており、同様に、申立人の申立期間②直後の14年11月の保険料は時効成立直前の16年12月15日に遡って納付されていることが確認できることから、各納付時点では、申立期間①及び②は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、母親が申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は現在所持している年金手帳のほかに国民年金の手帳を所持していた 記憶が無く、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたこと をうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年5月までの国民年金保険料については、納付していた ものと認めることはできない。また、13 年 10 月から 14 年3月までの保険料について は、追納されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から5年5月まで

② 平成13年10月から14年3月まで

私の母は、申立期間①の国民年金保険料を納付しており、また、申立期間②の保険料は免除した後に追納してくれていたはずである。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が平成22年1月に追納されるまで追納済みとされていなかったことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間①の国民年金保険料を納付し、申立期間②の保険料を追納していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付等に関与しておらず、保険料を納付等していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人及びその兄の国民年金手帳の記号番号は、平成7年6月に連番で払い出されており、オンライン記録によると、申立期間①直後の申立人及び兄の5年6月の保険料は7年7月28日にそれぞれ遡って納付されていることが確認でき、当該納付時点では、申立期間①は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立期間①当時に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②については、オンライン記録によると、当該期間に係る保険料の追納申出が平成21年6月18日に行われていることは確認できるものの、当該期間について、それ以前に追納申出が行われた記録は無い上、当時同居していたとする兄は、当該期間のうち13年10月から14年1月までの保険料が追納されているものの、その追納は母親が死亡した後の18年2月21日に行われていることが確認できるなど、母親が

申立期間①の保険料を納付し、申立期間②の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和49年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月から12年5月まで

私の母は、平成8年8月頃に、A区役所のB出張所などで、それまで未納であった 私の国民年金保険料のうち2年分の保険料 20 万円くらいを遡って納付し、以後は一 部未納の期間があったかもしれないが、母が私の保険料を納付してくれている。申立 期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母は、「平成8年8月頃に、当時居住していたA区役所のB出張所及び本庁舎などでそれまで未納であった申立人の国民年金保険料のうち2年分の保険料20万円くらいを遡って納付した。」と述べているが、A区役所のB出張所及び本庁舎では、過年度分の保険料を納付することはできない上、申立人の母が一括して納めたとする保険料の金額は、申立期間のうちの2年分の保険料額と相違している。

また、オンライン記録によれば、申立期間直後の期間である平成12年6月から13年8月までの期間の保険料19万9,500円は、時効期限直前の14年7月9日に納付されていることが確認できる。

加えて、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、 確定申告書等の関連資料が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間当時の保 険料の納付に関与しておらず、申立人の母は、平成8年8月頃に遡って一括して保険料 を納付したとしているが、その後の保険料の納付状況等の記憶が曖昧である。

このほか、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和32年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から56年2月まで

私は、昭和 56 年に共済組合に加入する際、私の父から「以前の国民年金保険料の 未納分をきちんとしておくように。」と言われたため、私の母が私の国民年金の加入 手続を行い、申立期間の未納分の保険料を一括で納付してくれた。申立期間の保険料 が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によると、申立人に係る国民年金第3号被保険者の資格取得届が行われた平成2年10月頃に払い出されたものと推認される。また、申立人は、現在所持している年金手帳以外に手帳を所持した記憶が曖昧であるものの、「昭和56年頃に国民年金に加入し国民年金保険料を納付したので、絶対に未納のはずはない。」と強く主張したため、申立人が申立期間当時に居住していた地域の年金事務所において、昭和55年5月から57年7月までの期間の国民年金手帳記号番号払出簿を1枚1枚入念に調査したが、申立人の氏名は確認できず、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間は、前述の払出しの時点において、時効により遡って保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人の母が、申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料を納付していたとする申立人の母は、当時の保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断する

と、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和43年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月から平成3年3月まで

私は、申立期間は大学生であったため、実家を離れてA市で暮らしていたが、B市にある実家の父から「国民年金の加入手続を済ませておいた。」という連絡を受けたことを記憶している。また、私の申立期間の国民年金保険料は、父が納付していたと思う。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録が無く、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間は、国民年金に加入していない期間となっており、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間当時、申立人の住民登録は、申立人が実際に居住していたA市にあることから、B市在住の申立人の父が、B市において申立人の国民年金の加入手続を行うことはできない。

加えて、申立人の父が、申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間当時の保険料の納付に関与していない上、申立人の加入手続及び保険料を納付していたとする申立人の父は、保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人の父が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断する と、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めること はできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年9月から58年12月まで

私は、結婚を機に会社を辞めた昭和 54 年9月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してきた。私の所持する年金手帳にも資格取得日として「54 年9月 16 日」の日付が記載されている。国民年金の加入手続を行っておいて、保険料を払わないわけがない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「結婚を機に会社を辞めた昭和 54 年9月に国民年金の加入手続を行い、 国民年金保険料を納付してきた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によると、昭和60年12月頃に払い出されていることが推認でき、また、申立人は、「現在所持する年金手帳以外の手帳を所持した記憶が無い。」と述べており、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間の大半は、当該払出しの時点で、時効により保険料を納付することができない期間である。なお、オンライン記録によると、申立期間直後の昭和59年1月から60年3月までの期間の保険料は、納付済みとなっており、前述の手帳記号番号の払出しの時点を踏まえると、過年度納付されているものと推認できる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も 見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めること

はできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から47年3月まで

② 昭和47年7月から51年9月まで

私は、いつ、どの様にして国民年金に加入手続を行ったか覚えていないが、申立期間の私と私の夫の二人分の国民年金保険料を納付してきた。あるとき、集金人の方が来て、「このままでは年金がもらえなくなる。ここでまとめて納付した方が良いよ。」と言われて虎の子の貯金から特例納付したので未納期間が残っているはずがない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、国民年金受付処理簿によると、昭和46年12月にA区において払い出されたことが確認できる。また、同処理簿に登載された被保険者の年齢等を調査したところ、申立人は当該払出しの時点おいて36歳であり、ほかの被保険者も35歳又は36歳となる者を対象にしていることから、それらの者が職権により払い出されたことが推認できる。その上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、「附則4条納付者リスト」によると、申立人の昭和36年4月から42年3月までの期間の国民年金保険料は、第3回特例納付により54年1月から55年5月までの期間において17回に分割して納付されていることが確認でき、当該特例納付を開始する前の時点において、申立人のそれまでの納付月数は国民年金の受給資格を満たしていなかったことから、同資格を満たすために行政側から当該納付期間である72か月の特例納付を勧められ、納付したものと考えられる。このことから、受給資格期間を満たすことを主な目的とする第3回特例納付の時点及び当該特例納付を開始する前の時点において、申立期間の①及び②の保険料が納付されていたとは考え難い。また、申立人が主張している申立期間の納付金額は、特例納付で納付した場合の金額と相違している。

加えて、申立人が申立期間の①及び②の保険料を納付していたことを示す家計簿、確 定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人が申立期間の①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断する と、申立人の申立期間の①及び②の国民年金保険料については、納付されていたものと 認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和52年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成13年7月

私は、申立期間当時、失業していたので、市役所に国民年金保険料の免除申請をしたが、申請免除を断られた。このため、後になってから、私の妻が、申立期間に係る夫婦二人分の保険料を一緒に納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、オンライン記録によると、厚生年金保険の加入期間に挟まれた 1 か月の期間であり、また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻も当該期間の保険料は納付されていない記録となっていることが確認できる。その上、同記録によれば、申立期間後の平成 14 年 5 月の保険料は、平成 15 年 10 月 16 日に過年度納付されていることが確認でき、申立期間は、当該過年度納付の時点で、時効により保険料を納付することができない期間である。なお、オンライン記録によれば、申立人に対して、平成 15 年 10 月 8 日に過年度分の納付書が交付されていることが確認できることから、当該納付書における納付対象期間に申立期間は含まれていないものと考えられる。加えて、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人及び保険料を納付したとする申立人の妻から、調査への協力が得られないため、当時の納付状況等を確認することができない。

このほか、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断する と、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めること はできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和54年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成13年7月

私は、申立期間当時、失業していたので、市役所に国民年金保険料の免除申請をしたが、申請免除を断られた。このため、後になってから、私は、申立期間に係る夫婦二人分の保険料を一緒に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、オンライン記録によると、厚生年金保険の加入期間と国民年金第3号被保険者の期間に挟まれた1か月の期間であり、また、申立人が国民年金保険料を納付したとする申立人の夫の保険料は、納付されていない記録となっていることが確認できる。その上、同記録によると、申立期間後の平成14年5月の保険料は、平成15年10月16日に過年度納付されていることが確認でき、申立期間は、当該過年度納付の時点で、時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付について「いつ、いくら納付したか全く覚えていない。」と申立の概要に記載している上、申立人から、調査への協力が得られないため、当時の納付状況等を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も 見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断する と、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めること はできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和39年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年7月から同年10月まで

② 平成元年6月から2年3月まで

私は、昭和 61 年7月に会社を退職後、A区役所で国民年金と国民健康保険の加入 手続を行い、申立期間の①の国民年金保険料を納付してきた。その後、私は、平成元 年6月にも、A区役所で同様の手続を行い、申立期間の②の保険料を納付してきた。 申立期間の①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 61 年 7 月に会社を退職後、A区役所で国民年金の加入手続を行い、 申立期間の①の国民年金保険料を納付してきた。その後、平成元年 6 月にも、同様の手 続を行い、申立期間の②の保険料を納付してきた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によると、申立期間の①及び②の後の平成7年5月頃に払い出されていることが推認でき、B区で払い出されていることが確認できる。また、申立期間の①及び②当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間の①及び②は、当該払出しの時点において、時効により保険料を納付することはできない期間である。なお、申立人の所持する年金手帳の記載内容を調べると、同手帳の国民年金の記号番号の横に「C社保」の朱印があり、国民年金の記録欄の平成7年1月25日欄の横に「B区」の朱印があることなどから、国民年金の加入手続は、申立人がA区から転居した後のB区役所で行われていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によれば、申立期間の①及び②共に、申立人が平成7年5月に国民年金の加入手続を行ったことにより、過去の年金記録の確認が行われ、平成7年6月15日付けで、厚生年金保険加入期間と厚生年金保険加入期間の間の国民年金に加入していなかった期間が国民年金の被保険者期間として記録追加され、その結果、保険

料の未納期間として整備されたことが確認できる。このため、申立期間の①及び②は、 申立期間当時において、申立人が保険料を納付することはできなかった期間である。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人は、申立期間の①及び②の保険料の納付金額等の記憶も曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる 周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断する と、申立人の申立期間の①及び②の国民年金保険料については、納付されていたものと 認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和40年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月

私は、平成7年3月頃、A社会保険事務所(当時)で国民年金の加入手続を行い、 申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされて いることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間当時において、申立人に対して国民年金の手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人が所持する年金手帳にも国民年金の手帳記号番号は記載されていないことが確認できる。

また、申立人は、「平成7年3月頃、A社会保険事務所で国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、平成7年3月頃においては、社会保険事務所(当時)で国民年金の加入手続を行うことはできない上、申立人は、「現在所持している年金手帳のほかに年金手帳を所持していた記憶は無い。」と述べていることから、申立期間当時において、申立人に対して国民年金の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は、オンライン記録によれば、平成 18 年8月8日に厚生年金保険の加入記録が追加されたことにより、国民年金に加入すべきだった期間として記録追加され国民年金保険料の未納期間として整備されていることから、当該記録追加の以前は、国民年金に加入していない期間とされている。これらのことから、申立期間は、申立期間当時において、制度上、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人は、保険料の納付場所及び納付額の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年9月から平成4年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和39年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月から平成4年8月まで

私は、平成4年9月に転入した区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。加入後、しばらくしてから過去の保険料を十数万円遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成6年1月に払い出されており、当該払出時点では、3年12月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、遡って納付した保険料の額は十数万円であると説明しているが、申立期間の保険料額と大きく相違する上、オンライン記録から申立期間直後の4年9月から5年3月までの保険料は過年度納付されていることが確認でき、当該過年度保険料及び平成5年度の保険料の合計額は、申立人が遡って納付したとする金額程度となること、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から52年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から52年6月まで

私は、昭和 53 年 5 月頃に国民年金の加入手続のため役所に行った際、役所の窓口で、今からでも 20 歳からの国民年金保険料を納付できると言われたので、3回に分けて保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、昭和53年5月頃に国民年金の加入手続をし、未納の保険料を3回に分けて納付したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された同年5月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することはできないこと、その後、同年7月から第3回特例納付が実施されているが、申立人が3回に分けて納付したとする金額は、申立期間を含む53年3月以前の過年度保険料及び特例保険料を合わせた額に大きく不足することなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、昭和 39 年6月頃転居したときに、町の職員に過去3年間は遡って国民年金 保険料を納付することができると言われ、申立期間の保険料を納付した。申立期間の 保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付時期、納付頻度、納付方法及び納付金額等の納付状況の記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立期間当時、納付組織の集金人に保険料を遡って納付し、金融機 関等では納付した記憶は無いと説明しているが、当時申立人が居住していた町では集金 人は過年度保険料の収納を行っていなかった。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 36 年3月に妻と連番で払い出された後、39 年7月にも当該町で妻と連番で別の手帳記号番号が払い出されており、39 年7月に払い出された手帳記号番号は誤適用により取り消されている経緯があることから、申立人はこの当時に再度国民年金の加入手続等を行ったものと考えられるが、保険料を一緒に納付していたとする妻も、申立人と同様、同年4月から保険料の納付を開始しており、申立期間の保険料は未納であること、国民年金被保険者台帳の昭和 36 年度欄には時効消滅と記載されていることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から48年3月まで

私は、20歳のときに、親に勧められて国民年金に加入し、自身で国民年金保険料 を納付していた。婚姻後は私の元妻が保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が 未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその元妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無く、申立人には、国民年金手帳の記号番号が2回払い出 されており、昭和45年7月に払い出された最初の手帳記号番号の払出簿の備考欄には 不在と記載され、同年10月に申立人が当時居住していた区から転出した際に住居変更 手続を行わなかったため不在扱いとされたと推測され、当該区において57年12月に作 成された年度別納付状況リストでも不在と記載され、保険料の納付記録が無く、最初の 手帳記号番号による保険料の納付記録は認められない。

また、2回目の手帳記号番号は婚姻後の昭和 48 年5月に払い出されているが、当該払出時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、婚姻後は元妻が納付してくれたと説明しているが、元妻から保険料の納付状況等を聴取することが困難であるため当時の状況が不明であること、申立人は元妻から遡って保険料を納付したとは聞いていないとしていることなど、申立人及びその元妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から50年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から50年2月まで

私は、私が 20 歳のときに母が私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていたと聞いている。私の兄も 20 歳のときに国民年金に加入している。 申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から保険料の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和51年7月に払い出されており、申立人が現在所持している年金手帳にも同年4月1日に被保険者資格を取得している旨が記載されており、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、兄は20歳時の昭和42年に国民年金に加入していたと主張しているが、兄の手帳記号番号は55年6月頃に払い出され、当該払出時点で遡って20歳から被保険者資格を取得しており、それまでは、国民年金に未加入であるなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私の妻は、国民年金制度が始まった頃に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、 国民年金保険料は主に妻が納付していたが、私が納付したこともあった。申立期間の 保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、夫婦二人分の国民年金の加入手続及び保険料納付を主に行っていたとする妻から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和40年12月に妻と連番で払い出され、申立人及びその妻は、いずれも同年4月から保険料の納付を開始しており、当該払出時点で申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、妻から加入手続時に保険料を遡って納付したと聞いた記憶は無いと説明していること、申立期間は妻も自身の保険料が未納であること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人の妻及び申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、当委員会における口頭意見陳述において、申立人は、連番で払い出されている妻の手帳記号番号が申立人から先であることは不自然であり、申立期間当時は保険料を社会保険料控除として確定申告していたと主張しているが、妻の手帳記号番号が申立人から先であることは必ずしも不自然ではなく、申立人は、当時の確定申告書は保存していないと説明しているなど、申立人の妻及び申立人が申立期間の保険料を納付していた状況はうかがえなかった。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から63年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和36年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から63年9月まで

私の母は、昭和 60 年頃に私の国民年金の加入手続を行い、過去2年間の国民年金 保険料をまとめて納付してくれた。その後は、私が定期的に保険料を納付してきた。 申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期につい ての母親の記憶は曖昧であると説明している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成3年1月頃に払い出され、当該払出時点で納付可能な昭和63年10月以降の約2年間の保険料が遡って納付されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、母親が遡って納付してくれたとする金額は、申立期間のうちの当初の2年間の保険料額と大きく相違すること、申立人は、現在所持する年金手帳のほかに年金手帳を所持したことは無いとしており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 1 月から 16 年 6 月までの期間のうち 24 か月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成11年1月から16年6月までの期間のうちの24か月 私は、平成10年12月に会社退職後国民年金に加入していなかったが、16年7月 に再就職した後に国民年金保険料を2年分遡って納付できるという通知を何回か受け 取ったので、通知と一緒に送付された納付書で2年分の保険料を遡って納付した。申 立期間の全ての期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得で きない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付場所の記憶が曖昧であり、申立人が納付した可能性があるとする郵便局では、申立人の保険料の領収済通知書は確認ができなかった。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行っていないにもかかわらず、保険料の納付書が送付されてきたと主張しているが、申立人が当時居住していた区の所轄年金事務所では、国民年金の未加入者に保険料の納付書を発行することは無いとしていること、オンライン記録から、申立人は、平成 11 年1月1日から国民年金未適用者として加入勧奨が行われたが、加入手続がなされなかったため、17 年8月 23 日現在で作成された未適用者一覧に記載され、その後も加入手続がとられていないことが確認でき、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和38年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から61年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和 61 年5月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間のうち 59 年3月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、母親が保険料を遡って納付したことはないと思うとしていること、申立人は、母親から受け取った現在所持する年金手帳のほかに手帳を所持していたことは無いと説明しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から44年5月までの期間及び45年3月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年9月から44年5月まで

② 昭和45年3月から49年3月まで

私は、昭和48年の終わりから49年の始め頃に、自宅に来た区役所の職員に勧められて国民年金の加入手続を行い、その際にそれまで納付していなかった国民年金保険料を一括して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、第2回特例納付実施期間中の昭和50年11月頃に払い出され、申立人は、49年4月以降の保険料を納付していることがオンライン記録等で確認できるが、申立人は、同月以降60歳になるまでの保険料を納付すれば国民年金の受給資格期間を満たすことから、特例納付をしなければならない状況にはなかったこと、申立期間のうち48年4月以降の期間は第2回特例納付の対象期間ではなく、同年9月以前の期間は手帳記号番号払出時点で、時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人が納付したとする金額は、当該払出時点で申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付した場合の保険料額と大きく相違していることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から54年3月までの期間及び56年9月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和33年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年7月から54年3月まで

② 昭和56年9月から61年3月まで

私は、国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、自宅に届いた納付書により郵便 局で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納 得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間①に係る国民年金の加入手続及び申立期間②に係る厚生年金保険期間後の国民年金への再加入手続の記憶が無いと説明している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間②後の昭和61年10月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間①及び申立期間②のうち59年6月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、保険料を遡って納付した記憶は無いとしていること、申立人は、国民年金の記号番号のみが記載された1冊の年金手帳及び厚生年金保険の記号番号のみが記載された2冊の年金手帳のほかに手帳を所持した記憶は無いとしており、申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和32年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から60年9月まで

私は、昭和 56 年3月に区の出張所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料 を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、昭和56年3月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は61年4月に払い出されており、申立人が所持する年金手帳の最初の住所欄に記載されている住所は、申立人が56年当時に居住していた住所ではなく、61年3月以降に居住していた住所であることが戸籍の附票で確認できる。

また、オンライン記録から、申立期間直後の昭和 60 年 10 月から同年 12 月までの保険料は、63 年 1 月に過年度納付されていることが確認でき、当該納付時点で、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、現在所持する年金手帳のほかに手帳を所持した記憶は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 6 月から 56 年 3 月までの期間、57 年 10 月から 59 年 7 月までの期間、60 年 8 月から同年 10 月までの期間及び 62 年 3 月から 63 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和35年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年6月から56年3月まで

② 昭和57年10月から59年7月まで

③ 昭和60年8月から同年10月まで

④ 昭和62年3月から63年6月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、結婚するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする母親は、申立人の国民年金の加入手続の時期、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び保険料の納付頻度に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成2年11月に払い出されており、申立期間①は申立人が学生で、任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人が当時居住していた市の国民年金被保険者名簿には、申立期間④直後の期間の保険料を同年10月29日に過年度納付した記載があり、当該納付時点で、申立期間②、③及び④は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人の母親は、申立人の年金手帳を受領した記憶が曖昧であり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年7月から63年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和42年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年7月から63年5月まで

私は、国民年金に加入していた期間の国民年金保険料は全て納付したはずである。 申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成4年5月頃に払い出されており、当該 払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、 申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情 は見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周 辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年1月から 50 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から50年12月まで

私は、母から私が 20 歳になった以降に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金 保険料を納付していたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納 得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和55年11月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人は年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄に申立人の20歳の誕生日の前日が記載されていることをもって申立人の母親が保険料を納付していたものと主張しているが、当該事項は国民年金の被保険者資格を取得した日であり、実際に国民年金の加入手続や保険料を納付した時点を示すものではないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から46年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から46年6月まで

私は、区役所で未納期間の国民年金保険料を払うようにと言われ、申立期間とその 後の未納だった期間の保険料を合わせて十何万円ほどを納付した。申立期間の保険料 が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、昭和49年11月の婚姻前に遡って保険料を納付したと説明しているものの、その具体的な納付時期に関する記憶は曖昧であり、納付したとする金額は、申立期間の保険料を過年度納付、現年度納付により納付した場合の金額と大きく相違している。

また、申立人は保険料を遡って納付したのは一度であると説明しているが、申立期間 直前の昭和42年1月から43年3月までの申請免除期間の保険料は49年5月に追納さ れていること、申立期間後の46年10月から47年3月までの保険料は48年11月に過 年度納付されていることが特殊台帳で確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納 付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から5年1月までの国民年金保険料については、納付していた ものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から5年1月まで

私は、平成5年以降に国民年金保険料を遡って納付した。申立期間の保険料が未納 とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、平成5年以降に保険料を遡って納付していたと説明しているが、国民年金の加入手続、保険料の納付時期及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成7年2月から同年4月までの間に払い出されており、当該払出時点では申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は申立期間当時に別の年金手帳を所持していた記憶は無く、申立人の手帳を預かっていたとする母親は、自身では申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付は行っていないと説明しているなど、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から 54 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から54年12月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を口座振替で納付しており、私が所持する金融機関の預金通帳の記載でも確認できる。当該期間は、勤務先で厚生年金保険に加入していたので、国民年金には重複加入して保険料を納付していたものと思われる。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続を行った時期及び場所等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する金融機関の預金通帳によると、申立期間のうち、昭和 51 年 7月から 53 年6月までの期間に、口座引落により、国民年金保険料が8回引き落とされていることが確認できるものの、申立人は、申立期間を含む 50 年 12 月から 56 年 1 月まで厚生年金保険の被保険者であったため、申立期間は、国民年金に重複して加入することはできない期間である。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた市及び管轄社会保険事務所(当時)に おいて、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無い上、申立人 の妻は、自身の保険料を口座引落により納付した記憶は曖昧であると説明するものの、 妻は昭和49年2月に国民年金に任意加入しており、前記の保険料の口座引落が確認で きる期間において、保険料が納付済みと記録されていることから、当該口座引落の記録 は妻の保険料納付に係るものと考えるのが自然であるなど、申立人が申立期間の保険料 を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月から61年3月まで

私が転職した会社は厚生年金保険適用事業所ではなかったので、昭和 60 年3月頃、妻が市役所で私の国民健康保険の加入手続と厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、再就職する直前の平成3年7月まで夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から申立期間を含む昭和60年及び61年の確定申告書控が提出されたものの、当 該確定申告書控に記載されている申立人及びその妻の二人分の国民年金保険料の金額は、 オンライン記録において納付済みとなっている期間の保険料額と一致している。

また、申立人は厚生年金保険適用事業所を退職した昭和60年3月10日の時点で、厚生年金保険の老齢給付受給資格期間を満たしていたため、申立期間は任意加入適用期間であり、オンライン記録によると、申立人は申立期間直後の61年4月に国民年金被保険者の資格を再取得するまで国民年金に未加入であったことから、申立期間は、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が居住する市及び所轄社会保険事務所(当時)において、申立期間当時、申立人に対して、別の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から48年9月まで

私は、昭和 45 年9月に会社を退職した後、海外に3年間居住していたが、住民票は異動していなかったため、母が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を 聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、母親自身は国民年金に未加入であり、申立人は、当時、母親から国民年金加入 手続及び保険料納付に関する話を聞かされたり、国民年金手帳を見せられた記憶は無い と説明している上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成2年5月時点 では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、母親が 申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所(当時)において、申立期間当時、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から同年5月までの期間及び50年8月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年3月から同年5月まで

② 昭和50年8月から同年11月まで

私は、昭和 49 年3月に退職した後、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料 を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は保険料の納付時期、納付場所、納付金額及び納付方法に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成6年9月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、オンライン記録によると、申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失の記録は6年9月5日に記録追加されていることが確認でき、申立期間は、当該記録追加時点まで未加入期間であったため、納付書は発行されず、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所(当時)に おいて、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号 番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年2月まで

② 昭和38年3月から39年3月まで

私は、会社を退職した翌月の昭和38年4月に結婚したのを機会に、国民年金に加入し、毎月、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。また、42年頃に役所から通知を受けて、結婚前の36年4月から38年3月までの未納分の保険料をまとめて納付書により郵便局で納付した。申立期間①が国民年金に未加入で、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、結婚後は申立人の夫の保険料を含め、毎月、集金人に納付していたと説明するが、夫の特殊台帳によると、夫の結婚後の昭和38年4月から40年3月までの保険料は、第1回特例納付により46年8月に納付されていることが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和41年7月に払い出されていることが確認でき、申立人の特殊台帳によると、申立期間②直後の39年4月から41年3月までの2年分の保険料は、申立人の手帳記号番号が払い出された同年7月に、遡って納付されており、当該納付時点では、申立期間①及び②の保険料はいずれも時効により納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が居住する市及び所轄社会保険事務所(当時)において、申立期間当時、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月7日から同年12月1日まで

② 昭和22年7月1日から32年12月21日まで

年金受給の手続をしたときに、年金記録を確認したところ、脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、脱退手当金を受給していないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿によると、申立人については、申立期間の最終事業所を退職後の昭和34年4月23日に氏名訂正が行われていることが確認でき、申立期間①及び②に係る脱退手当金は同年5月29日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名訂正が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたとする昭和34年5月29日の前の同年3月2日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準時酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立人の申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定されたのは通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の最終事業所を退職後、昭和 37 年5月まで厚生年金保険の加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月20日から36年2月12日まで

年金受給の手続をしたときに、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金を受給した覚えが無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年2月12日の前後1年以内に資格喪失した者13名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、12名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち11名が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者の2名は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたとする昭和 36 年 6月 30 日の前の同年 3月8日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準時別月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正2年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月20日から同年9月1日まで

A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入 記録が無い。申立期間に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者と して認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は、昭和24年1月6日に取締役に就任し、30年11月20日に退任していることから、申立期間は取締役であることが確認できる。しかし、A社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人を含む3人の取締役は、厚生年金保険の被保険者資格を昭和24年3月20日に喪失し、うち一人の取締役については、申立人と同期間が厚生年金保険の未加入期間であり、もう一人の代表取締役は、26年7月1日が再取得日となっており、同社取締役の一部について、申立期間に厚生年金保険の記録が無い。

また、A社の申立期間当時の6人の取締役は、死亡又は連絡先が不明のため、申立期間の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、A社C工場は、昭和31年5月26日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、B社は、「当時の従業員が既に退職、死亡等で資料そのものが存在しているか不明なため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除、納付については不明。」と回答している。

加えて、申立期間に勤務をしていた従業員3人は、「申立人を記憶しているが、厚生 年金保険の取扱いについては不明である。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年10月1日から16年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間の給料は19万円もらっていたので、標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、A社から提出があった申立期間の賃金台帳において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

このほか、申立人の主張する厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和31年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月1日から60年4月1日まで

A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬月額より低く記録されている。昭和58年から60年の源泉徴収票等では、年収、社会保険料は毎年増加しているのに、申立期間の標準報酬月額が下がっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年9月1日付けでA社本社に転勤したことに伴い、標準報酬月額 が転勤前より低く記録されていると申し立てており、昭和 58 年から 60 年の源泉徴収票 等に記録されている給与支払金額及び社会保険料等の控除額は毎年増加していることか ら、標準報酬月額が減額となることは考えられないとしている。

しかし、申立人から提出のあった昭和60年度特別徴収税額通知書及び60年分の源泉 徴収票に記載された社会保険料等控除額から、59年及び60年の厚生年金保険料控除額 の試算を行った結果、控除されていた保険料額は、事業主が社会保険事務所(当時)に 届け出たとおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料とおおむね一致することが確認 できる。

また、A社が加入していたB厚生年金基金及びC健康保険組合の申立人に係る標準報酬月額の記録は、同社に係る事業所別被保険者名簿の記録及びオンライン記録と一致しており、同名簿の記載内容に不備は確認できず、また、遡って記録の訂正が行われた形跡も無い。

一方、A社は、人事カードに記載されている給与データ及びB厚生年金基金に保管されていた昭和 59 年 9 月 1 日付けの厚生年金基金加入員資格取得届に記載されている報酬月額から判断すると、申立人の標準報酬月額は、残業代を含めずに当該標準報酬月額を決定し、社会保険事務所に届け出たものと考えられると回答している。

なお、A社は、申立期間当時の賃金台帳等を保有していないことから、申立人の給与

支払額及び厚生年金保険料控除額については不明であると回答している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月16日から同年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には 昭和36年5月16日から勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があ るので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主及び同社の複数の同僚の供述により、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の事業主は、「当社は小さな町工場で、親戚以外の従業員はいつまで勤務してくれるか分からないので、入社してすぐには厚生年金保険に加入させておらず、加入していない期間は、給与から厚生年金保険料は控除していない。」旨供述している。

またA社において厚生年金保険に加入していることが確認できる5名の従業員は、同社における厚生年金保険の取扱いについて、「申立期間当時、A社では入社してすぐには厚生年金保険に加入しておらず、同社において厚生年金保険に加入したのは、入社して2か月から10か月経過後であった。」旨供述していることから、申立人も同様の取扱いが行われたことが考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月から21年8月まで

② 昭和26年から27年まで

亡夫の書類整理をしていたところ、当人が記載した略歴が見付かり、申立期間①はA社に、申立期間②はB社に勤務していたことが分かったが、各申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、直筆の略歴から、申立期間①についてはA社、申立期間②についてはB社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社及びB社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、上記略歴から確認できるA社及びB社の所在地を管轄する法務局において、両社に係る商業登記の記録を確認することができない。

さらに、上記略歴の作成年月日は不明である上、略歴に記載されている申立人の勤務期間、勤務先名について、オンライン記録の厚生年金保険の加入記録と一致していない箇所が多くあることが確認できる、

加えて、申立人と取引があったとしているC社及びD社の申立期間当時の代表者は既に死亡しているため、申立人の勤務状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生

年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月頃から43年7月頃まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うので、調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の事業主の供述により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、A社は、厚生年金保 険の適用事業所となった記録を確認することができない。

また、A社の事業主は、「申立期間当時、厚生年金保険に加入しようとしたが、従業員の中に厚生年金保険へ加入することに反対する数名の従業員がいたため、厚生年金保険に加入しておらず、そのため、給与から厚生年金保険料を控除することは無かった。」旨供述している。

さらに、申立人が記憶しているA社の同僚は、連絡先が不明のため、同社における申立人に係る厚生年金保険の適用について確認することができない。

加えて、申立人は、「A社に勤務しているときは、父親が加入している健康保険の被 扶養者だった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年9月17日から19年7月30日まで

A社(後に、B社。現在は、C社)に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においても、A社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立期間のうち、昭和17年9月17日から19年5月31日までの期間については、労働者年金保険法(昭和16年法律第60号)の適用期間であるが、同法では、筋肉労働者の男子工員のみが被保険者とされるところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は、17年1月1日付けでA社において被保険者資格を取得し、同年9月17日付けで資格を喪失しており、喪失の原因欄には同法上の被保険者とならない「職員」と記載されていることが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和19年6月1日から同年7月30日までの期間については、 B社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保 険の被保険者資格取得日は、同年6月1日となっているが、厚生年金保険法(昭和19 年法律第21号)附則第1条及び第3条の規定により、同年10月1日から保険料徴収が 開始されており、同年6月1日から同年9月30日までの期間は、同法の適用準備期間 であることから、厚生年金保険の被保険者期間として算入されない。

さらに、C社の人事担当者は、厚生年金保険の記録は昭和19年10月から保存されているが、申立期間の人事や給与関係の記録が無く、当時の状況を知る者もいないとしていることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除が確認できる関連資料及

び周辺事情は見当たらない。

これらの事情及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年8月から52年1月まで

② 昭和52年1月から同年12月まで

A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された昭和51年4月21日から52年2月21日までに入社した正社員及びパートを含む全従業員の社会保険の取得記録の写しから、申立人が同社に51年9月21日に入社したことは確認できる。

しかしながら、A社の人事担当者は、上記全従業員の社会保険の取得記録の写しには、 申立人に係る被保険者整理番号の記載が無く、退職日も確認できないことから、申立人 の勤務状況や厚生年金保険の保険料控除については不明であると供述している。

また、上記全従業員の社会保険の取得記録の写しに記載されている従業員の被保険者整理番号とオンライン記録の厚生年金保険被保険者整理番号は同一であることが確認でき、被保険者整理番号の記載のない申立人を含む2名については、オンライン記録において、被保険者記録が無いことが確認できる。

さらに、A社において、申立人の雇用保険の加入記録は確認できず、昭和51年11月9日から、申立人が同社を退職した後に勤務したとするB社における雇用保険の加入記録が確認できるが、申立人は、当該記録についてはよく分からないとしている。

なお、申立期間①当時の複数の従業員に照会したが、申立人を記憶している者は無く、 また、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者に申立人の勤務状況 及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録により、申立人は、当該期間を含む昭和51年11月9日から53年2月20日までB社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成9年8月1日であり、当該期間は同社が適用事業所となっていない期間であることが確認できる。

また、B社の事業主は、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成9年8月 1日であると供述しており、オンライン記録によると、事業主の同社での被保険者資格 の取得日が同年8月1日となっていることが確認できる。

なお、B社の事業主は申立人を記憶しておらず、また、申立人も同社での同僚の正確 な氏名を記憶していないため、これらの者から申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控 除をうかがわせる供述を得ることができない。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生 年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給 与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和40年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月1日から同年9月1日まで

A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。B社は年金事務所に資格喪失日に係る訂正届を提出したが、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社の回答及び同社従業員の供述から判断すると、申立人が申立期間に同社の海外事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社が加入している健康保険組合及び厚生年金基金における申立人の加入記録は、いずれも平成3年3月1日に被保険者資格を喪失した後、同年9月1日に同資格を再取得していることが記録されており、これらはオンライン記録における厚生年金保険の被保険者記録と一致していることが確認できる。

また、B社の人事担当者は、社会保険の得喪の手続書類は、現在、複写のものを使用して、年金事務所と厚生年金基金宛の届出書を併せて健康保険組合に送付し、健康保険組合から年金事務所と厚生年金基金に送付していると供述しており、健康保険組合の担当者は申立期間当時も同様の方法であったと供述している。

さらに、B社の人事担当者は、現在は、海外転勤時に厚生年金保険の被保険者資格は 喪失させていないが、申立期間当時の資料が保管されていないため、申立期間における 保険料控除及び社会保険事務所(当時)への保険料の納付については不明としているほ か、申立期間当時に同社において被保険者資格を有する従業員からも海外赴任中の厚生 年金保険被保険者資格の継続の有無と保険料の控除をうかがわせる供述を得ることがで きなかった。

このほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関

連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月から36年9月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務 したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に関する詳細な供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社で 勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムでは、厚生年金 保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、A社の当時の事業主の親族(後の事業主)は同社に勤務していた期間(昭和43年9月から47年5月までの期間及び51年11月から平成22年9月までの期間)に厚生年金保険には加入しておらず、また、同社は厚生年金保険に一度も加入していた事実は無かったと思うと供述している。

さらに、申立人は、A社における同僚等の氏名を記憶していないため、これらの者から、申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生 年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控 除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から45年12月まで

A社B営業所に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚及び複数の従業員の供述から判断すると、申立人は、A社B営業所に勤務していたことは推認できるが、当該同僚等は申立人の勤務時期を覚えていない上、申立人の雇用保険の加入記録を確認することができない。

一方、複数の従業員は、「A社B営業所では、運転手の入れ替わりが激しかったので、 一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていた。」旨供述している。

また、雇用保険の加入記録が確認できる複数の従業員については、雇用保険の加入記録と厚生年金保険の被保険者記録が一致していることが確認できる。

なお、A社は、当時の資料を保管しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の 取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年8月から36年8月25日まで

A船舶(船舶所有者はB氏であり、同氏はC社の元代表者) に乗っていた期間の船員保険の記録が無い。同船舶に乗っていたのは確かなので、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A船舶の元船員及びC社の元従業員の供述から判断すると、申立人は同船舶に乗っていたことは推認できるものの、乗船期間及び同船舶の番号を特定することができない。

また、申立人が記憶する同僚二人のうちの一人については、当該同僚の妻から提出された船員手帳において、第21A船舶の乗船期間は昭和35年2月26日から36年12月4日と記載されているところ、船舶所有者であるB氏に係る船員保険被保険者名簿によると、当該同僚の船員保険の資格取得日は同年2月10日であることが確認でき、もう一人については、申立期間に船員保険の被保険者記録を確認することができない。

さらに、申立人を記憶する上記元船員は、「自分は昭和 33 年頃から、C社で船舶に乗船していたが、船員保険の加入は 37 年 5 月 1 日からであり、船員保険に加入するまでは保険料の控除は無かったと思う。」旨供述している。

なお、当時の船舶所有者は既に死亡しており、C社は当時の資料を保管していないため、申立人の乗船実態及び船員保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月30日から58年5月9日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、元事業主の回答並びに複数の同僚・従業員の回答及び供述により、申立人が、申立期間についてA社に勤務していたことが認められる。

しかし、申立期間当時、A社に係る事業所別被保険者名簿において厚生年金保険被保険者であった 87 人の厚生年金保険被保険者記録を調査したところ、申立人を除く8人の同僚・従業員についても申立人同様に被保険者期間の欠落が見られ、同社の事業主は、多くの従業員について一時期、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させていたことがうかがえる。

また、A社の元事業主は、申立人は、申立期間も継続して勤務していたが、当時、会社は経営不振であったため、厚生年金保険に加入させず、保険料を給与から控除していなかったとしている。

さらに、当時の経理担当者は、元事業主の身内の申立人は申立期間当時にB職であり役職者であったところ、元事業主から、身内の役職者に関しては一時、年金の加入を中止していた旨を聞いていたとしており、この供述は、申立人が被保険者資格を喪失した昭和57年4月30日と同日に、元事業主の身内である同社の役員二人及びC職一人が、被保険者資格を喪失していることとも符合する。

加えて、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の元事業主は、 当時の人事記録及び給与台帳等の資料を保管していないとしている上、申立人も当時の 給与明細書等の資料を保有していないことから、申立人の申立期間における厚生年金保 険料の事業主による給与からの控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立期間 : 平成3年7月1日から4年7月1日まで

A社に営業職として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間は、会社の統合再編により、B社からA社に異動したが、給与は下がっていないので、標準報酬月額を正しい額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立期間当時の保険料控除等を確認できる資料を保管していない旨回答していることから、申立人の主張する報酬月額及び給与からの厚生年金保険料控除額について確認することができない。

申立人の主張する報酬月額及び給与から控除されていた厚生年金保険料について確認することができない。

また、オンライン記録により、申立人と同日にB社において被保険者資格を取得し、申立人と同日にA社において被保険者資格を取得している同僚一人及び従業員一人について、両社における標準報酬月額を比較したところ、二人ともA社に異動後に標準報酬月額が下がっていることが確認できる。

さらに、申立人と同一職種である上記同僚から提出された給与明細表によると、申立 期間中の事業主による給与からの保険料控除額はオンライン記録と全て一致しているこ とが確認できる。

加えて、厚生年金基金に申立人の申立期間の記録を照会したところ、申立期間当時の届出用紙は複写式であったとし、基金加入時の平成3年11月1日から4年7月1日までの申立人の標準報酬月額は44万円であり、オンライン記録と一致している。

また、オンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、遡って減額訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年3月17日から同年4月1日まで

② 平成5年4月1日から同年10月1日まで

A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。 同支店には昭和36年3月末まで営業職として勤務していたので当該期間を厚生年金 保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、C社に勤務した期間のうち、申立期間②の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額と相違しているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、既に解散しているところ、同社から営業譲渡を受けた D社は、法人を継承していないことから、A社に係る情報は保有していないとしており、 また、同社の清算法人であったE社は、A社からE社に移籍していない従業員の記録を 保管していないとしていることから、申立人の当該期間における勤務を確認することが できない。

また、当該期間にA社B支店において厚生年金保険の被保険者資格を取得している従業員で、連絡先の判明した15人に照会したところ、12人から回答があり、このうち10人は申立人が同支店に勤務していたとしているが、申立人の退職日を記憶しておらず、これらの者から、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

さらに、申立人は、自身の職種は営業職であったとしているところ、申立人は出納係であり、申立期間当時に申立人と同じ出納係であったとする従業員は、申立人が月末ま

では出勤していなかったことを記憶しているとしている。

このほか、申立人の当該期間における事業主による給与からの厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、オンライン記録により確認できるC社の事業主は、連絡先が不明であることから、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認することができない。

また、申立期間当時の代表取締役は、「景気が悪くなって、申立人に給与の引下げを お願いし、申立人も引下げに応じたが、いくら引き下げたかは記憶に無い。」としてお り、社会保険事務所(当時)への標準報酬月額の引下げに係る随時改定の届出は当時、 経理担当であった申立人自身が行ったとしている。

さらに、申立人は申立期間に係る保険料控除額を確認できる資料を保有しておらず、 このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認 できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から平成元年7月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中の給与支払明細書では、一定期間ごとに厚生年金保険料の控除が確認できるので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B国民健康保険組合の加入記録及び申立人が提出した給与支払明細書から、申立人は、申立期間もA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成元年7月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、上記給与支払明細書では、ほぼ3か月ごとに「厚生年金」の欄に保険料の控除額が記載されているが、同明細書の「厚生年金」欄の保険料の金額は、国民年金保険料(申立人分の半額及び申立人の妻分の全額)であったことが認められる。

この理由として、A社の現在の代表取締役は、同社は、申立期間は厚生年金保険には加入しておらず、従業員については国民年金保険料の半額及びその家族については保険料の全額を給与から控除し、従業員本人の保険料については同社が半額を負担した上で、事務委託をしていたC事業団(国民年金事務組合)に納付していた旨回答している。また、上記給与支払明細書に記載された控除額は、ほとんどの月において、国民年金保険料(申立人分の半額及び申立人の妻分の全額)と一致することが確認できる。さらに、C事業団が保管していた国民年金記号番号簿(兼納付状況調)には、申立人及び申立人の妻が、申立期間において同事業団に国民年金保険料の納付を委託していたことが確認でき、オンライン記録からも、申立期間は国民年金保険料の納付済期間と記録されている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資

料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年10月1日から63年10月1日まで

② 平成2年10月1日から3年9月1日まで

③ 平成6年10月1日から7年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③の厚生年金保険の標準報酬月額が、毎年昇給し続けていたにもかかわらず、その前の額より低く記録されているのは納得できない。一部期間の給与明細書を提出するので、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間当時、給与は毎年昇給していたはずであるにもかかわらず、申立期間①、②及び③の標準報酬月額が、いずれも直前の標準報酬月額より低くなっていることに納得できないと主張している。

しかし、昇給により固定的賃金が上がった場合においても標準報酬月額の等級区分が下がることはあり得うるのであって、厚生年金保険の標準報酬月額が、直前の適用期間の標準報酬月額より低くなっていることのみをもって、社会保険事務所(当時)の事務処理に誤りがあるとは言えない。

なぜなら、申立期間当時の標準報酬月額は、各年の5月、6月及び7月(以下「算定基礎月」という。)の3か月間に支払われた報酬(非固定的賃金(時間外手当等)を含む。)の総額を3で除した額を標準報酬月額の等級区分に当てはめて決定(以下「定時決定」という。)される。また、決定された標準報酬月額は、原則として、同年10月から翌年9月までの間(以下「適用期間」という。)に適用される。

したがって、決定された標準報酬月額(例:41 万円)が、算定基礎月の非固定的 賃金が少額であったこと等により前回定時決定された標準報酬額(例:44 万円)を 下回る場合にも、決定された標準報酬月額(例:41 万円)が適用期間において適用 されることとなる。

また、A社に係るオンライン記録によると、標準報酬月額が遡って訂正が行われる 等の不自然な点は見当たらない。

2 申立人は、現在記録されている申立期間①、②及び③の標準報酬月額は、実際に 支給されていた給与総額と相違しているとしてその増額訂正を求めている。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」)という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、認定すべき額がオンライン記録の標準報酬月額を上回る場合に記録の訂正を行う必要がある。

この判断基準に従って、各申立期間について検証した結果は以下のとおりである。

- (1) 申立期間①については、A社は、当時の資料を保存しておらず、申立期間 ①の保険料控除について確認できない旨回答している上、申立人も保険料控除 を確認できる資料を保有しておらず、申立人の同社における給与からの保険料 控除について確認することはできず、上記判断基準による検証はできない。
- (2) 申立期間②のうち、平成3年3月から同年8月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は53万円、保険料控除額に見合う標準報酬月額は44万円であり、認定すべき標準報酬月額(44万円)がオンライン記録の標準報酬月額(44万円)と一致していることから、特例法による記録訂正の対象とはならない。

また、申立期間②のうち、平成2年 10 月から3年2月までの期間の標準報酬月額については、A社は、当時の資料を保存しておらず、当該期間の保険料控除について確認できない旨回答している上、申立人も保険料控除を確認できる資料を保有しておらず、申立人の同社における給与からの保険料控除について確認することはできない。

(3) 申立期間③のうち、平成6年 10 月から7年3月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、6年 10 月は53万円、同年11 月から7年3月までは59万円、保険料控除額に見合う標準報酬月額は50万円であり、認定すべき標準報酬月額(50万円)はオンライン記録の標準報酬月額(50万円)と一致していることから、特例法による記録訂正の対象とはならない。

また、申立期間③のうち、平成7年4月から同年6月までの期間については、A社は、当時の資料を保存しておらず、当該期間の保険料控除について確認できない旨回答している上、申立人も保険料控除を確認できる資料を保有しておらず、申立人の同社における給与からの保険料控除について確認することはできない。

3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月1日から37年10月1日まで

A社に勤務していた期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、当時給与が下がることがなかったにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が下がっていることに納得できない。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、残業手当等の変動手当が無く、給与が毎年昇給していたので、申立期間の標準報酬月額が、直前の期間の厚生年金保険の標準報酬月額より低くなっていることに納得できないと当初主張している。

しかし、A社は、申立期間当時の保険料控除を確認できる資料を保存していない旨回 答している上、申立人も給与明細書等を保有していないことから、申立人が主張する報 酬月額及び給与から控除されていた厚生年金保険料について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人と同様に昭和 36 年 10 月の定時決定において、その前の標準報酬月額より引き下げられている従業員は、20 人中 6 人確認できる。

さらに、A社の申立人の同僚が提出した昭和36年7月から同年10月分の給与明細書をみると、集金手当の変動手当が含まれており、等級の変動の原因となり得ることがうかがわれ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が3万3,000円から3万円に一等級引下げとなっても不自然とは言えない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月1日から38年2月1日まで

A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、昭和34年7月1日から37年10月1日まではC社、38年2月1日から平成5年7月26日まではA社でそれぞれ申立人の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。これに対し、申立人は、申立期間のA社での厚生年金保険の加入記録が無いと主張している。

B社の経理担当者は、「A社は、現在の代表取締役を中心にC社より独立した会社であり、申立人は申立期間当時にはA社に勤務していた。」と供述していることから、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 38 年2月1日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、C社を退職後、A社に入社した6人の厚生年金保険被保険者記録によると、申立人と同様昭和37年10月1日にC社で被保険者資格を喪失し、38年2月1日にA社で被保険者資格を再取得していることが確認できる。

このことについて、上記の経理担当者は、「申立期間にA社の経理事務を担当していた。当時は、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の準備期間であり、適用事業所となる前に、申立人の給与から厚生年金保険料を控除することはなかった。」と説明している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年12月から33年6月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では、自動三輪車の運転手として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における複数の従業員の回答により、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、既に解散している上、同社の事業主及び社会保険事務担当者は連絡先が不明のため、同社から申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人が記憶しているA社の同僚は、連絡先が不明なため、当該同僚から、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、同社に勤務していたことが確認できる従業員のうち、同社への入社日について回答のあった2名の従業員は、1名が入社から13か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得、他の1名が入社から15か月後に資格を取得していることが確認できることから、同社では、従業員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いでなかったことがうかがえる。

加えて、上記被保険者名簿では、申立期間において整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月5日から同年5月21日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時、 社長に、昭和56年4月から厚生年金保険に加入させると言われたので、厚生年金保 険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚及び従業員の回答により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは 推認できる。

一方、申立人は、「申立期間当時、A社の社長に昭和 56 年4月から厚生年金保険に加入させると言われた。」と申し立てているが、同社の事業主は、「当社は倒産しており、申立期間当時の資料が無いため、厚生年金保険の取扱いについて不明である。」と回答しているため、事業主から申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間当時同社に在籍していた従業員 14 名に照会し、回答のあった5名のうち3名は、「同社では一定の試用期間があった。」と回答しており、そのうち1名は、「試用期間中の給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」と供述していることから、同社では、申立期間当時、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったと考えられる。

さらに、申立人のA社における雇用保険の被保険者資格取得日及び健康保険組合の被保険者資格取得日は、いずれも昭和56年5月21日と記録され、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月から同年7月1日まで

② 昭和27年9月29日から28年1月28日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和27年4月から28年1月28日まで勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「前の会社を退職するとすぐにA社に入社した。」と申し立てているが、同社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の連絡先も不明のため、同社から、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入について確認することができない。

また、申立人の記憶しているA社の同僚は、既に死亡しているため、同僚から、申立 人の同社における勤務状況及び厚生年金保険の加入について確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿により、当該期間に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得又は喪失していることが確認できる9名の従業員に申立人の勤務状況等について照会したところ、8名から回答があったが、申立人を記憶している者はいないため、これらの従業員から申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険の加入について確認することができない。

加えて、上記、回答のあった8名の従業員のうち1名は、「当時、A社の事業主が、 『3か月間は試用期間なので、しっかり働くように。』と言っているのを聞いたことが ある。」と供述しているところ、回答のあった8名のうち4名は、上記事業所別被保険 者名簿により、同社への入社日から、1か月から7か月経過後に厚生年金保険被保険者 資格を取得していることが確認できる。また、別の従業員が保管している履歴書による と、A社への入社は昭和27年6月と記載されているが、上記事業所別被保険者名簿に より、同年 10 月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では、申立期間①当時、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる 取扱いでなかったと考えられる。

申立期間②について、申立人は、次の会社に就職する直前までA社に勤務していたと申し立てているが、上記のとおり、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の連絡先も不明のため、同社から、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入について確認することができない。

また、上記事業所別被保険者名簿により、当該期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している2名の従業員に、申立人の勤務状況等について照会したが、いずれも申立人について明確な記憶が無いため、従業員から、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険の加入について確認することができない。

さらに、申立人は、「昭和27年12月頃、A社の顧問弁護士が選挙に立候補した際、 副社長の業務命令で、20日間ほど、当該弁護士が関係先へ移動するため車の運転をした。当該選挙の実施は年明けの28年1月頃だった。」と主張しているが、当該選挙の 投票日は、昭和27年*月*日であることが確認できる。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳により、申立人のA社における被保 険者資格喪失日は、昭和27年9月29日と記録されており、上記事業所別被保険者名簿 の資格喪失日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年8月から58年8月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務したことが確認できる「昭和56年分給与所得の源泉徴収票」及び「昭和58年度市民税(普通徴収分)納税通知書」を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険に加入していた。」と申し立て ているところ、申立人から提出された昭和 56 年分給与所得の源泉徴収票では、就職日 が 56 年 10 月 29 日と記載されていることから、申立人は、申立期間のうち、同日から 同年 12 月末頃まで同社に勤務したことは推認できる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社は、厚生年金保 険の適用事業所となった記録を確認することができない。

また、A社の事業主に照会したが、宛先不明で戻ってきたため、同社の事業主から、 申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人は、A社の当時の上司及び同僚を記憶していないため、これらの者から、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、申立期間のうち昭和57年1月から58年8月までの期間については、申立人から提出された「昭和58年度市民税(普通徴収分)納税通知書」には、会社名が記載されていないため、申立人がA社に勤務したことを確認することができない。

その上、A社における申立人の雇用保険の加入記録を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案15044 (事案1833の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月1日から35年9月28日まで

② 昭和35年10月3日から38年1月1日まで

前回、脱退手当金を受給していない旨を第三者委員会に申立てをしたところ、同委員会から、脱退手当金の支給がうかがわれる資料があるとのことで記録の訂正を行うことはできないとの通知があった。

しかし、当該申立てにおける審議で、脱退手当金の支給記録の後に就職した会社での勤務を認める結果となっており、すぐに再就職する者が脱退手当金を受給することは不自然である。脱退手当金に関しての判断には到底納得できないため、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間に係るA社及びB社の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと、ii) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする平成21年3月18日付け通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の脱退手当金は受給していないと再度申し立てている。

年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」(平成19年7月10日総務大臣決定)に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。

脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人の申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が記されており、脱退手当金の支給額に計算上の誤りが無いなど、むしろ申立期間についても脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金支給日以降に再就職していたことは推認できるものの、それ以上の周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年5月から28年1月1日まで

② 昭和29年3月1日から31年1月1日まで

③ 昭和37年8月3日から39年1月まで

厚生年金保険の記録によれば、A社(現在は、B社)に勤務した申立期間①、C社に勤務した申立期間②及びD社に勤務した申立期間③の加入記録が無い。しかし、それぞれ勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所(当時)の記録では、A社は昭和28年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社は、申立人の在籍が確認できなかったと回答していることから、申立人の申立 期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、A社における当時の同僚を記憶していない。そこで、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社が適用事業所となった昭和28年1月1日に被保険者資格を取得した記録がある従業員4人に照会したところ、回答があった一人は申立人が27年頃に入社したとしているが、同社が適用事業所となっていない期間に保険料が控除されていたかどうかの照会事項について回答が無いことから、この者から申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、C社に勤務していたと申し立てている。

しかし、C社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主の連絡先は不明であることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、C社の当時の同僚4人を記憶していたが、このうち二人は死亡しており、

二人は申立期間より前に被保険者資格を喪失していることから、これらの者から申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人を含めて19人が昭和28年7月1日に同社で資格取得しているが、申立期間である31年1月まで被保険者記録が継続している者は一人しかおらず、同社では多数の者が短期間に資格喪失していることが確認できる。

加えて、上記被保険者名簿により、申立期間に被保険者記録のある従業員二人に照会したが、二人とも申立人を知らないとしていることから、これらの者から申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

申立期間③について、申立人は、D社に勤務していたと申し立てている。

しかし、D社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主の連絡先は不明であることから、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、D社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人を含む 55 人が昭和 33 年1月 16 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、このうち申立人は 16 人の名前を記憶しているところ、申立人を除く 54 人のうち、45 人は申立期間より前に被保険者資格を喪失しており、8人は連絡先が不明で、ほかの一人は死亡していることから、これらの者から申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

そこで、上記被保険者名簿により、申立期間③に被保険者記録のある従業員 10 人に照会 したところ、回答があった5人のうち3人は申立人を覚えておらず、申立人を知っていると している二人は、申立人の退職日は知らない又は定かでないとしていることから、これらの 者から申立人の申立期間③における退職日について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月から22年5月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B庁の証明書により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日が昭和 22 年 5 月 1 日と記録されている「被保険者台帳」以外の当時の資料を保管しておらず、申立人の申立期間における雇用の事実及び厚生年金保険料の控除については不明と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿によると、申立人の年金手帳の番号は、C社(A社の昭和22年4月16日から同年7月15日までの社名)で昭和22年5月1日資格取得と記録されて払い出されていることが確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同社保管の「被保険者台帳」によると、申立人が一緒に同社に就職したとする義兄は、申立人と同日の昭和 22 年5月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、上記の被保険者名簿から、申立人と同日に資格取得した従業員のうち、連絡 先が判明した5人に照会したところ、回答のあった4人全員が申立人を知らないとして いることから、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料 の控除について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和45年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月21日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。退職日の 平成4年3月20日は祝日、翌日は土曜日であり、休日の厚生年金保険の資格喪失は 明らかな間違いである。同社には同年3月31日まで勤務していたので、申立期間も 厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間にA社に勤務していたと主張しているが、申立人の同社における雇用保険の加入記録では離職日が平成4年3月20日と記録され、申立期間の勤務が確認できないほか、申立人の厚生年金基金の加入記録も、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、A社の元事業主は、「申立期間当時の資料が無く、申立人の勤務については不明。」と回答しているが、同社の経理及び厚生年金保険の元担当者は「A社における退職日は、祝休日に関係無く、おおむね給与締め日である 20 日としていた。そのため、申立人は申立期間に勤務していないと思う。」旨供述している。

さらに、オンライン記録において、A社における厚生年金保険被保険者 27 人のうち、16 人が申立人と同じく 21 日付けで被保険者資格を喪失していることが確認できるほか、12 人が土、日、祝日付けで被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年9月26日から同年10月1日まで

② 昭和62年1月26日から同年2月1日まで

A社及びB社に勤務した期間のうち、各申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。 退社する際は必ず月末まで勤務しており、月の途中の退社であれば何か理由があった はずであるが、思い当たる理由が無い。各社とも月末まで勤務していたと思うので、 各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人のA社における雇用保険の加入記録は、離職日が昭和 61年9月25日と記録され、当該期間の勤務が確認できない。

また、A社が加入していたC厚生年金基金の加入員台帳では、申立人の資格喪失日が昭和61年9月26日と記録され、オンライン記録の厚生年金保険の資格喪失日と一致している。

さらに、A社は、平成15年3月15日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等について、「申立期間①の資料記録は分からない。」と供述している。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿において、昭和 61 年に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した従業員8人の資格喪失日を確認したところ、1日付けが4人、1日付け以外が4人となっており、また、当該従業員のうち雇用保険の加入記録が確認できた5人全員の離職日は、厚生年金保険の資格喪失日の前日となっている。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人のB社における雇用保険の加入記録は、離職日が昭和 62年1月25日と記録され、当該期間の勤務が確認できない。 また、B社は、「当社が社会保険業務を委託しているD事務所が保管する被保険者 台帳及び厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、申立人の退職日は、昭和 62年1月25日である。」と回答しており、同社の総務担当者は、「当時は、給与締 め日の25日をもって退職扱いとしていた。」と供述している。

さらに、B社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録において、昭和 61 年から 63 年に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した従業員8人の資格喪失日を確認したところ、26 日付けが7人、13 日付けが一人となっており、また、当該従業員の雇用保険の離職日は、8人全員が厚生年金保険の資格取得日の前日となっている。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が 厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主に より給与から控除されていたことを認めることはできない。 東京厚生年金 事案 15059 (事案 8535 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月21日から43年2月頃まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

昭和42年11月1日から44年3月30日まではB社に勤務していたとして、年金記録確認第三者委員会に対して申し立てたが認められなかった。加入記録では、同社に入社する前に勤務していたA社の厚生年金保険の加入期間が約1か月半しかないが、もう少し長い期間勤務していたと思う。同僚を証人として挙げるので、調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB社における昭和42年11月1日から44年3月30日までの申立期間に係る申立てについては、i)同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったこと、ii)同社の代表者は、同社に勤務していた従業員を厚生年金保険に加入させる場合は、親会社で被保険者資格を取得させていたとしているが、親会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名を確認することはできず、親会社は現在休眠状態で、申立期間の従業員資料等を入手することはできなかったことから、既に当委員会の決定に基づき平成22年4月21日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間はA社に勤務していたと申し立てているが、申立人の同社における雇用保険の加入記録は、離職日が昭和42年10月20日と記録されており、申立期間に同社に勤務していたことが確認できない。

また、A社の元事業主は、「同社は既に破産しており、また当時の資料も保管されていないことから、申立人の在籍期間及び厚生年金保険の手続等については不明である。 申立人が勤務していた記憶はあるが、長期間では無かった。」と供述している。

さらに、申立人が証人とする同僚二人のうち一人は、申立人の具体的な勤務期間を記憶しておらず、一人は死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態等を確

認することができない。また、申立期間当時に勤務した従業員 13 人に、申立人の勤務 について照会したが、申立人のA社における勤務期間を記憶している者はいなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月1日から7年3月23日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が引き下げられた。社会保険事務所(当時)で引下げの通告を受け、用意された書類に社印を押したが、納得できない。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、平成5年5月から6年10月までは53万円、同年11月から7年2月までは59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成7年3月23日付けで、8万円に遡って引き下げられていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は申立期間において取締役であることが確認でき、また、「自身はA社の取締役経理部長であり、滞納保険料の件で、社会保険事務所から呼出しを受け、同所にて役員全員の標準報酬月額を引き下げるとの通告を受けた後、用意された書類に社印を押した。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の社会保険の届出事務に権限を有する取締役経理部長として、自らの標準報酬月額の引下げに一旦同意しながら、当該処理を有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給 与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年10月から24年10月まで

A社(現在は、B社)の船に、C省講習所(現在は、D大学)の実習生として乗船したときの船員保険の加入記録が無い。他社の船で実習した同窓生にはその間の船員保険の加入記録があるので、申立期間を船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している申立期間当時の船長及び先輩船員の記録がA社に係る船員保険被保険者名簿で確認できること、また、同社において実習生の乗船手続を行っていた担当者の供述から判断すると、申立人が実習生として同社の船に乗っていたことは推認できる。

しかし、B社の総務人事部の担当者は、「申立人がC省講習所の実習生として乗船した記録は無く、当時の乗組員の船員保険の取扱いについても不明である。」旨回答している。

また、D大学の担当者は、「大学には学生の在学、身分及び成績に関するもの以外保管しておらず、乗船実習していたときの資料は無い。」旨回答している。

さらに、申立期間の前後にA社の船で実習した複数の同僚においても、実習生として 乗り組んだ期間の船員保険の記録は確認できず、そのうちの一人は、「A社では実習生 は船員保険に加入させていなかったと記憶している。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和30年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年10月1日から50年10月1日まで

② 昭和51年12月1日から52年12月1日まで

A店に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間に両社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A店に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が 無いと主張しているが、C社において、当該期間の一部に申立人の雇用保険の加入記 録及び厚生年金保険の加入記録があり、それぞれの加入期間は符合していることが確 認できる。

また、C社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、事業主も死亡しているが、同社で経理業務を担当した役員は、「C社は都内の複数箇所で飲食店経営を展開し、A店はその一つであった。店舗従業員は最初から正社員の形態はとらず、アルバイトの中から選抜し正社員として厚生年金保険に加入させる取扱いであった。」旨供述している。

さらに、C社において被保険者資格を取得している複数の従業員に照会したところ、 回答のあったほぼ全員が、「雇用形態により厚生年金保険の加入状況に違いがあっ た。」旨供述している。

加えて、申立人と一緒にA店に勤務したとする従業員は、「自分も昭和 47 年の春頃、A店にアルバイトとして入社したが、約1年後に正社員として厚生年金保険に加入したと思う。」旨供述しているところ、C社に係る事業所別被保険者名簿において昭和 48 年 2 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

2 申立期間②について、申立人は、当該期間にB社に勤務していたと主張しているが、

オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できず、申立人の同社における雇用保険の加入記録も確認できない。

また、申立人は、B社における同僚の名字を覚えているのみで、申立期間当時の上 司及び同僚等から同社における勤務実態や厚生年金保険の取扱いについて確認するこ とができない。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が 厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主に より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年1月頃から34年3月15日まで

② 昭和34年5月27日から35年6月頃まで

A工場に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。 同工場における厚生年金保険の加入記録が2か月しかないが、約2年半勤務したと記憶しているので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A工場に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間①及び②当時に厚生年金保険に加入していたことが確認できる従業員のうち1名は、自身の勤務期間を昭和32年1月頃から35年頃までと記憶しているところ、申立人は自分より1年くらい遅れて入り、辞めたのは同時期だったと思う旨供述していることから、申立人が、申立期間①及び②に同工場に勤務していたことを推認することができる。

しかし、A工場は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間① 及び②当時の事業主は連絡先が不明であることから、申立人の勤務状況や厚生年金保険 の加入状況等について確認することができない。

また、事業所別被保険者名簿によると、上記従業員は、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日は申立人と同日と記載され、未加入期間が確認できるところ、「未加入期間についての事情は分からないし、また、保険料控除を確認できる資料も保有していない。」と供述している。

さらに、申立人はA工場において一緒に勤務していた同僚を記憶していないことから 供述が得られず、申立人の申立期間①及び②当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状 況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月21日から45年12月1日まで

A社に昭和41年4月1日に入社して、46年に退職するまで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も正社員として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務の継続を主張しているA社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、 申立人が申立期間に勤務していたこと及び厚生年金保険料の控除を確認することができ ない旨回答している。

また、申立人が記憶している同僚のうち、申立期間に厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚の一人は、申立人は同人の勤務期間中に一度退職したことを覚えている旨供述している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間に勤務が確認できる複数の従業員に、申立人の申立期間の勤務状況等を照会したところ、そのうちの一人は、理由は不明だが申立人が一旦退社して再入社したことは間違いない旨回答しているほか、申立人と同じ職場であったとする別の従業員も、時期や理由は不明だが、同人の在職時に申立人は退職した旨供述している。

加えて、申立人のA社における雇用保険の加入記録では、昭和44年8月20日に離職 した後、再度45年12月1日に資格を取得した旨の記録が確認でき、同社に係る事業所 別被保険者名簿で確認できる申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の 記録と符合している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業 主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年5月1日から同年10月15日まで

② 昭和33年1月から34年8月まで

A社又はB社に勤務していた期間のうちの申立期間①及び同社又はC社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。次の職場へ変わるとき、1週間と間が空くことは無かったので、各申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社又はB社に勤務していたと主張しているところ、A社は、昭和37年6月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていること及び当時の事業主は既に死亡していること等から、申立人の同社における当該期間に係る勤務実態と厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人が唯一記憶している、A社における同僚は所在が確認できず、申立人の申立期間①における勤務状況等について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社が新規適用事業所となった昭和30年8月1日から在籍している従業員に照会したところ、5名から回答があったが、申立人の申立期間①における勤務状況について確認することができない。

一方、申立人は当該期間の勤務先事業所について、B社であったとも主張しているところ、昭和31年5月に同社に入社したと回答している従業員は、「申立人とは同日入社で、同じサービスマンだった。」と供述しており、また同年6月に同社に入社したと回答している従業員は、「申立人は、既に勤務していた。会社の先輩であった。」と供述していることから、申立人は、当該期間は、B社において勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和 31 年5

月に入社したと回答している従業員は同年10月20日、同年6月に入社したと回答している従業員は同年10月4日に被保険者資格を取得したことが記録されているほか、前者の従業員は、「本採用になってから厚生年金保険に加入したと思う。」と供述していることから、申立期間①当時同社においては、入社してから一定期間経過後に被保険者とする取扱いを行っていたことが推認できる。

また、B社は、昭和32年3月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、 当時の事業主は所在不明のため、申立人の申立期間①に係る勤務実態と厚生年金保険の 取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人が記憶している、B社での同僚2名は、死亡又は所在不明のため、申立人の申立期間①における勤務状況と厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、申立期間①当時、B社の経理関係を担当していた従業員とは連絡が取れないため、B社の申立期間①当時の厚生年金保険料の控除の取扱いについて確認することができない。

申立期間②について、B社は、上述のとおり昭和32年3月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間において適用事業所となっていない上、C社も、適用事業所検索システム及びオンライン記録において、当該期間は、適用事業所となっていることが確認できない。

また、B社の事業主は上述のとおり所在不明であり、またC社の当時の事業主も所在不明のため、申立人の、申立期間②に係る勤務実態と厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人が記憶している同僚5名のうち2名は、オンライン記録により、申立人と同様にB社で昭和32年3月20日に資格を喪失し、同日にD社で資格を取得した後、同年12月20日に資格を喪失し、34年9月1日にE社で資格を取得していることが確認できるところ、そのうちの1名は、「申立期間②の頃は、それぞれ個人として仕事をしていた。」と供述している。また、他の1名は、「申立人には記憶はあるが、申立期間②の勤務状況は分からない。」と供述している。さらに、申立人が記憶している、残り3名の同僚は、既に死亡又は所在不明のため、申立人の申立期間②における勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和32年3月20日に 資格を喪失し、D社に係る事業所別被保険者名簿から、同年12月20日に資格を喪失し たことが確認できる従業員4名に照会したところ、1名から回答があり、「申立人には 記憶はあるが、申立期間②の勤務状況は分からない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月1日から38年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社の給与事務等を担当していた私の妻が、全員の給与から厚生年金保険料を控除していたと供述しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「友人とともに、昭和 37 年の秋頃に申立人がA社に通勤する姿を見ており、自分が同社に入社した 38 年 3 月 22 日以降の期間についても、申立人は同社に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、当該友人とは連絡が取れないことから、その主張を確認することができない上、A社の当時の事業主及び連絡の取れた同社の当時の従業員二人の回答から、申立人が申立期間において、同社に勤務し厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が記憶していたA社の当時の同僚3人は、いずれも連絡先が判明しないことから、当該同僚から申立期間における厚生年金保険料の控除状況等を確認することができない。

さらに、申立人の妻は、A社に入社後は同社の給与事務等を担当し、申立人等全員の 給与から厚生年金保険料を控除していた旨主張しているが、申立人の厚生年金保険被保 険者資格取得日に係る届出手続を行った記憶は無いと供述している。また、同社の当時 の事業主は、当時は希望者のみを厚生年金保険に加入させており、申立人の申立期間に おける厚生年金保険料の控除状況については、既に関係資料が無いため不明である旨回 答している。

加えて、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、申立人の厚生年金保険の被

保険者資格の取得日は、昭和38年12月1日となっていることが確認でき、A社に係る 事業所別被保険者名簿に記載された申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日と同日 となっている上、同名簿に記載された申立人の厚生年金保険加入記録に訂正等の不自然 な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月1日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では営業担当として勤務しており、厚生年金保険関係の事務に関与する立場ではなかったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出のあった申立期間の給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額(53万円)は、申立人が主張する標準報酬月額であることが確認できるが、報酬月額に見合う標準報酬月額(41万円)は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月1日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の厚生年金保険担当者は、「申立人の当時の標準報酬月額について確認できる関係資料は廃棄済みである。」旨供述していることから、同社における申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

また、上記の厚生年金保険担当者は、「社会保険事務所(当時)への届出は適正に行っており、その届出に基づいて保険料を給与控除し納付していた。当時、申立人の事務職への異動に伴い、業績を考慮し給与支給額の調整を行ったと記憶している。」旨供述している。

さらに、申立人の申立期間の標準報酬月額は、オンライン記録によると、遡って標準報酬月額の訂正処理が行われた形跡は無く、申立期間において、標準報酬月額が引き下げられたA社の元従業員は申立人以外には確認できない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月15日から27年12月5日まで

② 昭和28年2月16日から30年2月10日まで

申立期間①はA社、申立期間②はB組合に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、勤務していたことは間違いないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立期間当時の複数の従業員の供述により、申立人がA社に 勤務していたことは推認できる。

また、申立人が、入社及び退社時期が一緒であったと記憶する申立期間当時の同僚は、A社において、申立期間の一部について厚生年金保険の加入記録が確認できる。

しかしながら、上述の同僚及び当該同僚がA社で一緒に勤務していたと記憶する他の同僚は、必ずしも自身の記憶する勤務期間と厚生年金保険の加入期間は一致していない。

また、上記同僚は、「同社には女性従業員が4人から5人在籍していた。」と供述 しているが、当該同僚の被保険者期間において、厚生年金保険の加入記録のある者は、 当該同僚1名のみであることから、A社では、入社した従業員全員を厚生年金保険に 加入させる取扱いをしていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は 死亡している上、上述の同僚等からも、申立期間において給与から厚生年金保険料を 控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできなかった。

加えて、A社に係る申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人が唯一名前を記憶している当時の上司は、申立事業所とは別のC社D事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できるところ、同事業所において加入記録のある従業員の供述により、期間は特定できないが、申立人がB組合に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録と事業所検索システムから、B組合が厚生年金保険 の適用事業所であったことは確認できない。

また、申立人はC社に入社した認識が無い旨供述している上、同社で厚生年金保険の加入記録のある従業員は、「B組合はE労働組合の運営だった。」と供述していることから、申立人は、上述の上司及び従業員とは雇用形態が相違していたことがうかがえる。

さらに、上述の上司は既に死亡している上、上述の従業員からは申立人の厚生年金 保険料の控除についての供述が得られず、申立人は他に覚えている同僚もいないため、 申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認できない。

加えて、C社及びE労働組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、健康保 険の番号に欠番等は見られず、事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が 厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主によ り給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月11日から47年10月15日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社では、B駅が最 寄りのC本部からD区所在の本社に異動があったが、1年は勤務していたので、当該 期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社C本部(E県B市)及び同社本社(D区)に勤務したと申し立てているところ、同社本社の従業員の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社本社において勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に死亡している上、現在の事業主と連絡が取れず、同社に係る厚生年金保険被保険者原票から確認できる従業員全員が申立人を記憶していないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人の記憶するA社C支部の同僚は、同支部被保険者原票に氏名が見当たらず、同社本社の同僚は既に死亡していることから、勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は「前職のF社から部下を引き連れ、5名でA社に入社した。」旨主張しているところ、同社において厚生年金保険被保険者となっていることが確認できた同僚2名は申立人と同一の加入期間があり、当該同僚は、「厚生年金保険の加入記録は実際の勤務期間より短い。」旨述べていることから、同社では必ずしも勤務期間の全てにおいて厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、A社本社に係る事業所別被保険者名簿において健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年5月1日から34年8月1日まで

A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が同社の人事カードに記載された本俸額と比べて低いことが分かったので、本来の正しい額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額が1万円であるのはおかしいとして申し立てているところ、申立人から提出された人事カードの本俸に記載されている額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていることが確認できる。

しかしながら、B社総務人事部給与厚生課の担当者は、「当時の担当者が誤った報酬額を届け出たと思われるが、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。」と供述している。

また、B社が保有する社会保険台帳において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、8等級(標準報酬月額は1万円)と記載されており、A社に係る事業所別被保険者名簿と一致している。

さらに、上記事業所別被保険者名簿では、申立人の標準報酬月額に係る記録について 遡及して訂正が行われた形跡は無い。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和43年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年9月1日から同年12月1日まで

② 平成11年10月1日から12年1月1日まで

A社(現在はB社)に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与の金額と相違していることが分かった。申立期間の給与支給明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

一方、申立人から提出された申立期間に係る給与支給明細書により、申立人は当該期間において、オンライン記録による申立人の標準報酬月額を超える給与額を得ていたことは確認できるものの、上記給与支給明細書の厚生年金保険料を基に算定した標準報酬月額は、オンライン記録による申立人の標準報酬月額の記録と一致している。

また、B社から提出された申立期間当時の申立人に係る給与賃金台帳においても、 上記給与支給明細書の保険料控除額及び給与額と一致していることが確認できる。

これらのことから、A社は、オンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を、申立人の給与から控除していたものと認められる。

このほか、申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間につ

いて、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 明治42年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年7月25日から36年7月1日まで

② 昭和45年2月1日から49年1月1日まで

申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①については、昭和33年7月末頃、通勤途中に事故で重傷を負ったが、その療養中にもA社から給与が支払われていた。申立期間②については、自ら設立した不動産会社に昭和49年1月以降、従事したので、それまでB社に継続して勤務したはずである。当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の従業員の供述から、期間は特定できないものの、申立ての一部期間にA社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、従業員の一人は、「申立人は自ら設立した不動産会社の営業との兼業 をしていたと思う。」と供述している。

また、A社は既に解散しており、当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、通勤途中あるいは勤務中の事故で重傷を負い、1年近く入院した と供述しているところ、管轄労働基準監督署及び日本年金機構に障害給付の履歴を照会 したが、給付履歴は確認できなかった。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人が 昭和33年9月3日に健康保険証を返納していることが確認できる。

申立期間②について、申立人は、当該期間もB社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、B社は既に解散しており、当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間②当時、厚生年金保険被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会したが、申立人の当該期間における勤務及び保険料控除に関する供述を得ることはできなかった。

さらに、B社における雇用保険の離職日(昭和45年1月31日)と厚生年金保険の資格喪失日は符合していることが確認できる。

加えて、申立期間②当時、厚生年金保険被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会したが、申立人の当該期間における勤務及び保険料控除に関する供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人について申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生 年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与 から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月1日から62年9月1日まで

A社で勤務した期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与の支給額に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間の給与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

一方、給与支給明細書により、申立期間の報酬額は申立人の主張どおり、オンライン 記録の標準報酬月額を超えていることは確認できるものの、厚生年金保険料控除額に見 合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立 期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与 から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年1月21日から同年6月1日まで

② 昭和31年8月20日から34年9月1日まで

申立期間①はA社に、申立期間②はBレースの選手だった期間について、厚生年金 保険に未加入であるのは納得できないので、申立期間①及び②について厚生年金保 険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社に勤務していたと申し立てているところ、当該事業所に勤務していた実弟の供述から、申立人が、当該期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和30年2月1日であり、申立期間①のうち当該年月日前は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は既に廃業しており、当時の事業主は死亡していることから申立期間①に 係る厚生年金保険の取扱い等について聴取することができない。

さらに、申立人は「A社は父が友人とともに設立した会社であり、自身と弟は父に頼まれて父より後から入社した。」と供述しているところ、当該二人の資格取得日はいずれも申立人と同じ昭和30年6月1日であることから、同社では入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間①においてA社に勤務していた申立人の弟と同僚は、当該期間における厚生年金保険料の控除については覚えていない旨供述している。

申立期間②について、申立人はBレースの選手だったと供述しているところ、社団法人C会が、「申立人は昭和32年7月25日に選手登録されている。」旨を回答していることから、当該日以降はD法第11条により登録された選手であったことは推認できる。

しかし、申立期間①当時にBレース選手が登録したとされる、財団法人E会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は記載されておらず、また、申立人が名前を挙げた3名の選手登録者の名前についても記載されていなかった。

また、財団法人E会を承継する財団法人Fでは、Bレース選手の厚生年金保険への加入について、「選手は加入させず、当該事務所に勤務する事務職員のみを厚生年金保険の加入対象にしていた。」と供述しているほか、社団法人C会は、「選手は個人事業主であり、レースの都度、出場契約を結ぶが、獲得賞金から厚生年金保険料を控除することは無い。」と回答している。

さらに、申立人は、「当時の賞金袋に記載された支給額は、厚生年金保険料を控除した額だと思う。」と主張しているところ、その金額は所得税が控除されていることは確認できるものの、厚生年金保険料が控除されたことはうかがえない。

なお、適用事業所検索システムにおいて、申立人が主張するG会という名称の適用事業所は見当たらなかった。

このほか、申立人について申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から申立期間⑤について、その主張する標準報酬月額に基づく 厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間⑥については、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる 平成19年4月から20年3月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が 事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は 認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年2月1日から同年10月1日まで

- ② 平成14年4月1日から同年7月1日まで
- ③ 平成16年1月1日から同年6月1日まで
- ④ 平成17年2月1日から同年9月1日まで
- ⑤ 平成19年2月1日から同年5月1日まで
- ⑥ 平成20年1月1日から同年5月1日まで

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑥までに係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。申立期間のうち、申立期間①から⑤までについては、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから厚生年金特例法を、申立期間⑥については、本件申立日において保険料徴収

本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間①から⑤までの標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出された給与明細書及びA社から提出された申立人に係る 賃金台帳によると、保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録における標準 報酬月額と一致していることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらない ため、あっせんは行わない。

また、申立期間⑥の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書及びA社から提出された申立人に係る賃金台帳によると、平成19年4月から同年6月までの期間において支払われた報酬月額に基づく標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致しているほか、同年4月から20年3月までの期間において支払われた報酬月額は、標準報酬月額より高い月があることが確認できるものの、標準報酬月額の改定を必要とするものに該当しない。

したがって、申立期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる平成 19 年4月から 20 年3月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から同年7月19日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社で勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な供述から、期間は特定できないものの、申立人がA社で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社は厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、申立人は、A社の従業員は事業主の家族を除き申立人のみであったと供述しているところ、同社に係る商業登記簿謄本によると、同社は既に解散しており、元事業主等の所在は不明であることから、事業主等に申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月2日から48年1月11日まで

A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同事業所には昭和47年9月2日から勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の複数の元従業員の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立 期間に同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A事業所の事業主は、当時、試用期間を3か月から6か月設けていたと供述しており、申立人と雇用条件がほぼ同様であったと思われる複数の元従業員も、同事業所には数か月の試用期間があったと供述しており、その供述する入社月は、厚生年金保険の被保険者資格取得日より4か月から6か月前となっている。

また、A事業所の元従業員から提出された給与明細書によると、厚生年金保険に加入する前の給与からは、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年9月から13年8月まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の報酬月額と相違しているので、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の報酬月額は30万円であり、オンライン記録の平成12年9月から13年7月までの標準報酬月額である9万8,000円は事実と相違している旨申し立てている。また、申立人は、12年9月にA社の代表取締役を辞任し、その後は申立人の実兄が同社の事業主であり、同社が社会保険の適用事業所でなくなる13年8月1日まで実兄が残務整理に従事していたとしている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人のA社における平成 12 年9月の標準報酬月額の改定は、13 年2月7日に処理されていることが確認できるところ、申立人は 12 年9月以降の給与は事実上受け取っていなかったとしているほか、申立人の実兄は既に死亡しており、その後にA社の代表取締役に就任した実兄の妻の所在は不明であり、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、社会保険事務所(当時)に届出されているA社の事業主は、同社が社会保険の 適用事業所でなくなる平成13年8月1日まで申立人となっていることが確認できる。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本によると、平成 13 年 7 月 16 日付けで 8 年 11 月 30 日に遡って申立人の代表取締役の退任登記がされ、13 年 7 月 16 日付けで同年 7 月 3 日に申立人の実兄の代表取締役就任登記がされていることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申

立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月1日から50年2月20日まで

A社に紹介されてB機関の依頼を受けてC国で技術指導の仕事をしていた。しかし、C国で勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社からは、社会保険などはきちんと加入すると聞いていた。100万円以上の報酬で契約したが、手取り額は80万円ぐらいと記憶しているので、社会保険料は控除されていたはずである。前後の会社に勤めていた期間の厚生年金保険の記録があるのに、公的な仕事をしていた期間の厚生年金保険記録が無いのは納得がいかない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

入国管理局の記録、申立人から提出された名刺及び当時の郵便物並びに申立人及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和48年7月30日から49年10月20日まで、B機関の仕事でC国に行き、技術指導をしていたことがうかがえる。

しかしながら、B機関は、当時の資料が残っていないため、申立人の労働契約がどのようになっていたかは不明であるが、申立人は正規職員ではないため、社会保険には加入させていない旨回答している。また、同機関は、申立人の報酬は、短期の外部専門家として請負契約を結んでいたと思われるので、給与は支払われず、請負契約に対する謝金として支払われていた旨回答している。

また、申立人をB機関に紹介したA社は、当時の資料が無く、当時の担当者も死亡しているため、申立人の契約内容の詳細は不明であるが、当社は人材紹介事業を行う会社であり、人材派遣業は行っていない旨回答していることから、申立人が同社と派遣労働契約を結んでいるとは考え難い。

さらに、申立期間に係る雇用保険の加入記録も確認できず、申立期間当時に一緒にC 国で働いていた同僚は共済年金加入者であり、厚生年金保険には加入していない。 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月25日から平成13年11月21日まで

A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額に通勤交通費が含まれていない。申立期間の一部の給与支給明細書及び給与所得の源泉徴収票を提出するので、通勤交通費を含んだ正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出された平成 12 年 10 月分から 13 年 4 月分までの給与支 給明細書及び 10 年 1 月分から同年 12 月分までのA社月別給料一覧表における厚生年金 保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している ことから、特例法による保険給付の対象に当たらない。

また、申立人から提出された平成元年から 12 年までの給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、オンライン記録の標準報酬月額から算出した社会保険料総額とほぼ一致している。

さらに、申立人の申立期間のうち、昭和63年10月25日から64年1月1日までの期間及び平成13年6月から同年11月21日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる資料は見当たらない。

一方、A社の元事業主は、申立期間当時の資料を既に廃棄しているため、厚生年金保 険料の控除について具体的に回答できないとしており、また同社の破産管財人は、資料 の保管年限が経過しているため厚生年金保険料控除について不明の旨回答していること から、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認する ことができない。

また、A社における申立人に係る平成10年10月の標準報酬月額の定時決定においては、上記月別給料一覧表から判断すると、通勤交通費を含まない給料の総支給額で届出されていることがうかがえる。

さらに、A社の元事業主は、経理の処理として通勤交通費は旅費で処理していた旨供述しているほか、同社の申立期間当時に関与していた税理士事務所の元職員は、「経理面では、飽くまでも通勤交通費としては支出していない。各営業所で、一般経費の交通費として処理されていた。」と供述している。

加えて、上記税理士事務所は、「資料は無いが、A社の代表者の判断で通勤費は標準報酬月額に含んでいなかったと思う。」と回答している。

これらのことから判断すると、申立期間当時、A社は、通勤交通費を含まない給料の総支給額に基づく標準報酬月額を、社会保険事務所(当時)に届け出ていたと考えられる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月1日から51年10月1日まで

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間前後の期間における標準報酬月額は当時の上限額であるが、申立期間の標準報酬月額は上限額を下回っている。昭和47年及び51年の給与所得の源泉徴収票では、給与の報酬月額は、当時の標準報酬月額の上限額を上回っているので、報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった昭和 51 年分給与所得の源泉徴収票における社会保険料控除額は、A社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている標準報酬月額から算出した社会保険料額とほぼ一致している。

また、A社は、申立人は、申立期間のうち昭和48年3月1日から昭和50年12月31日までの期間は海外出張しており、海外出張期間は非居住者であるため源泉徴収票は発行していないと思え、他に支払報告があると思えるが、該当する支払報告は保管されていない旨回答している。また、同社は、「申立期間当時の厚生年金保険の届出、控除に関する資料は廃棄済であり、51年分源泉徴収票はあるが、48年、49年、50年の源泉徴収票は見当たらない。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間の給与明細は保管しておらず、源泉徴収票の保管は昭和47年分及び51年分と供述しているため、申立期間のうち48年11月1日から50年12月31日までの期間については、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を確認することができない。

なお、A社に係る事業所別被保険者名簿における申立人の記録を見ると、昭和 46 年 11 月の標準報酬月額は 13 万 4,000 円、47 年及び 48 年の標準報酬月額はそれぞれ前年 と同額、48 年 11 月の標準報酬月額は15 万円(標準報酬月額の上限額20 万円)、51 年

10月の標準報酬月額は32万円と記録されており、標準報酬月額等に訂正が行われた形跡はなく、当該記録に不自然さは見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和39年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月から62年8月まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員から、具体的な申立人の勤務期間は不明であるが、申立人を覚えている旨の回答から判断すると、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、申立期間当時の申立人の厚生年金保険の取扱いに関する資料等を保管しておらず、同社における申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社は、申立期間当時、アルバイトは厚生年金保険及び雇用保険に加入させていなかった旨回答しているところ、申立人の同社における雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、A社に係るオンライン記録から、申立期間に厚生年金保険の加入記録のある複数の従業員に照会したところ、回答のあった従業員の一人は、申立人とは運転手仲間であり、当時は仕事も多く、会社を渡り歩く運転手が多数おり、運転手の半数は渡りの者で日々のお金を得るために日費(日払い)になった者も数人おり、日費の者は社会保険料を控除されておらず、申立人もその中にいたと思うと供述しているほか、他の従業員の一人は、申立人とは同じ職場で勤務し、申立人は自身のことをアルバイトで日払いと言っていたこと、及びA社は正社員のみ厚生年金保険に加入させていた旨供述している。

加えて、申立人は、A社における自身の前任者の姓のみを挙げているが、同社に係る オンライン記録で確認したところ、申立人が挙げた姓の者は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年10月5日から35年1月5日まで

A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同僚を含む当時の同社の従業員と一緒に撮った写真を提出するので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚及び従業員の供述並びに申立人から提出された写真により、入社日は特定できないものの、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、現在のB社は、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等は不明である旨回答している。

また、オンライン記録によると、A社は昭和 33 年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち 31 年 10 月5日から 33 年2月1日までは適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険記号番号払出簿によると、A社において昭和 35 年1月5日に被保険者資格を取得する際に、同年1月 28 日に新しい厚生年金保険の記号番号が払い出されていることが確認できる。

加えて、申立人から提出された昭和 32 年の写真に申立人と一緒に写っている同僚の 厚生年金保険の被保険者資格取得日は、34 年8月 16 日であるほか、申立人と同じ日に 被保険者資格を取得した従業員のうち7人の供述又は被保険者記録から判断すると、申 立期間当時、A社では、パート、見習等については必ずしも入社と同時に厚生年金保険 に加入させる取扱いを行っていなかったことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月から同年5月31日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務 していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、既に厚生年金保 険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は死亡していることから、 申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社において、申立期間に申立人と同じ職種の業務で勤務していた複数の同僚の氏名は、上記被保険者名簿に見当たらない。

さらに、申立期間に厚生年金保険の加入記録のある従業員は、「A社では試用期間が3か月から6か月あった。」と供述しており、当該従業員も入社から6か月以上経過後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらのことから判断すると、A社においては従業員全員を入社と同時に厚生年金保険に加入させてはおらず、一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月31日から同年4月1日まで

A法人に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同法人の退職日は、昭和41年3月31日であり、資格喪失日は同年4月1日となるべきである。手続が誤って行われたと思われるので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人の回答及び複数の元従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間も同法人に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、A法人は、申立期間当時の資料を保管しておらず、当時の事業主は既に死亡 し、経理担当者に照会することができない上、申立人も給与明細書等の資料を保管して いないことから、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除について確認すること ができない。

また、A法人は、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について、当月給与から控除する保険料は前月分であり、月末に退職する職員からは、2か月分の保険料を控除することになる旨回答しているところ、申立人の被保険者資格喪失日(昭和 41 年 3 月 31 日)と同日に被保険者資格を喪失している従業員は、退職月に係る厚生年金保険料控除額について覚えておらず、また、申立人と同時期に勤務していた複数の従業員からも、当該法人の月末退職時における厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

さらに、A法人に係る事業所別被保険者名簿のうち、昭和 36 年9月1日 (新規適用日) から申立期間を含む41年8月1日までに被保険者資格を取得している28人について、各人の被保険者資格喪失日を調査した結果、月初1日の資格喪失者は10人、月末日の資格喪失者は、申立人のほかにも5人いることが確認できる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周

辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。